

第4次越谷市障がい者計画進捗状況一覧 【令和2年度取り組み内容】

福祉部障害福祉課

令和3年8月

目 次

第1章 広報・啓発の推進

- 1 広報・啓発活動の充実…………… 1
- 2 地域での交流と理解の促進…………… 2
- 3 市民との協働による地域福祉の推進…………… 3
- 4 地域ネットワークの形成…………… 4

第2章 保健・医療の充実

- 1 疾病の予防と早期発見・早期対応…………… 5
- 2 地域療育システムの充実…………… 6
- 3 在宅保健サービスの充実…………… 7
- 4 障がい者保健・医療体制の充実…………… 7

第3章 教育・育成の充実

- 1 学校教育の充実…………… 9
- 2 就学前教育・保育の充実…………… 10
- 3 課外活動の充実…………… 11
- 4 相談の充実…………… 11

第4章 雇用・就業の確保

- 1 雇用の促進と就労機会の拡大…………… 12
- 2 多様な働き方の支援…………… 13
- 3 受注機会の拡大…………… 14

第5章 生活支援サービスの充実

- 1 地域生活支援体制の整備…………… 14
- 2 生活を支える福祉サービスの充実…………… 16
- 3 日中活動の場の確保…………… 18
- 4 住まいの場の確保…………… 18
- 5 地域生活を支える施設サービスの充実…………… 19
- 6 療育の場の確保…………… 19

第6章 生活環境の整備充実

- 1 福祉のまちづくりの推進…………… 19
- 2 道路・交通環境の整備…………… 20
- 3 外出・移動の充実…………… 21
- 4 情報のバリアフリー化の推進…………… 22
- 5 住環境の整備…………… 22
- 6 防犯・防災体制の整備…………… 23

第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進…………… 24
- 2 権利擁護等の推進…………… 25

第8章 生涯学習環境の整備・充実

- 1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進…………… 26
- 2 多様な社会参加の促進…………… 27

計画の推進に向けて…………… 28

第1章 広報・啓発の推進

1 広報・啓発活動の充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の経緯
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 広報活動の充実	1 広報媒体を通じた広報・啓発の充実	広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「市民ガイドブック」、「越谷市の障害者福祉ガイド」には最新の情報を掲載するよう努め、利便性の向上を図ります。視覚に障がいがある方へは「広報こしがや点字版」を発行します。また、ボランティア団体によるテレビ広報番組「いきいき越谷」に手話通訳を入れ制作・放送します。また、ホームページの充実のほか、越谷cityメール配信サービスの利用拡大に努めます。	視覚障がいのある方に対して、広報こしがやお知らせ版の抜粋を点字した「広報こしがやお知らせ点字版」を31部作成し、希望者に毎号郵送するとともに、市役所行政資料コーナー、こばと館、市立図書館、北部市民会館図書室、南部図書室、中央図書室、障害福祉課に閲覧用として設置した。また、テレビ広報番組「いきいき越谷」（30分番組）については、手話通訳付きでテレビ埼玉、J：COM越谷を通して毎月15回放送するとともに、DVDの貸し出しを広報課で行った。さらに、市ホームページとYouTubeへ掲載し広く視聴の機会を提供した。 【広報シティプロモーション課】	広報シティプロモーション課 関連各課	A	点字広報、テレビ広報の手話通訳について、1年を通して、欠かさず対応することができた。 【広報シティプロモーション課】（A）	点字広報、テレビ広報の手話通訳について、計画期間中、欠かさず対応することができた。今後はテレビ広報番組について、番組内で話している内容を全て文字表示し、分かりやすい番組制作を進めていく。 【広報シティプロモーション課】
(1) 広報活動の充実	2 インターネットの活用	ICT（情報コミュニケーション技術）の発展を踏まえ、アクセシビリティに関するJIS規格「JISX-8341-3:2010」に沿った誰もが見やすく使いやすいホームページづくりと「障害者の日記事業ふれあいの日」などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。さらに、バリアフリーマップ（Web版）を掲載して、各施設のきめ細かい情報提供を行います。	《ホームページによる情報提供》 情報数は約9,000件。アクセス数は月平均約250万アクセス。だれも見やすく、使いやすいホームページづくりを心掛け、運用を行っている。また、文字の拡大縮小、色の反転、音声読み上げ、読み上げ速度の調整、ひらがな・ローマ字のふりがな表示などを簡単に行うことができる、アクセシビリティ支援ソフトを導入している。 また、平成29年11月のリニューアルにあわせ、アクセシビリティに関する試験を実施。JIS規格「JISX-8341-3:2016」（同2010から改定）に沿ったホームページづくりを推進している。 《メール配信サービスによる情報提供》 平成20年2月から越谷cityメール配信サービスを開始。平成25年2月から配信内容を細分化し、現在は、災害・防災・防災行政無線メール、健康・医療メール、市政情報、お知らせメール、イベント案内メール、子育てメールの5種類を配信している。 令和3年3月末現在の登録者数は、48,020人（災害・防災・防災行政無線メール45,693人、健康・医療メール25,763人、市政情報・お知らせメール22,769人、イベント案内メール22,679人、子育てメール20,584人）。 《ツイッターを用いた情報発信》 平成24年2月から、ツイッターを用いた情報配信を開始した。ホームページの更新情報や、大規模災害時などにおける緊急情報の配信を行う。令和3年4月現在の登録者数は10,832人。 《LINEを用いた情報発信》 平成28年2月から、LINEを用いた情報発信を開始した。イベント情報などの配信を行う。令和3年4月現在の登録者数は8,975人 【広報シティプロモーション課】	広報シティプロモーション課 関連各課	A	ホームページについては、新型コロナウイルス感染症対策で中止としたパソコンを使用した操作研修に代わり、掲示板を活用してウェブアクセシビリティ等の周知を実施した。越谷cityメール、ツイッター、LINEについては、チラシなどで啓発を行い、それぞれの登録者数が増加した。 【広報シティプロモーション課】（A）	市ホームページはウェブアクセシビリティへの取り組みを積極的に行ってきた。JIS規格に沿った誰もが見やすく使いやすいホームページづくりに努めた。今後もアクセシビリティへの取り組みを継続し、より使いやすしいものとしている。また、メール配信サービスによる情報提供、ツイッターとLINEを用いた情報発信などインターネットの活用を充実させることができた。 【広報シティプロモーション課】
(2) 啓発イベントの推進	1 「障害者週間」・「人権週間」の周知（7章に再掲）	「障害者週間（12月3日～9日）」を周知するため、「障害者の日記事業ふれあいの日」（6月第一日曜日）を開催し、市民から多くのポスターを募集するなどして障がいに対する理解の促進を図り、障がい者をはじめより多くの市民の参加を促進するため、内容の充実を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。 また、「人権週間（12月4日～10日）」において、障がいに対する適切な理解を深めるための啓発についても推進します。	「障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいへの理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会との共催で「第40回ふれあいの日」の開催に向けた準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 ふれあいの日ポスター原画募集 応募件数36点 【障害福祉課】 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していない。【子ども福祉課】 人権週間併せて11月30日から12月10日まで市役所1階ロビーにて人権標語・人権作文等のパネル展示を行ったほか、懸垂幕を掲出した。なお、例年実施している人権擁護委員会による特設人権相談所の開設等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。 【人権・男女共同参画推進課】 啓発物品等を配布し、障がい者の人権をはじめあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努めた。【生涯学習課】	障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課	A	開催に向けた準備は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため未実施とした。【障害福祉課】（一） 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施【子ども福祉課】（一） 令和2年度の人権週間における啓発活動に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権擁護委員会による面での啓発活動や人権相談を中止とせざるを得ず、展示中心となった。しかしながら、一定程度は来庁者向けの啓発活動が実施できたことから、Bとした。 【人権・男女共同参画推進課】（B） 地区センター・公民館等の地域の公共施設を活用した人権講座・講演会は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となったが、範囲内をわたり啓発の推進に努めることができたため。【生涯学習課】（A）	「障害者の日記事業ふれあいの日」の開催により、障がいの有無によらず多くの市民が交流するとともに、障がい福祉に対する理解を深める機会を提供することができた。今後も同様の取り組みを継続し、障がい福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図っていく。 【障害福祉課】 平成28年から令和2年において、障害者の日記事業「ふれあいの日」は、「心豊かな福祉のまちづくり」をテーマに、障がい者福祉に対する理解の促進を図り、地域共生社会の実現のため、市民の皆様には福祉への理解と関心を深めていただけるよう、例年市内福祉事業所や各福祉団体が中心となり実行委員会を立ち上げ、毎年「テーマ」を決めて、越谷市中央市民会館を会場に開催してきた。 平成28年から令和元年末までは、屋内外において越谷市立中央中学校吹奏楽部の演奏、各福祉団体の発表、粥菜ソーランチームの演奏、越谷市消防音楽隊の演奏、模擬店等が実施され、多くの人が来場していたが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催中止となった。 今後とも、障がい者福祉に対する理解の促進できるよう、事業の充実を図る。 【子ども福祉課】 毎年、11月末から12月10日までの人権週間における啓発活動であるが、人権擁護委員と連携し人権相談やパネル展示、リーフレットの配布による啓発活動を実施することができた。今後も継続して実施していきたい。【人権・男女共同参画推進課】 障がいに対する適切な理解を深めるための啓発活動を推進できた。 今後も、障がい者の人権をはじめあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努める。 【生涯学習課】
(2) 啓発イベントの推進	2 講演会・フォーラムの開催（7章に再掲）	市民が障がい者問題について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携、協力して精神保健福祉講演会などを開催します。 また、市民団体などと協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する理解を深める取り組みを行います。	令和3年2月5日に越谷コミュニティセンターで人権・同和問題講演会の開催を予定していたが、緊急事態宣言下であることから中止とした（越谷市人権教育推進協議会、越谷市人権擁護委員会協議会越谷部会、越谷市、越谷市教育委員会共催）。【人権・男女共同参画推進課】 市内の公共施設を会場とした人権講座・講演会等が一部中止となったが、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための学習機会の提供の場を設けるよう努めた。【生涯学習課】	こころの健康支援室 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課	A	直前まで開催の準備を進めていたが、緊急事態宣言の解除には至らず、人が多く集まる講演会については中止（未実施）の判断となった。【人権・男女共同参画推進課】（一） 市内の公共施設を会場とした人権講座・講演会が一部中止となったが、障がい者の人権に関する啓発を推進するよう努めたため。【生涯学習課】（A）	市民や企業、学校人権教育関係者、市職員を対象とする同事業については、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができ、人権意識の高揚を図ることができた機会と考えている。今後も関係団体と協力しながら、引き続き実施していきたい。【人権・男女共同参画推進課】 広く市民の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図ることにより、人権意識の高揚につながった。 今後も、人権講座・講演会等を開催し、引き続き人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための学習機会の提供の場を設けるよう努める。【生涯学習課】
(2) 啓発イベントの推進	3 表彰制度の推進	市民による福祉活動を促進し、福祉のまちづくりをすすめるため、越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します。	社会福祉大会が5年ごとの開催であり、令和2年度は実施していない。【福祉総務課】	福祉部 子ども家庭部	—	社会福祉大会が5年ごとの開催であり、令和2年度は実施していない。【福祉総務課】	市民による福祉活動を促進し、福祉の風土づくりを進めるため、平成31年2月に第17回越谷市社会福祉大会を開催し、福祉実践活動功労者・団体などの表彰を行った。（5年ごとの開催） 【福祉総務課】

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(2) 啓発イベントの推進	4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実（7章に再掲）	障がい者福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図るため、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。より多くの市民の参加を促進するため、事業内容の更なる充実と周知を図ります。	障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいへの理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会との共催で「第40回ふれあいの日」の開催に向けた準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 ※中止決定前にポスター原画の募集は行った。 ふれあいの日ポスター原画募集 応募件数36点 【障害福祉課】 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していない。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 社会福祉協議会	—	開催に向けた準備は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため未実施とした。【障害福祉課】（一） 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施【子ども福祉課】（一）	「障害者の日記念事業ふれあいの日」の開催により、障がいの有無によらず多くの市民が交流するとともに、障がい福祉に対する理解を深める機会を提供することができた。今後も同様の取り組みを継続し、障がい福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図っていく。 【障害福祉課】 平成28年から令和2年において、障害者の日記念事業「ふれあいの日」は、「心豊かな福祉のまちづくり」をテーマに、障がい者福祉に対する理解の促進を図り、地域共生社会の実現のため、市民の理解に資する理解と関心を深めていただけるよう、例年市内福祉事業所や各福祉団体を中心となり実行委員会を立ち上げ、毎年「テーマ」を決めて、越谷市中央市民会館を会場に開催してきた。 平成28年から令和元年までは、屋内において越谷市立中央中学校吹奏楽部の演奏、各福祉団体の発表、弥栄ソランナムの演奏、越谷市消防音楽隊の演奏、模擬店等が実施され、多くの人が来場していたが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催中止となった。 今後とも、障がい者福祉に対する理解の促進できるよう、事業の充実を図る。 【子ども福祉課】

2 地域での交流と理解の促進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 多様な交流機会・場の提供	1 地域での交流の促進	障がい者への理解を促すため、越谷市障害者福祉センターこぼと館やそこで活動する障がい者団体や市内の障がい者関連福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域での交流事業を支援します。また、地域の世代間交流事業や祭りなどの行事を通して交流を促進します。	越谷市障害者福祉センターこぼと館において、こぼと館文化祭を通して、こぼと館の事業参加者及び登録団体と地域住民との交流の場を提供した。 【障害福祉課】 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より事業の実施数が少なかったが、各地区の団体が主体となり、市内13地区で事業を実施した。 【市民活動支援課】	障害福祉課 子ども福祉課 市民活動支援課	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、こぼと館文化祭において例年実施していたあいまコンサートは中止となったが、作品展の実施により地域での交流の促進を図ることができたため、Aとした。 【障害福祉課】（A） 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より事業の実施数は少なかったが、各地区で事業を実施することにより、世代間交流の場を提供することができたため、Bとした。 【市民活動支援課】（B）	越谷市障害者福祉センターこぼと館において、こぼと館文化祭を開催し、作品展やコンサートを実施してきた。 引き続き同文化祭を開催し、こぼと館の事業参加者及び登録団体と地域住民との交流を促進する。 【障害福祉課】 各地区で事業を実施することにより、様々な世代間交流の場を提供することができた。 また、事業を充実させるべく、より幅広い参加者を募るため、事業の見直しを継続的に進めてきた。 【市民活動支援課】
(1) 多様な交流機会・場の提供	2 多文化共生の促進	外国文化を紹介する機会を通して、障がい者と国際交流員や多文化共生推進員との交流及び相互理解を推進します。	市内小学校1校からの依頼に基づき、多文化共生推進員3人を講師として派遣し、児童63人を対象に外国の文化や習慣について紹介するとともに、クイズなどを通じて国際理解を図った。 【市民活動支援課】	市民活動支援課	B	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を実施した学校は1校にとどまったが、障がい者を含めた児童63人を対象に外国の文化や習慣について紹介するとともに、ゲームなどを通じて国際理解を図ることができたためBとした。 【市民活動支援課】（B）	平成28年度から令和2年度において、多文化共生推進事業では依頼に基づき小学校を中心として、ボランティアの多文化共生推進員による国際理解講座を開催し、参加者の国際理解の推進に努めてきた。 平成29年度まで行っていた越谷市障害者福祉センターこぼと館での国際理解講座については、参加者が限定されていたため、平成30年度からは実施を見合わせている。 今後も本事業については、門戸を広げ、より多くの依頼を受けられるよう体制を整え、障がい者を含む参加者に対する一層の国際理解の向上を目指し、事業の充実を図る。 【市民活動支援課】
(1) 多様な交流機会・場の提供	3 障がい者の公共施設の利用促進	障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減免などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。	北越谷地区センターの階段に手すりを設置した。【市民活動支援課】 「越谷市障害者等の利用に係る公的施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料を減額した。 ◀令和2年度減額実績▶ ・利用者数 5,007件（団体1件とする） ・利用者数 7,396人（参加人数） ・登録団体数 27団体（令和3年3月末） ・減額施設数 22施設 【障害福祉課】	市民活動支援課 関連各課	A	左記修繕により、利便性の向上を図った。 【市民活動支援課】（B） 左記の事業実施により、障がい者や介護者等が公的施設を利用する際の経済的な負担の軽減が図られたため、Aとした。 【障害福祉課】（A）	小規模修繕・工事により施設のバリアフリー化に努めた。バリアフリー化に大規模な修繕・工事が必要な施設（老朽化した地区センター及び交流館の一部）については、今後の更新計画の検討を進める中で環境整備に努めていく。 【市民活動支援課】 障がい者の公共施設の利用促進を図るため、「越谷市障害者等の利用に係る公的施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料の減額を行ってきた。 引き続き、同条例に基づき、障がい者や介護者等が公的施設を利用する際の経済的な負担の軽減を図っていく。 【障害福祉課】
(2) 地域における福祉学習の推進	1 出張講座の開催	地区センター・公民館との連携を密にし、出張講座の周知と活用にも努めるとともに、地域からの福祉づくりを推進します。	出張講座の実施に向け準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することができなかった。 【障害福祉課】	障害福祉課	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施とした。 【障害福祉課】（一）	地域からの福祉づくりを推進するため、民生委員・児童委員等をはじめ幅広い団体に対して、研修会や出張講座を実施してきた。 引き続き、状況に応じて研修会や出張講座等を実施し、制度等の周知に努めていく。 【障害福祉課】

3 市民との協働による地域福祉の推進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 市民への啓発事業の推進	1 地区イベントを通じた交流機会の促進	福祉施設従事者、あるいは障がい者関係団体と市民との交流の機会の提供を図ります。	障害者福祉センターこばと館及び障害者就労訓練施設しらこばとの共催で実施している「こころのアート展」を通して、こばと館の事業参加者の芸術活動の成果に市民が触れる機会を提供した。なお、例年市内の障がい者関連施設で実施していた販売訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 【障害福祉課】	障害福祉課	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施していた市内の障がい者関連施設における販売訓練については中止となったが、左記の事業実施により地域での交流の促進を図ることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	障害者福祉センターこばと館及び障害者就労訓練施設しらこばとの共催により開催している「こころのアート展」を通じ、障害者の地域交流を支援してきた。より多くの福祉施設関係者や障がい者団体、地域住民などに参加いただけるよう、引き続き同アート展を開催するとともに周知活動をより積極的に行っていく。 【障害福祉課】
(1) 市民への啓発事業の推進	2 民生委員・児童委員との連携	地区民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	地区民生委員・児童委員協議会の研修実施に向け準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することができなかった。 【障害福祉課】 令和2年度の民生委員・児童委員の相談支援件数は、7,141件であり、そのうち障がい者に関する相談支援件数は、286件であった。 【福祉総務課】	障害福祉課 福祉総務課 関連各課	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施とした。 【障害福祉課】(一) 令和2年度の相談支援件数は前年の9,723件から7,141件と減少した。その原因として、新型コロナウイルスの影響により活動を自粛したことがあげられる。しかし、障がい者福祉に関する研修を考える地区もあるなど、委員の意識は高い状態にあると考えられるため、新型コロナウイルスの動向をみながら積極的に障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動しているよう啓発を図っていった。 【福祉総務課】(B)	各地区の民生委員・児童委員協議会の障がい者部会において、障害者差別解消法や障がい者福祉の概要について講義を行ってきた。引き続き、同協議会の研修を支援することで連携を深めていく。 【障害福祉課】 障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動していけるよう啓発を図っていきたい。 【福祉総務課】
(2) 社会福祉協議会への支援と連携の強化	1 社会福祉協議会への支援と連携の強化	越谷市社会福祉協議会は、民間地域福祉活動の推進主体として、また、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っていることから、今後も越谷市社会福祉協議会への支援に努めるとともに、連携の強化を図ります。	越谷市障害者福祉センターこばと館及び越谷市障害者就労訓練施設しらこばとの運営を、指定管理者である越谷市社会福祉協議会が担い事業展開を図った。成年後見事業、コミュニケーション支援事業などの事業を越谷市社会福祉協議会と連携を図りながら進めた。 【障害福祉課】 地域福祉の中核的役割を果たす社会福祉協議会へ助成金を支出した。 【福祉総務課】	障害福祉課 福祉総務課 社会福祉協議会	A	地域福祉活動の推進主体であり、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点である越谷市社会福祉協議会との連携を取れたため、Aとした。【障害福祉課】(A) 助成金を交付し、社会福祉協議会への適切な支援につなげた。本市の地域福祉の推進を担う団体として、今後の支援のあり方や事業の効果等について検討を進めながら、社会福祉協議会との連携を強化していく。 【福祉総務課】(B)	越谷市障害者福祉センターこばと館及び越谷市障害者就労訓練施設しらこばとの指定管理者として越谷市社会福祉協議会を指定するとともに、成年後見事業、コミュニケーション支援事業などの事業を連携を図りながら進めてきた。両施設の運営について引き続き各種事業の充実を図るため、指定管理者として連携を強化していき。 【障害福祉課】 助成金を交付し、社会福祉協議会への適切な支援につなげた。本市の地域福祉の推進を担う団体として、今後の支援のあり方や事業の効果等について検討を進めながら、社会福祉協議会との連携を強化していく。 【福祉総務課】
(3) NPO等民間団体との協働	1 ボランティア団体等への支援	ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、越谷市社会福祉協議会と協力して、ボランティアの育成と組織化を図るとともに、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、その活動を支援します。	障害者福祉センターこばと館において、手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会並びに要約筆記者養成講習会を行った。さらに講習会の、受講者・修了者に対しボランティアサークル活動の内容を案内した。また、こばと館に登録しているボランティア活動サークルに活動場所を提供した。 【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課	A	左記の事業実施により、ボランティアの育成・組織化及びボランティア活動の支援を図ることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	障害者福祉センターこばと館において、手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会並びに要約筆記者養成講習会を行った。さらに講習会の、受講者・修了者に対しボランティアサークル活動内容を案内するとともに、こばと館に登録しているボランティア活動サークルに活動場所を提供した。引き続き同取組を継続し、ボランティア団体を支援していく。 【障害福祉課】
(3) NPO等民間団体との協働	2 社会福祉法人、民間団体等との連携	障がい者の自立支援サービスの充実と、社会福祉法人や民間団体などの協働を推進するため、連携を強化します。	障害者地域自立支援協議会等の会議をとおして、社会福祉法人や民間団体等との連携に努めた。 【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課	B	障害福祉サービス事業所等を運営する社会福祉法人等との連携強化に努めた。連携の方法について、協議体が多く存在し、整理の必要があるという課題もあることから、Bとした。 【障害福祉課】(B)	社会福祉法人や民間団体等の職員が構成員となっている障害者地域自立支援協議会において情報共有を行うなど会議をとおして各団体との連携を図ってきた。引き続き、同取組を継続していくとともに、効果的な連携方法等について検討していく。 【障害福祉課】

4 地域ネットワークの形成

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) サービス供給体制の多元化	1 公的施設の利用システムの検討	地区センター・公民館、市民プール、公園などの公的施設における障がい者利用の利便性の向上を図るとともに、高齢者の福祉施設を障がい者も利用できるようなシステムについて検討をします。	「越谷市障害者等の利用に係る公的施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料を減額した。 <令和2年度実績> ・利用件数 5,007件（団体1件とする） ・利用者数 7,396人（参加人数） ・登録団体数 27団体（令和3年3月末） ・減額施設数 22施設 【障害福祉課】 施設利用者の安全性・利便性の向上を図るため、計画的に施設の改修を実施した。（実施状況） 2階多目的室避難誘導灯交換修繕（ゆりのき荘） 2階トイレ暖房便座取替修繕（ゆりのき荘） 男女字浴槽タイル目地修繕（ひのき荘） 【地域共生推進課】	障害福祉課 地域共生推進課 関連各課	A	左記の事業実施により、障がい者の方々が公的施設を利用する際、利便性の向上が図られたため、Aとした。【障害福祉課】（A） 特に開設から年数が経過した施設について、修繕を努めた。今後も引き続き、障がい者や高齢者の利用しやすい施設づくりに努めていきたい。【地域共生推進課】（A）	障がい者の公共施設の利便性の向上を図るため、「越谷市障害者等の利用に係る公的施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料の減額を行った。 引き続き、同条例に基づき、障がい者や介護者等が公的施設を利用する際の経済的な負担の軽減を図っていく。【障害福祉課】 多目的トイレや点字ブロック等の修繕など、計画的に行うことにより、障がい者や高齢者の利用しやすい施設づくりを行った。 今後も引き続き利用しやすい施設づくりに努める。【地域共生推進課】
(1) サービス供給体制の多元化	2 民間サービス事業者の育成	民間サービス事業者のサービス提供が適正なものとなるよう支援し、障がい者がいつでも安心して適切なサービスを選択できるよう、民間サービス事業者の育成を図ります。	国、県からの通知等について、情報提供や周知を図った。また、情報公表制度の施行により質の高いサービスを促すとともに、事業者からの運営や報酬の基準にかかる相談について、回答・説明を行うことにより、事業者の適切なサービス提供に繋がった。【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課	B	障害福祉サービス事業者等の新規指定を行うとともに、運営基準にかかる相談も増加した。情報公表制度についての環境整備がされていない事業者に対して、より細かに指導・助言を行ったため、Bとした。【障害福祉課】（B）	事業者への必要な情報提供や指導・情報公表制度の施行等により、適正なサービス提供が図られるよう支援を行った。引き続き障がいのある方が良質なサービス提供を受けられるよう事業者の育成に努める。【障害福祉課】
(2) ネットワークの推進	1 地域包括ケアネットワークの促進	市では、障がい者や高齢者など支援を必要とする方が、安心して暮らしていることができるように、市内11か所の地域包括支援センターを拠点に地域全体で見守りや助け合いをしていくネットワークをすすめています。警察署や消防署などの関係機関をはじめ、地域の事業者や各種団体、地域住民と連携し、支援を必要とする方を早期に発見して、問題の深刻化を防ぎます。支援を必要とする方の相談や情報を受けた地域包括支援センターは、必要に応じて支援につなげます。	●地域包括支援センターが、各地区の関係機関・団体等への挨拶まわり及び地域包括支援センター・地域包括支援ネットワークについてのPR活動を実施 周知活動延回数：2,817回 ●地域包括支援センターが、各地区の協力機関・団体等との交流を通じ、 「顔の見える関係」を築く場及び各地域における課題を検討する場として、高齢者が安心して生活できる地域づくりを目指す会議を開催した。 地域包括支援ネットワーク会議開催回数：5回 地域包括支援ネットワーク会議参加人数：181人 【地域包括ケア課】	地域包括ケア課 障害福祉課 関連各課	B	地域包括支援センターや地域包括支援ネットワークについての周知を積極的に実施した。引き続きPR活動を実施するとともに、地域包括支援ネットワークの趣旨に賛同し協力書を取り交わしている既存の協力機関・団体等に対して定期的な挨拶まわりを実施し、ネットワークの強化も実施したことから、Bとした。【地域包括ケア課】（B）	継続的に地域包括支援センターや地域包括支援ネットワークについての周知を積極的に実施することで地域包括支援センターでの新規の相談者数が増え続けている。 引き続きPR活動を実施するとともに、地域包括支援ネットワークの趣旨に賛同し協力書を取り交わしている既存の協力機関・団体等に対して定期的な挨拶まわりを実施し、地域包括支援ネットワークの取り組みを継続していく。【地域包括ケア課】
(2) ネットワークの推進	2 地域交流活動の推進	日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、地域交流活動を推進します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域交流活動推進モデル事業を行う団体の活動ができなかったため、補助金の交付による活動支援ができなかった。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課	—	例年、地域交流活動を推進する団体へ支援を行うことにより、障がい者の自立や社会参加を促進していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を受け、感染防止のために団体が活動しなかったため、未実施。【障害福祉課】（—）	地域交流活動の推進を図る団体への支援を行うことにより、日中活動の場や地域との交流を推進し、障がい者の自立や社会参加の促進に寄与することができた。今後も、同様の取り組みを継続し、障がい者の自立や社会参加を推進していく。【障害福祉課】
(2) ネットワークの推進	3 障害者地域自立支援協議会の充実（5章に再掲）	障がい者等の地域生活を支援するために、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。障がい者等がそのニーズや生活実態に即して有効な障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携体制を図ります。	◎全体会（開催回数1回） 第1回 令和2年10月16日 (1) 令和2年度越谷市障害者地域自立支援協議会事業計画（案）について (2) 専門部会活動について (3) 第5次越谷市障がい者計画の素案について (4) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の素案について ◎専門部会（開催回数12回） ・相談支援専門部会6回 ・計画相談支援専門部会1回 ・知的障がい専門部会 ・障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会1回 ・精神障がい専門部会2回 ・地域生活支援拠点・基幹相談支援センター設置準備専門部会1回 ・パンフレット作成部会 パンフレットの更新と監修 【障害福祉課】	障害福祉課	B	相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合うことにより関係機関の連携体制の緊密化を図り、障がい者等の支援体制の整備について協議を行った。 今後も引き続き関係機関との連携を強化し、支援体制のさらなる整備について協議する必要があることからBとした。【障害福祉課】（B）	5ヵ年にわたり、相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合い、各関係機関の連携体制の緊密化を図ることに努めた。今後も障がい者等の支援体制の整備を図るため、各専門部会活動を展開し、障害者地域自立支援協議会を定期的に開催していく。【障害福祉課】

第2章 保育・医療の充実

1 疾病の予防と早期発見・早期対応

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 疾病予防対策の充実	1 乳幼児等健康診査事業の充実	乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図ります。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。	乳幼児健康診査については、コロナ禍ではあるが、個別健診の導入や集団健診の受付時間を分割するなど感染防止対策を施しながら健診を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談や特別発達相談などを実施した。また、妊婦健康診査についても、助成券により経済的負担を軽減することで、妊娠中からの支援を実施した。 【健康づくり推進課】	健康づくり推進課	A	子育て世代包括支援センターを設置したことにより、妊娠中からの継続的な支援、乳幼児健康診査の情報提供が可能になり、健診や相談の受診者数が増加したため。 【健康づくり推進課】(A)	概ね90%以上の受診率で推移し、未受診者フォローも電話や訪問で実施し、対象者の発育や発達状況を把握することができた。また、コロナ禍においても、健診の延期や個別健診の導入など、感染予防対策を講じた健診が実施できた。【健康づくり推進課】
(1) 疾病予防対策の充実	2 健康診査・がん検診等事業の充実	疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等を実施します。生活習慣病予防、骨粗しょう症予防などについて広報や健康教育などを通して広く啓発し、健（検）診受診の必要性について周知を図ります。	国の指針による5つのがん検診では、全体で70,949人の方が受診した。子宮頸がん検診を除き、前年度より受診者数が減少した。前立腺がん検診は973人の方が受診した。また、検診等の周知は個別通知対象者に実施した。 【健康づくり推進課】 生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施した。 特定健康診査（連報値） 対象者 47,757人 対象者 43,359人 受診者 17,462人 受診者 16,020人 受診率 36.6% 受診率 36.9% ※給付担当 連合会よりR3.6.25現在 後期高齢者医療担当実績より 【国保年金課】	健康づくり推進課 国保年金課	C	令和2年度はナッジ理論を用いた受診勧奨ハガキを作成し、勧奨の対象を拡大したが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、子宮頸がん検診以外の受診率は低下した。今後はコロナ禍においても定期的な検診受診の必要性を周知する等の対策が必要である。以上の事から評価はCとした。【健康づくり推進課】(C) 特定健康診査・後期高齢者健康診査により健康の保持・増進としての一定の成果は認められている。しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で受診率が大幅に低下している。今後は受診勧奨方法等の見直しが必要と考えたため評価をCとした。 【国保年金課】(C)	平成28年度以降、個別通知対象者に検診の受診勧奨通知を交付したり、広報紙やシティメール、回覧等による受診勧奨を定期的に行ってきた。その結果、令和元年度までは、令和2年度の目標値に向かって、順調に推移していた。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、集団検診の中止や人数制限、受診控え等により、子宮頸がん検診以外の受診率は低下した。今後の課題として、検診実施時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底や、コロナ禍でも定期的な検診を受診することの必要性の啓発が挙げられる。 【健康づくり推進課】 特定健康診査・後期高齢者健康診査により健康の保持・増進としての一定の成果は認められている。しかし、特定健康診査の伸びが鈍化しており頭打ちの状況が続いている。さらに、令和2年度は新型コロナウイルスの影響から受診率が大幅に低下している。こうした現状から、より多くの対象者に受診の機会を持ってもらうため、対象者に対し、効果的な勧奨を行う方法などを検討、実施する必要がある。【国保年金課】
(1) 疾病予防対策の充実	3 予防接種の推進	感染症を予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、健診等の機会において未接種者への勧奨に努め、接種率の向上を図ります。	子育て世代包括支援センターでの相談や、健診の通知及び健診会場などの機会を捉えて、受診勧奨を行った。また、種々の勧奨が実施されている予防接種に関しては、対象者が接種について検討・判断ができるよう情報提供を行った。 【健康づくり推進課】	健康づくり推進課	A	予防接種について、健診等の指導の場を活用した接種状況を確認と接種勧奨を行った。また、適切な時期に予防接種ができるよう個別通知で情報提供を行うことで接種率を高く維持しているため。【健康づくり推進課】(A)	予防接種率はコロナ禍においても大きな変動はなく、各年度とも一定の接種率を維持することができた。この間、定期予防接種の種類も増えており、適切な情報提供をすることで接種機会を逃すことなく、接種率の維持、向上に努めることができた。 【健康づくり推進課】
(1) 疾病予防対策の充実	4 救急医療情報キット事業の推進（6章に再掲）	救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病、かかりつけ病院、常服薬、緊急連絡先等）をポータルにまとめて保管することで救急隊、病院が迅速に救急救命活動を行えるようにするためのものです。高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。	●配布実績（年間） 配布本数：173本 配布人数：237人 【福祉総務課】 障がい者福祉ガイド等を利用し、案内を行った【障害福祉課】	福祉総務課 障害福祉課	B	昨年度の配布本数332本、配布人数489人と比較すると本数・人数ともに減少した。広報やホームページなどを活用し、民生委員などの協力機関と連携して積極的に普及啓発活動を行っていく。 また、救急情報の更新を呼びかけるなど、すでに配布している対象者についてもフォローアップを行っている。【福祉総務課】(B) 障がい者福祉ガイド等を利用し案内を行った。 今後も引き続き、周知方法等、周知に係る工夫が必要であることからBとした。 【障害福祉課】(B)	5年間の配布本数は1,201本、配布人数1,657人となっている。今後も、広報の活用や、民生委員などと連携し、積極的に普及活動を行っていく。【福祉総務課】 窓口に実物を設置することにより、申請や相談につながるケースがあり、万一の緊急事態への備えについての関心は高い。引き続き、高齢者や障がい者等が安心した生活が送れるよう、窓口での案内等に努めていく。【障害福祉課】
(2) 健康づくりの推進	1 母子健康づくり事業の充実	母子の健康づくりを推進するため、母子健康手帳の交付並びに、各種教室への参加を勧奨します。さらに、個別相談や助産師・保健師による産婦・新生児等への全戸訪問を推進します。また、乳幼児期の健全な発育・発達を支援するため、各種教室を開催します。	子育て世代包括支援センターを2ヶ所開設し、母子健康手帳の交付時に、妊婦全数面談を行い、妊娠前から切れ目のない相談を実施するとともに、母親学級・両親学級、多様な離乳食教室、育児相談などの母子保健事業について周知・勧奨を行った。 また、助産師・保健師による、乳児全戸訪問事業を実施し、育児に不安を持つ母等の継続支援に繋げている。 コロナ禍において、健康教室は開催せず、ホームページによるアレルギーについての普及啓発や、個別指導を実施した。養育医療給付を受給しているお子さんに対しては、低体重児家族教室を規模を縮小して開催した。 【健康づくり推進課】	健康づくり推進課	A	子育て世代包括支援センターを設置したことにより、妊娠中からの継続的な支援、母子保健事業等の情報提供が可能になり、相談件数が増加したため。【健康づくり推進課】(A)	子育て世代包括支援センターを2ヶ所開設し、母子健康手帳の交付時に、妊婦全数面談を行い、妊娠前から切れ目のない相談を実施するとともに、母親学級、両親学級、多様な離乳食教室、育児相談などの母子保健事業について周知・勧奨を行った。 また、令和2年度はコロナ禍において、助産師・保健師による、乳児全戸訪問事業を実施したが、家庭訪問の希望者が減少し個別相談を実施した。 今後も育児に不安を持つ母等の継続的支援やアレルギーについての普及啓発に努める。 【健康づくり推進課】
(2) 健康づくりの推進	2 健康づくり推進事業の充実	市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自分の健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。 また、生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。	生活習慣病予防セミナーを実施したり、健診結果から生活習慣病リスクの高い方を抽出して健康教室の案内を通知するなど、必要性の高い方の健康づくりを支援した。 また、健康長寿を目指し健康に良い取り組みを実践し、健康づくりを家族や友人にも広める健康長寿サポーターの養成講座を開催した。 「埼玉県コトバト健康マイレージ」に参加し、楽しみながら健康づくりを推進できるよう、市独自のポイントを設定した。【健康づくり推進課】 令和2年度も昨年度と同様に「グートキーパー研修」を地域（市民）向けに実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。【こころの健康支援室】	健康づくり推進課 こころの健康支援室	A	事業の拡充を図るとともに、健診結果等から必要な方に周知するなど事業の質の向上に努めた。また、自らが健康づくりに積極的に参加できる事業を提供することができた。 【健康づくり推進課】(A) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため未実施とした。【こころの健康支援室】(一)	生活習慣病予防セミナーでは生活習慣病の主な原因である脂質異常症、高血圧および糖尿病を中心に疾患に対する知識の普及と意識啓発を行った。その分野の専門の医師に講師をお願いすることで満足度の高いセミナーを実施できた。また、自身の健康づくりに適した生活習慣を継続できるよう支援した。今後も自らが健康づくりに主体的に参加できる教室、事業を提供していく。【健康づくり推進課】 5ヵ年を総括することで、令和元年度から新規事業として「グートキーパー研修」を市民向けに実施したことで、市民一人ひとりが自殺予防の観点から健康に関心を持ち、健康に関する正しい知識の普及啓発の機会をつくることができたと考ええる。【こころの健康支援室】

2 地域療育システムの充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 乳幼児の健やかな発達への支援	1 相談の充実	保健指導を必要とする幼児に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。	乳幼児健康診査や育児相談等で、継続的に支援が必要な母子に対して、関係機関と連携して発達相談等の相談支援を実施した。 【健康づくり推進課】	健康づくり推進課	A	子育てで世代包括支援センターを設置したことにより、妊娠中からの継続的な支援、母子保健事業等の情報提供が可能になり、相談件数が増加したため。 【健康づくり推進課】（A）	コロナ禍においても、個別健診の導入や感染防止対策をしながら集団健診を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談や特別発達相談などが実施できた。 【健康づくり推進課】
(2) 地域療育体制の整備	1 外来発達相談の充実	平成25年度（2013年度）に市が開設した越谷市児童発達支援センターに配置する専門職などのスタッフ機能の一層の活用により心身の発達における相談・療育機能の充実を図ります。 また、保健センター、教育センター、中川の療育センター及び関係医療機関などとの連携を図ります。	外来（発達）相談として保健師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士による個別の相談を実施した。1、617件（内訳作業療法士15件、理学療法士43件、言語聴覚士966件、心理士351件、保健師等240件）相談にあたって、他の関係機関からの情報を共有するなど連携を図り、より適切な支援の充実を図った。 新型コロナウイルス感染症対応 4月10日から5月10までは電話相談のみとし、5月11日から緊急性の高いケースから実施を開始した。【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	専門職などの機能を活用し、他機関との連携を図ることができた。また、来所者の健康状態のチェック、検温、手指消毒、マスクの着用を徹底し、相談室の使用後速やかに清掃・消毒をするなど感染症防止対策を徹底しながら実施できた。【子ども福祉課】（A）	専門職などの機能を活用し、他機関との連携を図りながら業務を進めることができた。また、令和元年度より職員の人員配置を見直し保健師を増員したことにより初回相談の待ち時間が解消され相談の充実を図ることができた。【子ども福祉課】
(2) 地域療育体制の整備	2 早期療育教室の充実（3章に再掲）	越谷市児童発達支援センターで実施する早期療育教室の指導体制の強化をすすめて一層の療育機能を充実させるとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。	心身の発達に支援が必要な低年齢児を対象に、障がい別又は年齢別に療育・訓練・各種相談（作業・理学・言語・心理）を実施した。 ・いちご教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 18回 ・つくしんぼ教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 97回 ・はとぼっ教室（成長や発達が気になる概ね3歳以上児） 61回 ・たけのこ教室（肢体機能に遅れのある1歳以上児） 32回 新型コロナウイルス感染症対応 4月10日から5月31日まで開催を中止し6月から感染症予防対策をしながら事業を縮小し実施した。【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	集団の場における保育・療育が可能となるよう、保護者への指導を含め訓練を実施することができ、教室終了後は保育所（園）、幼稚園また、児童発達支援事業「ぐんぐん」に移行している。また、専門職との連携を取りながら療育機能の充実が図れた。また、児童・保護者の登降時の検温、手指消毒を実施し感染症防止対策を徹底しながら実施できた。【子ども福祉課】（A）	保健センターや保育所等と連携を図りながら業務を進めることができた。また、教室終了後は保育所（園）、幼稚園、児童発達支援事業「ぐんぐん」等へスムーズに移行が行えた。【子ども福祉課】
(2) 地域療育体制の整備	3 児童発達支援事業の充実（3章に再掲）	知的障がい児通園施設のみで学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学舎における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、ことばの治療相談室及び早期療育教室とも一体化を図り、支援を必要とする児童の相談・療育・訓練などを行う拠点として、平成25年度（2013年）に開設した越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。	知的発達に支援が必要な2歳から就学前の児童をぐんぐんグリーン、運動発達に支援が必要な1歳半から就学前の児童をぐんぐんピンクにおいて、日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施した。また、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による個別又は集団指導が、日常療育の中で行われている。さらに臨床心理士による心理相談40回実施した。 また、市内の保育所（園）、幼稚園に通う児童を対象に、所属集団と連携を図りながらグループ指導、児童発達支援事業「のびのび」を行った。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保育士と連携を図りながら集団での適応訓練を行った。 新型コロナウイルス感染症対応 登園時の児童・保護者への検温・手指消毒、健康児との交流保育の中止、行事等の中止及び規模の縮小、欠席している児童に電話による健康管理・相談支援を実施した。また、家庭療育協力期間を4月10日から5月31日までとした。【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	児童発達支援事業「ぐんぐん」での日々の療育訓練のほか、施設機能を活かし専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士）による専門的療育も取り入れ内容の充実が図れた。また、児童発達支援事業「のびのび」においても専門職との連携をとることで、内容の充実も図れた。初回の外来（発達）相談から教育まで一体化し、より充実した支援体制を取ることができた。 さらに、各関係機関との連携を図りながら、業務を進めることができた。また、家庭療育協力期間中に児童の円滑な通園再開を目指し、代替的な支援として電話での児童の健康管理や相談支援を適切に実施できた。【子ども福祉課】（A）	初回の相談から療育まで一体化し、より充実した支援体制を取ることができた。また、専門職と連携を図ることで、支援内容が充実した。今後も各関係機関との連携を図りながら地域療育の中心的機能を果たすことができるよう事業の充実を図る。【子ども福祉課】
(2) 地域療育体制の整備	4 障がい児支援事業の推進（5章に再掲）	障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がい児の日常生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応えていきます。また、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。	介護給付費支給件数 居宅介護 458件：7,155時間 行動援護 126件：2,260時間 短期入所 136件：721日 (合計 720件) 障害児通所給付費支給件数 児童発達支援 5,352件：38,927日 放課後等デイサービス 14,254件：118,048日 保育所等訪問支援 75件：119日 (合計 19,681件) 【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	介護給付費（居宅介護・行動援護・短期入所）、障害児通所給付費（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）ともに、令和元年度と比較し、いずれも増加している。介護給付と通所給付を行うことにより、障がい児の自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、介助する家族の精神的、身体的負担の軽減が図ることができた。【子ども福祉課】（A）	利用者数や利用時間は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい、特に障害児通所給付費については今後も相談が増えることが予想されるため、適切な支援を行う必要がある。【子ども福祉課】

3 在宅保健サービスの充実							
施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 障がい者保健サービスの充実	1 訪問事業の充実	障がい者、高齢者の健康の保持・増進と障がいの重症化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業(健康診査・保健指導)などの保健事業を充実するとともに、保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士などによる訪問事業を実施します。また、在宅での療養生活を支えるため、市内訪問看護ステーション等の情報を提供します。	障がい者、高齢者に対し保健師・栄養士・理学療法士などによる訪問事業を実施し、在宅での保健指導及び療養指導を実施した。また、歯科医師と歯科衛生士による在宅訪問歯科保健事業を実施した。 【健康づくり推進課】	健康づくり推進課	C	在宅訪問歯科保健事業では、地域包括支援センター等を通じて周知しているが、健診ではなく治療を希望する場合もある。令和2年度の利用者は前年の10人から2人に減少した。 【健康づくり推進課】(C)	在宅歯科訪問事業は各年度の訪問者数は目標の5割程度が最高値で、人数の大幅な増加は見られなかった。一方で身体面に対する訪問数は目標値に達成した年度もあった。在宅者の支援においては訪問診療、訪問診療のニーズも高い。今後も健康に保持・増進と障がいの重症化防止の役割を担えるよう訪問指導を実施していく。【健康づくり推進課】
(1) 障がい者保健サービスの充実	2 家族介護支援事業の充実	在宅の障がい者や高齢者などを介護する家族を対象に、介護知識などの必要な情報提供を行う教室開催等の充実と、介護する家族、特に認知症においては、認知症の人や家族に対する周囲からの理解促進や支援などに努めます。	●高齢者を介護する介護者を対象に家族介護講演会を開催し、身体的・精神的負担の軽減に努めた。 ●新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となった。 ●介護者に介護ネットワークを平成24年3月から配布し、偏見による心理的負担の軽減を図った。 介護ネットワーク申請者数：4人(単年度) 介護マーク申請者数：2,579人(累積数) ●認知症サポーターを養成した。 認知症サポーター数：2,299人(単年度) 認知症サポーター数：4,352人(累積数) 【地域包括ケア課】	地域包括ケア課	B	介護者の身体的・精神的負担の軽減のため、各事業を実施した。高齢社会の発展とともに、認知症高齢者や介護者数が増加しており、介護者への負担軽減や周囲の理解が重要になってきている。ニーズに合わせた事業を展開し、周知等を実施したことから、Bとした。 【地域包括ケア課】(B)	介護者の身体的・精神的負担の軽減のため、5ヵ年において各事業を実施した。特に認知症においては、地域住民や小中学校等、幅広い年代を対象に認知症サポーター養成講座を行ってきた。高齢社会の発展とともに、認知症高齢者や介護者数が増加しており、介護者への負担軽減や周囲の理解が重要になってきている。ニーズに合わせた事業を展開し、周知等を実施したことから、Aとした。 【地域包括ケア課】

4 障がい者保健・医療体制の充実							
施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 地域医療体制の充実	1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上	障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上に努めます。	かかりつけ医を持つことの必要性について、市民ガイドブック及び市ホームページ等への掲載等を通じて、普及啓発に努めた。 また、日曜日や祝日に診療を行っている医療機関について調査を行い、チラシを作成し、公共施設や市内各駅の広報ボックスにおいて周知を行うとともに、救急の日のイベントにおいても配布したほか、市ホームページにも掲載した。さらに、春の大型連休(ゴールデンウィーク)、お盆、年末年始においては、別途、診療を行っている医療機関の調査を行い、市ホームページに掲載した。【地域医療課】	地域医療課	B	昨年度から引き続き、各種媒体を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性の普及啓発に努めた。今後も、広報誌や市ホームページ等を活用し、継続してかかりつけ医のより一層の普及啓発に努め、その定着を図っていく。【地域医療課】(B)	平成28年から令和2年度において、「広報ししがや」、「越谷市ホームページ」、「救急医療等に関する啓発チラシ」等各種媒体を通じて、かかりつけ医を持つことの必要性の普及啓発に努めた。年齢層により情報の入手方法が異なることが年々顕著になっていることから、どの年齢層に向けた周知活動かを明確にし、より効果的な方法となるよう市民への周知方法を検討しなければならない。新たな啓発方法と課題は異なるが啓発を継続して実施し、かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上を目指し、事業の充実を図る。 【地域医療課】
(1) 地域医療体制の充実	2 障がい者歯科相談医の情報提供	障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会による訪問歯科診療の推進を支援するとともに、関係機関と連携して、越谷市の障害者福祉ガイドに、埼玉県障害者歯科相談医などについての情報提供を図ります。	障がい者福祉ガイドの「埼玉県障害者歯科相談医」についての情報を掲載し、情報提供を図った。【障害福祉課】 在宅訪問歯科保健事業を、ししがや保健ガイド・市ホームページで周知すると共に、必要に応じて訪問歯科診療の情報提供を行った。 【健康づくり推進課】	障害福祉課 健康づくり推進課	A	障がい者福祉ガイドに掲載することにより情報提供が図られ、診療につなげることができたためAとした。 【障害福祉課】(A) 相談に対して情報を提供した。【健康づくり推進課】(A)	窓口や、障がい者福祉ガイドに掲載することにより、診療につなげることができている。引き続き、情報提供を通じて、障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めることに努める。【障害福祉課】 在宅訪問歯科保健事業は他の健康診査、がん検診と違い、在宅で通年実施できる健診相談事業である。情報提供は行っているが、利用者の増加には繋がっていない。 【健康づくり推進課】
(2) 精神・難病保健医療体制の充実	1 精神保健福祉相談体制の充実	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障がい者及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。	精神保健福祉士や保健師等によって構成される精神保健支援室職員が、精神障がい者及び家族等に対する個別相談を面接、訪問、電話によって受け、必要な庁内外関係機関と連携し支援を実施した。 個別相談件数：6,388件 医師及び臨床心理士の専門的なスーパーバイズを受けることで、困難事例に対しても円滑に対応した。 医師による専門相談：年6回(訪問5件、面接1件) 臨床心理士による専門相談：年5回(事例検討10件) 【こころの健康支援室】	こころの健康支援室	A	多岐にわたる精神保健福祉相談に対して、庁内外の関係機関と連携し支援を実施することができた。また、医師及び臨床心理士からスーパーバイズを受け、支援者のスキルアップを図るとともに困難事例に円滑に対処することができた。コロナ禍であるにもかかわらず昨年度より500件程度増加した個別相談に対応できたことからAとした。 【こころの健康支援室】(A)	年々増え続ける精神保健福祉相談に対して、医師及び臨床心理士からスーパーバイズを受けることにより困難事例に円滑に対処し、庁内外の関係機関と連携しながら支援を実施することができた。相談援助体制の充実が図れたと考える。【こころの健康支援室】
(2) 精神・難病保健医療体制の充実	2 精神保健福祉家族教室の充実	関係機関と連携して、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、病気に関する正しい知識や関わり方などに関する情報を提供するとともに、家族同士の交流を促進します。	ひきこもり及びうつ病に関する家族教室を実施し、精神障がい者の家族に対し正しい知識を普及し、家族同士の交流を図る機会とした。新型コロナウイルス感染症の影響により、ひきこもり家族の集いについては中止し、当事者の居場所については1回のみの開催となった。 ひきこもり家族教室：年1回、参加人数18人 ひきこもり家族の集い：中止 ひきこもり当事者の居場所：年1回、参加人数0人 うつ病家族教室：年3回、参加延人数37人 【こころの健康支援室】	こころの健康支援室	B	ひきこもり相談事業は精神保健支援室の重要課題として昨年度と同様に実施を予定していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の集いについては中止とし、当事者の居場所については1回のみの開催となった。 ひきこもり家族教室及び精神保健福祉家族教室(うつ病家族教室)については、感染対策を行いながら実施することができたためBとした。【こころの健康支援室】(B)	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施を縮小せざるを得なかったが、5ヵ年を総括すると、毎年ひきこもり及び精神保健福祉家族教室等を開催することで、精神障がい者の家族に病気に関する正しい知識や関わり方などに関する情報を提供し、家族同士の交流を促進できたと考える。【こころの健康支援室】
(2) 精神・難病保健医療体制の充実	3 精神科医療の情報提供	埼玉県立精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、広域的な協力のもと、精神科医療に関する情報を提供します。	必要に応じて県立精神保健福祉センター等関係機関と連携し、日頃から精神科医療に関する情報提供に努めた。【こころの健康支援室】	こころの健康支援室	B	昨年度と同様に関係機関と連携し、日頃から精神科医療に関する情報提供に努めることができたことからBとした。【こころの健康支援室】(B)	5ヵ年にわたって、関係機関と連携し、精神科医療に関する情報提供に努めることができた。【こころの健康支援室】
(2) 精神・難病保健医療体制の充実	4 難病保健医療相談・情報提供の充実	埼玉県難病相談支援センターなどの関係機関と連携し、協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。	医療依存度の高い在宅難病患者を中心に、個別相談・訪問を実施した。 【感染症保健対策課】	感染症保健対策課	B	医療依存度の高い在宅難病患者を中心に、個別相談・訪問を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、医療講演会や交流会は未実施とした。 【感染症保健対策課】(B)	患者・家族に対しては、専門医に対する疾患の理解、療養生活に関する情報提供を行った。また、個別の訪問・面接を実施し、相談体制の充実を図ることができた。さらに、患者・家族を支援する関係者の連携が図られ、相談支援体制の強化に繋がった。今後はオンラインでの講演会開催等、コロナ禍でも開催できる事業内容の検討を行い、難病患者相談事業の充実を図る必要がある。 【感染症保健対策課】

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(3) 医療費の助成	1 重度心身障害者医療費制度の充実	医療保険制度による医療費の一部負担金について助成金を支給し、重度心身障がい者の負担軽減を図ります。また、制度の内容の充実及び対象者の拡大を図り、制度の安定的な継続を図ります。	重度心身障害者医療費の支給 対象者数 : 5,563人 (内、資格停止 : 36人) 助成件数 : 146,714件 助成金額 : 541,030,878円 【障害福祉課】	障害福祉課	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため助成件数は減少したが、適切な給付に取り組み、助成金を支給することにより、本人や家族の負担を軽減することができた。一方、対象者の拡大や自立支援制度等との他制度の調整の課題等が残ることからBとした。 【障害福祉課】(B)	助成金を支給することにより、医療機関を受診する機会が多い重度心身障害者やその家族の経済的な負担を軽減することができた。また、平成31年1月から所得制限を導入し、支給対象者を真に経済的な給付を必要とする方に限定し、負担の公平性を図ることができた。引き続き、適切な給付に取り組みながら、各課題の解決に努めていく。 【障害福祉課】
(3) 医療費の助成	2 自立支援医療の推進	精神障がい者の社会復帰のため、または身体の機能障がいを除去、軽減するため、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の負担軽減を図ります。	精神障がい者が負担する、精神疾患に関する医療費（入院に関する医療費を除く）を支給した。（精神通院医療受給者数：6,431人） 身体障がい者が負担する、その障がいを除去・軽減するための治療に関する医療費を支給した。（更生医療受給者数：568人）【障害福祉課】 18歳未満の子どもの身体の障がいを除去・軽減するため、手術等の医療費（育成医療）50件の自己負担額を軽減した。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	精神障がい者、身体障がい者の医療費を助成することにより、本人の社会復帰や身体の機能障がいを除去・軽減するための医療に係る経済的負担を軽減することができた。 今後も引き続き、制度の周知を行う必要があることからBとした。【障害福祉課】(B) 18歳未満の子どもの手術等医療費を助成することで、保護者の経済的負担の軽減が図られた。【子ども福祉課】(B)	自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の経済的負担を軽減することで、精神障がい者の社会復帰や身体の機能障がいを除去、軽減することにつながった。精神通院医療は、平成28年度は受給者が4,505人であったが、令和2年度は6,431人に増加しており、前年度と比較しても856人増加している。また、更生医療も受給者が年々増加しており、今後も増えることが見込まれる。引き続き制度の案内を行い、周知を図っていく。 【障害福祉課】 保護者の経済的負担を軽減するとともに、併せて児童の健全育成に努めた。 【子ども福祉課】
(3) 医療費の助成	3 指定難病に係る医療給付	対象となる疾病の治療を受けている方の医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の医療費の一部を助成します。	指定難病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、保健所を窓口申請の受付と交付事務を実施した。 【感染症保健対策課】	感染症保健対策課	A	指定難病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請の受付と交付事務を行うことができた。【感染症保健対策課】(A)	指定難病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請の受付と交付事務を行うことができた。【感染症保健対策課】
(3) 医療費の助成	4 児童の心臓手術費等の助成	児童の心臓手術などにおける経済的な負担を軽減するため、精密検査及び手術などに要する医療費以外の自己負担金について助成します。	児童の心臓手術に際して、医療費以外の自己負担分について、2件申請決定したが助成金の支出がなかった。【子ども福祉課】	子ども福祉課	B	助成金の支出がなかったが、令和2年度に2件の申請決定をしているため、令和3年度以降保護者の経済的負担の軽減を図ることが可能となった。【子ども福祉課】(B)	助成金を支給して保護者の経済的負担を軽減するとともに、併せて児童の健全育成に努めた。【子ども福祉課】
(3) 医療費の助成	5 小児慢性特定疾病医療費の助成	児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を助成します。	小児慢性特定疾病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請に対し、適切な処理を行った。 【感染症保健対策課】	感染症保健対策課	A	小児慢性特定疾病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請に対し、適切な処理を行った。【感染症保健対策課】(A)	小児慢性特定疾病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請に対し、適切な処理を行った。【感染症保健対策課】
(3) 医療費の助成	6 医療費助成制度の周知	広報紙や市民ガイドブック、越谷市の障害者福祉ガイド、市のホームページなど各種の情報媒体を活用するとともに、チラシの作成・配布や相談活動などさまざまな方法により医療費助成制度の周知に努めます。	市民ガイドブックや市のホームページでの周知を行い、また、手帳の交付時に制度の案内をした。【障害福祉課】 市民ガイドブックや市ホームページでの周知を図り、また、療育手帳・身体障害者手帳の交付時に制度の案内をした。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 感染症保健対策課	B	市民ガイドブックや市のホームページへの掲載及び手帳の新規取得時などにパンフレットを活用し案内を行った。一方、医療機関より、所得制限導入後の受給者証に関する問い合わせがあり、医療機関への周知方法の課題があるため、Bとした。 【障害福祉課】(B) 手帳申請や交付の際などに制度の案内を行い、保護者の経済的負担の軽減が図られた。 【子ども福祉課】(B)	市民ガイドブック、市のホームページへの掲載や手帳の新規取得時などにパンフレットを活用し案内を行った。また、平成31年1月からの所得制限導入に伴い、広報や通知を行ったことで、制度について周知する機会となった。今後は、更新期間が5年から1年となるため、その機会を活用し、引き続き制度の周知に努めていく。 【障害福祉課】 手帳申請や交付時に制度の案内を行い、周知を行った。また、適切な医療費助成に努めた。【子ども福祉課】

第3章 教育・育成の充実

1 学校教育の充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1)ともに学ぶ教育の推進	1 ともに学ぶ教育の推進	障がいのある人もない人も、分け隔てられることなくともに学ぶことができるように、多様な方法で支援をすすめます。	障がいのある幼児、児童、生徒とその保護者及び各小・中学校、教育センターにおける相談を通して、それぞれの子供の教育的ニーズに合わせた学びの場を確保できるように支援した。交流及び共同学習や支援学習を実施して、障がいのある子どもも、ともに学ぶ場を整えている。【教育センター】	教育センター 指導課	B	各保護者及び各小・中学校、教育センターの3者での合意形成に基づき、学びの場を整えている。学びの場である通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校で、交流及び共同学習や支援学習といった取組を通して、児童生徒がともに学ぶことができた。しかし、就学支援委員会判断とは異なる就学ケースも存在する等、就学課題は継続するた。Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、保護者、各学校、教育センターの3者での合意形成に基づき児童生徒の適正な学びの場を検討してきた。通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という「連続性のある学びの場」を整えることで、一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに合わせた選択ができるよう支援することができた。また、交流及び共同学習、支援学習や学習の積極的な推進することで、共に学び育つ機会を特にとりてきた。令和2年度においては、コロナ禍により、共に学ぶ機会の設定が難しく、実施の方法を検討し、オンラインの活用等の工夫が見られた。今後も直接的な交流だけではなく、多様な方法で共に学ぶ機会を持つよう、支援していく必要がある。【教育センター】
(1)ともに学ぶ教育の推進	2 福祉体験等の充実	福祉教育を推進するため、各小中学校の実態に応じて、各教科及び総合的な学習の時間などに高齢者や障がい者も講師となって、高齢者疑似体験・車いす体験などの福祉体験や手話の学習等の充実を図ります。	小中学校における福祉教育のより一層の推進を図ることを目的として、福祉教育資料(福祉教育実践事例集、令和元年度作成)の活用を呼びかけ、啓発に努めた。令和2年度は小学校30校、中学校13校において総合的な学習の時間に福祉教育を位置付け、学校の実態に応じて高齢者疑似体験、車椅子体験、手話体験活動等を実施した。【指導課】	指導課	B	令和2年度は、市内全小中学校において総合的な学習の時間に福祉教育を位置付け、児童は体験を通して福祉について学ぶことができた。引き続き、福祉教育実践事例集の活用を広め、小中学校ともに福祉教育の充実を図っていく。以上のことからBとした。【指導課】(B)	平成28年から令和2年度において、市内全小中学校において総合的な学習の時間に福祉教育を位置付け、児童は体験を通して福祉について学ぶことができた。また、福祉教育実践事例集を2年おきで作成し、効果的な指導方法について市内全小中学校の教職員に周知して、今後も先発的な取組について情報提供し、市内全小中学校の福祉教育の充実を図る。【指導課】
(1)ともに学ぶ教育の推進	3 人権教育の推進	子どもたちの発達状況に応じて、障がいに関する正しい知識を身に付け、人権への態度やその態度や行動に自然に現れるよう、人権感覚を培う教育を推進します。	教職員に人権に関する正しい知識と豊かな人権感覚を身に付けさせるために、人権教育校長研修会、人権教育校内研修会、同問題学習校内研修会を実施した。また、児童生徒の人権教育の育成のために人権DVDの貸し出しや、広報誌「人権教育の窓」や人権教育学習教材「人権教育リーフレットの配布」、人権作文・人権標語の募集を行った。【指導課】	指導課	A	人権課題が多様化する中で、今、求められている人権課題について積極的に取り上げ、研修を行っている。研修についてはいろいろな立場から市内45校すべての教職員が参加し、理解を深めることができた。「人権教育の窓」については市内全小中学校の教職員に、「人権教育リーフレット」については、市内の小中学校1年～3年生全生徒に配布した。人権標語や人権作文の取り組みについても100%の参加率なので、Aとした。【指導課】(A)	毎年市内全小中学校において校内人権研修を行うよう位置付け、全教職員が意識を高く持ち人権について学ぶことができた。また、埼玉県人権教育共同研究会を行い、共同研修に対しても市内小中学校の理解不足がないよう同教員の充実を図っていく。【指導課】
(1)ともに学ぶ教育の推進	4 学校環境の整備を維持管理の充実	子どもたちが安全・安心・快適に学ぶ学習環境の整備をすすめるため、福祉環境整備事業に伴う、計画的なバリアフリー化の整備を図ります。また、緊急時に備え、設備の劣化や低下を改善するため、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、学校施設における非構造部材の耐震化をすすめることも、維持管理に努めます。	バリアフリー化工事 点字タイル(屋内外)・階段手摺 1校【学校管理課】	学校管理課	C	令和2年度末のバリアフリー率は、77.7%となっている。限られた予算の範囲内で対応可能な工事を実施していたため、1校の点字タイル(屋内外)及び階段手摺のみの対応になっており、学校単位でのバリアフリー率はなかなか向上しない状況となっている。以上のことから、Cとした。【学校管理課】(C)	平成28年から令和2年度において、バリアフリー率は68.9%・31校から77.7%・35校まで向上した。限られた予算の範囲内で対応可能な工事を実施しているため、目標達成とはならなかったが、今後も計画的にバリアフリー化を進め、早期の目標達成を目指す。【学校管理課】
(2)特別支援教育の充実	1 特別支援学級の充実	障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指した教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の実践、施設設備等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めます。	現在設置されている特別支援学級では、全ての児童生徒を対象に、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、個の教育的ニーズに合わせた支援を行うようしている。また、新設設置、及び、設置後2年目の特別支援学級を対象に、備品購入のための予算を確保し、教育環境の充実を努めた。【教育センター】	教育センター	B	荻島小、大袋東小と武蔵野中に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設設置した。また、新設及び設置後2年目の課題谷小、荻島小、大袋東小、栗津中へ備品購入費用として予算確保を行うの充実が図られた。今後も市内すべての小中学校に特別支援学級を計画的に設置していく必要があるため、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、小学校で9校、中学校で4校に特別支援学級を新設することができた。令和2年度末における市内特別支援学級設置率は、小学校で6.6%、中学校で6.0%である。また、各年については新設設置、及び設置後2年目の学校に計画的に備品購入のために予算配分を行うことができた。今後も特別支援教育の充実のため、市内全ての小中学校に特別支援学級を設置し、計画的な予算配分をしていく必要がある。【教育センター】
(2)特別支援教育の充実	2 教職員研修の充実	一人ひとりのニーズにこたえる教育が行えるよう、発達支援訪問指導事業、特別支援学級等担任者研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育コーディネーター研修会を実施した。また、初任者研修、5年次、中教諭実務向上研修、20年次研修において、特別支援教育に関する内容を扱った。特別支援教育を担当する教員の2年次、3年次、臨時的任用教員研修、及び6～9年次研修では研究授業を実施し指導力の向上を図った。【教育センター】	発達支援訪問指導事業(全小・中学校)、特別支援学級等担任者研修会、特別支援学級等担任者研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育コーディネーター研修会を実施した。また、初任者研修、5年次、中教諭実務向上研修、20年次研修において、特別支援教育に関する内容を扱った。特別支援教育を担当する教員の2年次、3年次、臨時的任用教員研修、及び6～9年次研修では研究授業を実施し指導力の向上を図った。【教育センター】	教育センター	B	訪問、連絡協議会、研修において、専門家を招いた質の高い内容を実施することができた。また、コロナ禍により紙面や回数が減らす等、実施方法を工夫しながら、教職員の意識や発達の向上を図ることができた。今年度は発達支援訪問指導事業が、全ての小・中学校で1回のみの実施となったが、専門家からの指導的意見をともに各学校は支援方法について再調査し、その実践を行うことができた。2回目実施ができなかったため、専門家を再調査してもらったことができず、PDCAサイクルをまわすことについては不十分であった。以上のことからBとした。【教育センター】(B)	平成27年の中核市への移行を受けて、年次研修等の教職員研修を市で実施することができるようになった。学校や教職員の実態や希望を踏まえた質の高い研修会が実施できている。さらに、平成30年度より発達支援訪問指導事業を全ての小中学校で年間2回実施することができるようになり、各教職員の特別支援教育への理解が深まり、学校の組織体制も整ってきている。しかし、令和2年度はコロナ禍のため、全校1回での実施となり、全体会の形式や指導方法の形態等、新たな課題が出てきている。【教育センター】
(2)特別支援教育の充実	3 病弱・身体虚弱児教育の充実	入院治療を行っている児童生徒の学習機会を確保するため、越谷市立病院内に「おそろ学級」を設置していただき、長期入院治療を行う児童生徒への指導だけでなく、短期入院の児童生徒についても「体験学習」として取り組みを行うことで学習空白を生じさせない教育支援を行います。	越谷市立病院に入院・通院をする児童生徒の在籍と連携しながら、担当医師の指導と本人及び保護者の意向に基づき、院内学級の有効活用を努めた。活用を促すために手続きの流れを1冊の資料にまとめた「院内学級のおしり」を各学校に配付し、周知活用を促した。【教育センター】	教育センター	B	令和2年度も長期入院等による転学を伴った正式入級及び、短期入院及び通院の児童生徒を対象とした体験学習の利用があった。学習空白を生じさせない支援が提供できている。「しおり」の配付で各学校への周知は図れたが、体験利用の条件等、個別対応のケースも多く、更なる連携が必要である。以上のことからBとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、児童生徒の入院や通院による治療期間による学習空白を生じさせないため、院内学級の適正な入級及び体験学習の手続きを進めることができた。「院内学級のおしり」を作成、配付したことで体験学習の利用については、教育センターでの面談を通して検討することが定着してきた。【教育センター】
(2)特別支援教育の充実	4 通級による指導の充実	通常学級でともに学んでいる障がいのある児童生徒の学習を支援するため、聴覚・言語障がい通級指導教室や、学習障がい(LD)、自閉症多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の発達障がい、情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導の充実を推進します。	担当者への研修会や連絡協議会を年間を通して複数回実施し、共通理解と指導内容の充実を図った。聴覚・言語障害通級指導教室設置の協力のもと、市内の未設置小学校においてスクリーンングを実施し、支援が必要な児童がスムーズに通級指導教室を活用できるよう支援することができた。また、通級設置の小・中学校には、近隣の小・中学校から通う児童生徒のニーズに対応するための消耗品予算を配当した。【教育センター】	教育センター	B	蒲生小学校に聴覚・言語障害通級指導教室と北中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を併用での兼用発令からの正式な設置することができた。併用から通級指導教室の教員配置が定数化となり、通級児童生徒の正確な把握と適切な教室数の維持が今後の大きな課題であるため、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、小・中合わせて5校に通級指導教室を設置することができ、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できる指導の充実が図れた。令和元年度より、通級による指導の教員配置が基礎定数化となり、次年度の配置が決まる基準日(12月10日)に向けた、対象児童生徒数の正確な把握と適正な教員配置と教室数の維持が課題である。【教育センター】
(3)特別支援学校との連携	1 特別支援学校との連携	市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加・協力、おひつ特別支援学校のコーディネーターを招いた教職員研修会の開催等を通して支援や連携を図ります。	近隣の特別支援学校3校の学校行事等には指導主事が参加し、市教委主催の各種研修会には、県立特別支援学校のコーディネーターが参加した。さらに、市内各小・中学校で実施した発達支援訪問指導についても、県立特別支援学校コーディネーターが可能な限り参加し連携を図った。【教育センター】	教育センター	B	令和2年度はコロナ禍のため、例年実施していた入学式・運動会・文化祭等の学校行事や地域連携会議への指導主事の出席はなかった。市教委主催の研修会には、県立特別支援学校の教員を指導者として招いた。さらに小・中学校で実施した発達支援訪問指導については、市内各小・中学校において、県立特別支援学校コーディネーターに参加してもらったことが多く、今後の連携の方法等について課題が残っている。以上のことから、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和元年度において、近隣の特別支援学校との連携について行事への参加等、積極的に進めてきた。しかし、令和2年度はコロナ禍の影響で、行事への出席や各種研修会への参加ができず、例年通りの連携を図ることができなかった。その一方で、特別な教育的ニーズを持ち、特別支援学校の方法や転学を希望する児童生徒は増加している。今後はオンライン等、視野を広げ、連携の取組について工夫し、より一層の連携を強化していくことが必要である。【教育センター】
(3)特別支援学校との連携	2 特別支援学校や障がい者福祉施設等との連携	特別支援学校や障がい者福祉施設と市立小中学校との交流機会を確保し、障がいについての理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。	市内小・中学校からの要請に基づき、県立特別支援学校の地域支援センターの機能を活用し、児童生徒への支援の充実を図った。また、市内小・中学校において、県立特別支援学校児童生徒との交流会を開催した。【教育センター】	教育センター	B	小・中学校からの支援要請に基づき、県立特別支援学校コーディネーターによる巡回相談を活用した。また、市内小中学校1校が県立特別支援学校児童生徒との交流会を開催した。交流会を深めることができた。(今年度はコロナ禍の影響で、例年交流を実施している学校が実施を見送ったケースがあった。)共生社会の構築に向けた小中学校段階での直接的な交流会の拡充が課題であることから、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、市内各小・中学校からの要請に基づき、特別支援学校コーディネーターによる巡回相談の実施が増加している。特に、発達に課題を抱える児童生徒の発達検査の実施からカンファレンスを要請する学校が多く、実施の時期や検査用紙の準備等の課題も出てきている。また、児童生徒の交流機会を確保していくためには、実施の方法を検討し、オンライン等の活用も含めた工夫が必要である。【教育センター】
(3)特別支援学校との連携	3 支援学習の推進	特別支援学校に通う児童生徒が地域社会のなかで豊かに暮らしていることができるように、自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの実施を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。	近隣特別支援学校児童生徒を、通常学級支援稼働交流として市内小・中学校に迎え入れて共に学ぶ機会を設定した。また、市内の特別支援学級と通常学級の児童生徒が、県立特別支援学校や特別支援学校支援学習を行い、より特別な支援を受けることができる環境で、充実した学習活動を行った。【教育センター】	教育センター	B	近隣特別支援学校より60名の児童生徒を居住地区を学区とする市内小・中学校に迎え入れて通常学級支援稼働交流を実施した。(コロナ禍のため、手紙や作品、オンライン等による交流も含む。)また、特別支援学校の専門性を享受するた特別支援学校支援学習の取組が実施された。また、潜在力にはまだ多くのニーズがあるため、児童生徒の積極的な特別支援学校支援学習への参加が未実施のケースもあることから、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、共生社会の構築に向け、共に学ぶ教育を推進する中で、特別支援学校との連携学習が浸透してきた。特に、特別支援学校に在籍する児童生徒が、特別支援学校で、通常学級支援学習については取り、そのニーズが満たされている。継続して実施を続けてきたことで教職員や児童生徒の障がいの理解が深まった。今後は特別支援学校支援稼働等、さらなる連携の課題である。【教育センター】

2 就学前教育・保育の充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 保育所における受け入れの促進と内容の充実	1 障がい児保育の充実	就労等の理由により、日中の保育にあたれない保護者のため、集団保育が可能な障がいのある乳幼児について、0歳児からとし、公立保育所における障がい児保育の充実を図ります。	公立保育所18か所において、特別支援（障がい児）保育を実施した。令和2年度は113名（0歳児1名、1歳児2名、2歳児10名、3歳児33名、4歳児37名、5歳児39名）。 また、主に特別支援保育児童を対象に巡回指導、ケース会議を実施した。例年、臨床発達心理士、理学療法士については各保育所前期末・後期の年2回実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、後期の実施、実施回数については以下のとおり。 ・臨床発達心理士：9月17日～1月29日の23日間 ・作業療法士：8月3日～1月7日の18日間 ・理学療法士：9月8日～2月24日の18日間 【保育所入課】	保育所入課	A	令和2年度は113名の特別支援保育を実施した。また、臨床発達心理士等の有識者から児童個々のケースに応じた適切な助言及び指導を受け保育の向上を図ることができた。 【保育所入課】(A)	毎年増加する特別支援保育申込に対し、保育士の加配等の調整を行いながら、受け皿の整備を進めることができた。また、臨床発達心理士等の有識者から児童個々のケースに応じた適切な助言及び指導を受け保育の質向上を図ることができた。 【保育所入課】
(1) 保育所における受け入れの促進と内容の充実	2 交流保育の推進	幼少期からの交流が大切であることから、越谷市児童発達支援センターと保育所の交流保育を推進します。	毎年度、越谷市児童発達支援センター（ぐんぐんグリーン・ぐんぐんピンク）と公立保育所・私立保育園の交流保育を実施。令和2年度についても実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。計画時の実施予定回数については以下のとおり。 ・ぐんぐんグリーンが公立保育所を訪問し交流：年3回 ・ぐんぐんグリーンが私立保育園を訪問し交流：年3回 ・公立保育所がぐんぐんグリーンを訪問し交流：年3回 ・私立保育園がぐんぐんグリーンを訪問し交流：年3回 ・ぐんぐんピンクが公立保育所を訪問し交流：年3回 ・ぐんぐんピンクが私立保育園を訪問し交流：年3回 ・公立保育所がぐんぐんピンクを訪問し交流：年3回 ・私立保育園がぐんぐんピンクを訪問し交流：年3回 【保育所入課】	子ども福祉課 保育所入課	—	実施予定として計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大により実施出来なかった。【保育所入課】(—)	障がいも個性の一つとして捉え、積極的交流を園児の成長を促すことができた。 【子ども福祉課・保育所入課】
(2) 教育内容・方法の充実	1 保育士等の資質の向上	保育士等の資質の向上、障がい児保育従事者の資質の向上を図ります。	保育所内での研修を行い、保育士の特別支援保育対象児童（障がい児）に対する資質の向上を図った。 【保育所入課】	子ども福祉課 保育所入課	A	保育士が諸々の障がい児に対応できるよう、研修で資質の向上を図った。 【保育所入課】(A)	障がい児の対応に特化した研修を行うなど、研修内容の充実を図ることができた。 【保育所入課】
(2) 教育内容・方法の充実	2 早期療育教室等の充実（2章に前掲）	越谷市児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。	心身の発達に支援が必要な低年齢児を対象に、障がい別又は年齢別に療育・訓練・各種相談（作業・理学・言語・心理）を実施した。 ・いちご教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 18回 ・つくしほ教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 97回 ・はとぼ教室（成長や発達が気になる概ね3歳以上児） 61回 ・たけのこ教室（肢体機能に遅れのある1歳以上児） 32回 新型コロナウイルス感染症対応 4月10日から5月31日まで開催を中止し6月から感染症予防対策をしながら事業を縮小し実施した。【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	集団の場における保育・療育が可能となるよう、保護者への指導を含め訓練を実施することができ、教室終了後は保育所（園）、幼稚園また、児童発達支援事業「ぐんぐん」に移行している。また、専門職との連携を取りながら療育機能の充実が図れた。また、児童・保護者の登園時の検温、手指消毒を実施し感染症防止対策を徹底しながら実施できた。【子ども福祉課】(A)	保健センターや保育所等と連携を図りながら業務を進めることができた。また、教室終了後は保育所（園）、幼稚園、児童発達支援事業「ぐんぐん」等へスムーズに移行が行えた。【子ども福祉課】
(2) 教育内容・方法の充実	3 児童発達支援事業の充実（2章に前掲）	知的障がい児通園施設のみで学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園における療育機能を充実し、発達支援の向上に努めるとともに、ことほの治療相談室及び早期療育教室と一体化を図り、支援を必要とする児童の相談、療育・訓練などを行う拠点として、平成25年度（2013年）に開設した越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。	知的発達に支援が必要な2歳から就学前の児童をぐんぐんグリーン、運動発達に支援が必要な1歳半から就学前の児童をぐんぐんピンクにおいて、日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施した。また、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による個別又は集団指導が、日常療育の中で行われている。さらに臨床心理士による心理相談を40回実施した。 また、市内の保育所（園）、幼稚園に通う児童を対象に、所属集団と連携を図りながらグループ指導、児童発達支援事業「のびのび」を行った。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、保育士と連携を図りながら集団での適応訓練等を行った。 新型コロナウイルス感染症対応 登園時の児童・保護者への検温、手指消毒、健康児との交流保育の中止、行事等の中止及び規模の縮小、欠席している児童に電話による健康管理・相談支援を実施した。また、家庭療育協力期間を4月10日から5月31日までとした。【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	児童発達支援事業「ぐんぐん」での日々の療育訓練のほか、施設の機能を活かし専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士）による専門的療育も取り入れ内容の充実が図れた。また、児童発達支援事業「のびのび」においても専門職との連携をとることで、内容の充実も図れた。初回の外来（発達）相談から療育まで一体化し、より充実した支援体制を取ることができた。 さらに、各関係機関との連携を図りながら、業務を進めることができた。 また、家庭療育協力期間中に児童の円滑な通園再開を目指し、代替的な支援として電話での児童の健康管理や相談支援を適切に実施できた。【子ども福祉課】(A)	初回の相談から療育まで一体化し、より充実した支援体制を取ることができた。また、専門職と連携を図ることで、支援内容が充実した。今後は各関係機関との連携を図りながら地域療育の中心的機能を果たすことができるよう事業の充実を図る。【子ども福祉課】
(2) 教育内容・方法の充実	4 関係機関との連携強化	保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど障がい児保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。	越谷市児童発達支援センターの外来（発達）相談及び児童発達支援事業「のびのび」「ぐんぐん」において、市内の保育所（園）、幼稚園、教育センター、医療機関（中川の郷療育センター、獨協医科大学埼玉医療センター、市立病院）等と障がい児の保育などの連携を図りながら、保護者とその児童に対し、より良い支援ができるように指導した。 【子ども福祉課】 教育センター-就学相談指導主事が児童発達支援センターを訪問し在籍園児の状況を把握し、就学支援委員会の検討につなげた。保護者の依頼または同意を得たケースについては、その結果を就学先の学校へ情報提供し、学校生活のスムーズなスタートにつなげた。 【教育センター】	子ども福祉課 保育所入課 教育センター	A	関係機関と連携を図ることにより、障がいの特性や個人の能力に応じた適切な支援を行うことができた。また、外来（発達）相談及び児童発達支援事業「のびのび」「ぐんぐん」においても児童とその保護者のニーズを汲み取り、より良い支援を提供することができた。【子ども福祉課】(A)	所属先と連携を図ることにより、個人の状態に合った支援を行うことが出来た。また、外来（発達）相談及び児童発達支援事業「のびのび」「ぐんぐん」においてもニーズに即した支援を提供することができた。【子ども福祉課】 平成28年度から令和2年度においては、教育センター-特別支援教育担当指導主事が児童発達支援センターを訪問し在籍園児の状況を把握し、就学支援委員会の検討につなげた。 平成30年度より、私立幼稚園に教育センターの取組を直接周知する機会を設定し、越谷市の就学の流れを伝え、連携を図ることができた。令和2年度はコロナ禍の影響で実施ができなかったが、実施方法を検討し、連携を図っていくことが課題である。 【教育センター】

3 課外活動の充実							
施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 参加機会の充実	1 地域交流の促進	障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。 また、おもちゃや遊びを通して、心身の発達をより豊かにできるよう、越谷市児童発達支援センターのおもちゃ図書室の充実を図ります。	越谷市児童発達支援センター内のおもちゃ図書室はセンター利用者等が自由に利用できるスペースで、保護者同志の交流や障がい児の居場所づくりの一環として活用できた。 ※新型コロナウイルス感染症対応 令和2年3月2日から令和2年6月30日、令和2年12月26日から令和3年3月21日までの期間を使用中止とした。【子ども福祉課】	子ども福祉課	B	越谷市児童発達支援センター内のおもちゃ図書室はセンター利用者にとっての居場所づくり、交流の場となったが、新型コロナウイルス感染症の影響で使用中止期間が長くなり、十分に場所の提供ができなかった。【子ども福祉課】(B)	児童発達支援センター内のおもちゃ図書室はセンター利用者にとっての居場所作り、交流の場となったが、地域交流を図ることは難しかった。今後はセンター通所者以外にも利用が広がるよう周知していく。【子ども福祉課】
(1) 参加機会の充実	2 関係機関との連携強化	障がい児保育として入所している乳幼児に対して、療育を目的として、越谷市児童発達支援センターや中川の療育センターの利用を指導するなど、発達を促すための指導の充実を図ります。	特別支援（障がい児）保育で保育所に入所している幼児に対し、療育を目的として「中川の療育センター」、「越谷市児童発達支援センター」等の利用を指導した。【保育入所課】	保育入所課	A	特別支援保育対象児童の保育所での集団保育と併せて、保護者に対し専門的な機関において助言が行われた。【保育入所課】(A)	年々多様化する特別支援保育対象児童の発育状況及び家庭状況に対して、専門的な療育期間の案内をすることで、児童及び保護者への支援ができた。【保育入所課】

4 相談の充実							
施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 教育・就学相談の充実	1 ともに育ち、ともに学ぶための相談の充実	地域の通常の学級でともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動の充実を推進します。	小・中学校保護者、来年度小学校へ就学予定の保護者対象に「教育相談のご案内」を配付し、児童生徒対象に「ハートコールカード」を配付し、教育相談窓口の周知を図った。指導課と連携し、学校の要請に応じ、学級経営等の支援として学び総合指導員の派遣や、ケース会議への臨席などを行った。今年度は中学生を対象に2学期開始の前後10日間でSNS相談も実施した。さまざまな相談内容に対し、電話・メール・SNS相談、面談での対応を充実させるとともに、課題解消に努めた。【教育センター】	教育センター	B	発達相談が延べ1,412件、就学相談が延べ1,692件という実績である。通常学級における発達に課題のある児童生徒の配慮に対する支援の必要性が教育相談の件数からより高まっているといえる。新型コロナウイルスの影響あり、年度当初は件数の増加が緩やかではあったが、後半は急激に増加したため、予約待機の期間が開いてしまう傾向にあることから、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年度から令和2年度の5カ年の来所相談延べ件数は、平均で5,751件であった。このことから、相談件数は高止まりにあることがわかった。相談内容も、不登校、発達に関する相談や就学相談をはじめ、多岐にわたっている。悩みを抱える児童生徒やその保護者への早期対応を図るため、相談窓口の周知をリーフレットの配付や長期休業中の学校Cityメールを活用し行った。今後も周知方法については継続していくとともに、家庭や学校、地域と連携し丁寧に対応していく。【教育センター】
(1) 教育・就学相談の充実	2 教育相談の充実	障がいのある児童生徒一人ひとりの発達や就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談の専門性を高めます。また、保健・医療・福祉などの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。	市内各小・中学校に配置した学校相談員には、12回の連絡会と3回の研修会を実施し相談技術の向上を図った。関係機関とも連携し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの家庭教育支援にも努めた。【教育センター】	教育センター	B	学校相談員への小学生・中学生・保護者・教職員等の延べ相談人数9,365名、電話相談の延べ相談人数は1,637名という実績である。これは相談員に対しての依頼が高まってきている結果といえる。また、保健・医療・福祉との連携については、スクールソーシャルワーカーと関係機関との延べ連携回数は419件となっている。連携をより深めていく必要性があることから、Bとした。【教育センター】(B)	身近な相談員として、児童生徒とその保護者のニーズは年々高まってきている。平成28年度の相談延べ人数は6,698名であったが、令和2年度は9,365名であった。月1回の連絡会を通して学校と相談員の連携体制を確認しながら、多様な相談に対応できるようにした。スクールソーシャルワーカーの活用については、毎年1,000件を超える相談があり、相談件数は令和2年度で2,019件となっている。これは家庭の事情が複雑化しており子どもを取り巻く環境も大きく変化しているため、スクールソーシャルワーカーの介入を必要としている家庭が増加したからである。今後も、学校支援の1つとして取組を継続していく。【教育センター】
(1) 教育・就学相談の充実	3 就学相談の充実	教育センターで実施している発達相談、特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供や就学支援委員会による判断を通して、児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が受けられるよう就学相談を充実します。また、こうした体制についての十分な情報提供・相談が受けられるよう、関係機関との連携や案内パンフレットの作成等、周知に努めます。	就学前は年少以上の児童を相談対象として早期からの就学相談を継続実施している。特別支援学級公開を実施するとともに、県立特別支援学校の公開日についても、保護者に案内し、就学先を検討するために十分な情報が得られるように取り組んだ。保護者の同意の下で、越谷市児童発達支援センター、中川の療育センター、幼稚園や保育所、近隣の関係機関等とも連携しながら、児童生徒一人ひとりの課題に向き合う教育支援を行った。【教育センター】	教育センター	B	各特別支援学級公開の実施、近隣特別支援学校の公開案内、指導主事による幼稚園・保育所の訪問等、関係機関との連携を通して、就学相談の充実を図った。令和2年度障害児就学支援委員会では、合計408件の審議を行い、そのうち355件については、最終的に保護者の考えと判断が一致する結論となった。家庭の諸事情により一致しないケースもあるため、Bとした。【教育センター】(B)	平成28年から令和2年度において、関係機関との連携を通して就学相談の充実を図ることができた。特別な教育的ニーズを持ち、支援を必要とする児童生徒数は年々増加している。平成28年度と令和2年度で比較すると、通級指導教室を活用する児童生徒数は約90人、特別支援学級に在籍する児童生徒数は約140人増加している。就学支援委員会の審議数は256件から408件と約150件の増加である。今後も特別支援学級等の設置を進め、学ぶ場を整えていくことで、就学支援委員会で審議するケースは増えていくことが考えられる。保護者との合意形成を図りながら、丁寧に就学相談を進めていくことが必要である。【教育センター】

第4章 雇用・就業の確保

1 雇用の促進と就労機会の拡大

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 官公庁等における雇用の促進	1 雇用の促進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、彩の国さいたままつり広域連合やハローワークなどの連携を図り、採用に関する広報、PRなどを充実し、雇用の促進をします。	市の職員採用にあたり、障がい者を対象とする採用試験（事務職）を別枠で実施（令和2年度）し、1人を採用した。【人事課】	人事課	A	採用試験の受験を促進するため、募集情報について、市HPへの掲載や市内各施設における配布に加え、関東1都6県（東京、埼玉、千葉、神奈川県、茨城、栃木、群馬）内の職業訓練校に送付した。また、平成30年度までは身体障がい者のみとしていた受験要件を撤廃し、令和元年度の採用試験から知的障がい者、精神障がい者の受験を可能とした。以上のことから、計画に位置付けられた障がい者の雇用促進の取組み等を着実に実施した。【人事課】（A）	計画に位置付けられた障がい者の雇用促進の取組み等を着実に実施した。【人事課】
(1) 官公庁等における雇用の促進	2 市関連業務における就業機会の拡大	市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。	令和2年度においても人事課と連携を深め、障がい者の就業機会の拡大を進め、新たに3名の会計年度任用職員を採用した。【障害福祉課】 会計年度任用職員として、障がい者を対象とした採用試験を実施し、令和2年4月に3人採用した。【人事課】	障害福祉課 人事課 関連各課	A	人事課と協議・検討を進めてきた内容が適切に実施されている。令和2年度においては、新たに3名の会計年度任用職員を採用するなど就労の機会拡大が着実に進めているため、Aとした。【障害福祉課】（A） 平成30年度までは知的・精神障がい者を対象としていたが、令和元年度からは、市内各課から受注した業務（軽作業等）を実施した。以上のことから、計画に位置付けられた障がい者の就業機会を拡大した。【人事課】（A）	障がい者の就業機会の拡大を図るため人事課との連携しながら障がい者を市内で雇用する体制を整備するとともに、会計年度職員の採用を推進してきた。今後も引き続き、同様の取組みを継続し、市関連業務における障がい者の就業機会の拡大に努める。【障害福祉課】 計画に位置付けられた市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、臨時職員として採用するための準備を進め、平成30年度に2人の知的障がい者を採用した。平成30年度の当該臨時職員の受験資格は知的・精神障がい者としていたが、令和元年度からは、身体障がい者も受験可能とし、令和元年7月には2人、令和2年4月には3人採用している。採用後については、市内各課から受注した業務（軽作業等）を実施した。以上のことから、計画に位置付けられた障がい者の就業機会を拡大した。【人事課】
(2) 企業に対する啓発	1 障がい者雇用の啓発	障がい者の雇用の理解を促進するため、「障害者雇用支援月間」のPRに努めるとともに、広報こしがやや労働セミナー等においても周知に努めます。また、市民まつりや産業フェスタ等の行事において、関係団体に障がい者雇用の周知、PRをする場の提供を行い雇用促進に努めます。さらに、市ホームページなどを通じて、企業に対し、障がい者雇用に対する理解を求め障がい者雇用の促進に努めます。	窓口等で啓発用パンフレットの配布等を行い周知に努めた。また、市ホームページで障がい者雇用に関する企業向け補助金について周知に努めた。【経済振興課】	経済振興課	B	窓口等で啓発用パンフレット等を配布し、市ホームページでも周知に努めたため。【経済振興課】（B）	啓発用パンフレット等の配布や市ホームページでの周知を行い、障害者雇用への理解促進に努めた。今後も引き続き、関係機関と連携のうえ、企業に対する啓発を継続していく。【経済振興課】
(2) 企業に対する啓発	2 各種制度の活用	障がい者雇用に対する事業主への理解を深めるため、「雇用保険法に基づく助成金」「障がい者雇用納付金制度に基づく助成金」などの助成制度を、ハローワーク越谷等の関係機関と連携を図るとともに、市ホームページなどを通じて周知及び活用の促進を図ります。	窓口等で啓発用パンフレットの配布等を行い周知に努めた。また、市ホームページで障がい者雇用に関する企業向け補助金について周知に努めた。【経済振興課】	経済振興課	B	窓口等で啓発用パンフレット等を配布し、市ホームページでも周知に努めたため。【経済振興課】（B）	啓発用パンフレット等の配布や市ホームページでの周知を行い、障害者雇用への理解促進に努めた。今後も引き続き、関係機関と連携のうえ、企業に対する啓発を継続していく。【経済振興課】
(2) 企業に対する啓発	3 雇用の場における障がい者の人権の擁護	企業等において雇用差別など障がい者を理由とした人権の侵害を受けることがないよう、障がい者の権利擁護に努めます。	障害者就労支援センターで、障がい者を雇用するにあたっての配慮について、企業からの相談に応じるとともに、ポスター掲示やチラシの配架を行うなど周知に努めた。また、雇用の場において、差別的な取り扱いを受けた等の相談があった場合には、埼玉労働局等の相談窓口への案内を行うこととしている。【障害福祉課】 窓口等で啓発用パンフレットの配布等を行い周知に努めた。また、市ホームページで障がい者雇用に関する企業向け補助金について周知に努めた。【経済振興課】	障害福祉課 経済振興課	B	障害者就労支援センターが企業訪問や職場訪問を行う際、雇用の場において差別的な取り扱いがないように啓発を行うなど、障がい者の人権擁護に取り組んだことから、Bとした。【障害福祉課】（B） 窓口等で啓発用パンフレット等を配布し、市ホームページでも周知に努めたため。【経済振興課】（B）	障害者就労支援センターにおいて、障がい者雇用にあたっての配慮について、周知・啓発を行うとともに企業からの相談に対応してきた。引き続き、同様の取組みを継続し、雇用の場における障がい者の人権の擁護に努める。【障害福祉課】 啓発用パンフレット等の配布や市ホームページでの周知を行い、障害者雇用への理解促進に努めた。今後も引き続き、関係機関と連携のうえ、企業に対する啓発を継続していく。【経済振興課】
(3) 自主的な就業機会づくりの促進	1 創業支援制度の活用	新たに創業する方に対し、「創業者等育成支援事業」として、相談業務やセミナー等の開催、創業に係る費用の補助などの施策を実施しており、今後も利用者の拡充及び制度の充実を図ります。	創業者等育成支援事業において各種セミナーや補助制度、産業活性化推進事業において相談業務等の創業支援施策を実施しており、広報誌や市ホームページ等を活用して広く周知を行った。【経済振興課】	経済振興課	B	支援施策の周知における関係機関等との連携もあり、各施策を活用した創業者数が増加したため。【経済振興課】（B）	平成28年から令和2年度において、創業者等育成支援事業において各種セミナーや補助制度、産業活性化推進事業において相談業務等の創業支援施策を行うことで、創業者数が増加し、自主的な就業機会づくりについて成果を得られた。今後は、引き続き関係機関との連携を強化し、創業を希望する受講生が創業を実現し、継続して事業展開が図れるよう、状況把握とアフターフォローに努めている。【経済振興課】

2 多様な働き方の支援

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 職場参加・就労支援の充実	1 障害者就労支援センターの充実	障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合的窓口として障害者就労支援センターの機能の充実と、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）など障がい者の適性にあった就労支援を行います。	障害者就労支援センターにおいて、障がい者やその家族、障がい者を雇用している又は雇用しようとする事業者を対象に、就労に関する相談を受け、その内容に応じた支援を行った。また、障がい者同士の交流の場を設け、互いに相談や意見交換をできるような取り組みを実施した。 就労支援 相談件数2,288件(内：来訪1,007件、電話等1,281件) 新規支援登録者数107人、年間就職件数95件 【障害福祉課】	障害福祉課	B	数値目標については下記のとおりであり、相談件数及び延べ就労件数については目標を達成することはできなかった。その中でも新規支援登録者数については数値目標を達成することができたため、Bとした。【障害福祉課】(B) (令和2年度の数値目標の達成状況) 相談件数：令和2年度目標 7,200人 令和2年度実績 2,288人 新規支援登録者数：令和2年度目標 80人 令和2年度実績 107人 年間就職件数：令和2年度目標 120人 令和2年度実績 95人	障害者就労支援センターにおいて、障がい者やその家族、障がい者を雇用している又は雇用しようとする事業者を対象に就労に関する相談を受け、その内容に応じた支援を行うとともに障害者地域適応支援事業を実施してきた。引き続き、同様の取組みを継続するとともに、障がい者の職業的・社会的自立のための支援を行っていく。【障害福祉課】
(1) 職場参加・就労支援の充実	2 障害者地域適応支援事業の充実	障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を構築する障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）を実施します。	令和2年度についても地域適応支援事業を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。 【障害福祉課】	障害福祉課	—	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施とした。 【障害福祉課】(—)	地域適応支援事業として障害者の職場参加・職場実習を実施してきた。引き続き同事業を実施し、障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入れ側の意識啓発を図っている。【障害福祉課】
(1) 職場参加・就労支援の充実	3 障害者就労訓練施設しらこばとの充実	本市の障がい者就労訓練の中核施設として、しらこばとの機能を充実させ市内の障害者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、在宅者や障害者施設通所者等に就労訓練の場を広げるとともに、地域住民等との交流を図り、障害者施設の就労支援技術と工賃収入の向上を図ります。	本市の障がい者就労訓練の中核施設としての役割を担うことから、就労に向けた講座（パソコン講座、はたらく準備講座等）を希望する方に個別で行うとともに、市内障害福祉サービス事業所の販売訓練の機会の提供など就労訓練に関する事業を行った。 また、前年度に引き続き、イオンレイクタウンの協力を得て障害者福祉センターこばと館との共催により「こころのアート展」を開催し、地域住民等との交流だけでなく、作品展の中で市内の障害福祉サービス事業所等が交代で販売訓練を行い、工賃収入の向上の促進を図った。 【障害福祉課】	障害福祉課	B	令和2年度においても、就労訓練に関する事業について充実を図ることができた。一方で、鎌倉市における障がい者施設の就労支援技術及び工賃収入の向上に引き続き取り組む必要があるため、Bとした。【障害福祉課】(B)	就労移行支援事業では各種訓練を行うことで利用者の能力の向上を図り、一般企業への就労支援について成果を得られた。 また、就労継続支援事業B型については、パン・ケーキ工房での販売をはじめ、生産活動の機会の拡大に取り組んできた。 今後は、一般就労への支援に加え、その定着に向けた支援を新たに実施するとともに引き続き工賃収入の向上を目指し、事業の充実を図っていく。 【障害福祉課】
(1) 職場参加・就労支援の充実	4 就労移行支援事業の推進	一般企業での就労を希望する障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援するなど、就労移行支援事業を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を図ります。	実利用人数 193人 雇利用人数 1,395人 就職者 61人（就労移行支援を利用した就職者数） 利用事業所数 45施設（うち市内事業所9施設） 【障害福祉課】	障害福祉課	B	就労移行支援の利用者、事業所の増加に伴い、就労移行支援を利用し一般就労した障がい者が増加した。 今後も引き続き、一般就労への移行を図る必要があるため、Bとした。 【障害福祉課】(B)	5か年にわたり障がい者への一般就労に向けて支援を行い、多くの障がい者が一般就労を果たすことが出来た。事業所数も年々増加しており、今後も引き続き一般就労への移行を図れるよう務める。【障害福祉課】
(1) 職場参加・就労支援の充実	5 職業相談・情報提供の充実	ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等、国・県・広域圏の障がい者雇用支援・就労支援機関と障害者就労支援センター等の連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。 また、ハローワークが実施する県東地域障害者就職面接会やトライアル雇用制度等の活用を図るとともに、関係機関が実施している各種制度の利用について、事業所や障がい者への周知を図ります。	越谷市障害者就労支援センターにおいて、ハローワーク越谷や埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センターみらい等、利用者だけでなく雇用する企業に対しても適切な支援を行えるよう連携を図った。 【障害福祉課】 令和2年度県東地域障害者就職面接会については、新型コロナの影響により中止。【経済振興課】	障害福祉課 経済振興課	B	ハローワークが主催する県東地域障害者就職面接会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となったがその他制度の活用や周知を行うとともに、広域圏の障がい者雇用及び就労支援機関との連携により、就労支援の相談体制の強化を図れたことから、Bとした。【障害福祉課】(B) 関係機関が実施している各種制度について周知を行ったため、Bとした。 【経済振興課】(B)	越谷市障害者就労支援センターにおいて、ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センターみらい等と連携し、利用者や企業に対し各種制度の利用及び周知を行った。 引き続き、同様の取組みを継続し、職場参加・就労支援の充実させるため、相談支援体制の強化を図っていく。【障害福祉課】 関係機関が実施している各種制度について市ホームページを活用し広く周知を行った。今後も継続して周知を行っている。【経済振興課】
(2) 働く場の充実	1 障害福祉サービス事業所等の充実	就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃収入の向上を図れるよう支援します。	令和2年度において、生活介護事業所3件、就労継続支援A型事業所2件、就労継続支援B型事業所7件の指定を行った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	利用者が障がいの状況に応じた事業所を選択できる機会が拡大した。また、工賃向上に向けて、国が作成した事例集等をまとめたガイドブックなどの情報提供を行い、支援を行ったことから、Bとした。【障害福祉課】(B)	事業所数は年々増加しており、個々のニーズに応じた事業所選択の機会の提供に寄与した。また、工賃向上に向けて、必要な情報提供を行うなどの取組を行っており、引き続きその取組を進めていく。【障害福祉課】
(2) 働く場の充実	2 指定障害福祉サービス事業所しらこばとの充実	指定障害福祉サービス事業所しらこばとでは、就労移行支援事業において、一般就労への支援を行うとともに、就労継続支援B型事業においては、パン・ケーキ等の自主生産品の製造・販売を行い、工賃収入の向上を目指す。	就労移行支援事業においては、一般企業等への就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識や技術習得のための訓練を行い、利用者の能力の向上を図った。就労継続支援事業B型においては、一般企業等での就労が困難な人、パン等の生産活動の場を提供するとともに、一般就労に向け必要な知識の取得や能力向上のための訓練を行った。 【障害福祉課】	障害福祉課	B	就労移行支援事業では、卒業生と交流を図るなど、就労への意欲の向上につなげる取り組みを進めてきた。また、就労継続支援事業B型については、自主製品の販売にあたり、老人福祉センターや市役所、様々なイベントに参加するなど、利用者の工賃収入の向上への取り組みを進めてきた。 引き続き同取組みを継続するとともに、令和3年度から就労定着支援を実施し、機能の充実を図る。【障害福祉課】	

8 受注機会の拡大

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 受注機会の拡大	1 障害者就労施設等の受注の拡大	市の関係各課に障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く周知し、方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の拡大を図ります。	本市ホームページ上において調達方針の公開を行うとともに、年度当初に障害者就労施設等からの物品等の調達を市内に周知した。また、特定随意契約制度についても周知した。【障害福祉課】	障害福祉課	B	令和2年度の物品等調達実績は、993,411円という状況であり、前年度の調達実績より上回ったが、他市の状況と比較すると件数及び金額とも低い状況であり、より一層の周知を図る必要があることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	市民に対し、ホームページ上において障害者就労施設からの物品等の調達方針や調達実績を公表してきた。また、市内各課に対し同方針について周知してきた。引き続き、同課の取組みを実施し障害者就労施設等の受注の拡大を図っていく。【障害福祉課】
(1) 受注機会の拡大	2 民間への販路拡大	障害者就労施設等で製作された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、民間事業所への市広報紙等を使ったPRや生産品の市役所内での使用を推進するなど、販路拡大を支援します。また、障害者就労訓練施設らこぼとでは、市内障害者施設等と連携を図り、共同受注や生産品の展示・販売などの販路拡大策の検討をすすめます。	越谷市物品等展示コーナーにて市内障害者就労施設等の自主製製品を展示することで、市庁舎を助ける方々に受注可能製品を紹介したことに加え、本市ホームページ上で各施設の生産品を紹介を行った。また、障害者就労訓練施設らこぼとにおいて、市内障害者施設と連携して生産品の展示・販売を行うことで、販路の拡大に努めた。【障害福祉課】	障害福祉課	B	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年実施していた市内の障がい者関連施設における販売訓練は中止となったが、左記の事業実施により、生産品の販路拡大の支援が図れた。一方で、越谷市における障がい者の雇用の向上や生産活動の機会の拡大を一層すすめる必要があるため、Bとした。【障害福祉課】(B)	越谷市物品等展示コーナーや市ホームページ上で各施設の生産品等の紹介を行ってきた。また、障害者就労訓練施設らこぼとにおいて、市内障害者施設と連携して生産品の展示・販売を行ってきた。引き続き、障がい者の雇用の向上や生産活動の機会の拡大について検討していく。【障害福祉課】
(1) 受注機会の拡大	3 共同受注の仕組みづくりの推進	市や民間企業から発注された業務に対応することが可能な複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注することにより、事業所単位では受けられない大規模な注文への対応が可能となるため、障害福祉サービス事業所等の利用者の工賃収入の向上、障がい者の社会参加の促進が期待できる共同受注の仕組みづくりを推進します。	障がい者共同受注ネットワーク運営協議会に補助金を交付し、当該協議会による販路拡大などの活動を支援した。【障害福祉課】	障害福祉課	B	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自主製品の販売中止など共同受注ネットワークにおける事業に影響があったが、感染防止対策として会員事業所にマスクや消毒剤を配布し、引き続き、販売・受注を推進する取組みが見られた。一方で、発注の内容等により企業側の打診に応じられないケースが課題としてあることからBとした。【障害福祉課】(B)	障がい者共同受注ネットワーク運営協議会による販路拡大などの活動について、補助金を交付することで支援を行ってきた。今後も同協議会の取組みを支援し、障害福祉サービス事業所等の利用者の工賃収入の向上、障がい者の社会参加の促進を図ります。【障害福祉課】

第5章 生活支援サービスの充実

1 地域生活支援体制の整備

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 相談・情報提供体制の整備	1 相談窓口の充実	障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備に努めるとともに、窓口相談の充実を図ります。また、福祉なんでも相談窓口において、福祉全般に係る相談を受け、市民の利便性を高めます。	障害福祉課窓口、なんでも相談窓口における連携により相談支援体制の充実を図った。 ・障害福祉課相談件数 令和2年度：5,124件 ・なんでも相談窓口の相談・支援件数 令和2年度：2,070件 (うち障がい福祉に関すること113件)【障害福祉課】 なんでも相談窓口における対応により相談支援体制の充実、整備を図った。 令和2年度：2,070件(うち障がい福祉に関すること113件)【生活福祉課】	障害福祉課 生活福祉課	B	なんでも相談窓口の福祉全般に係る相談、障害福祉の個別なサービス等との相談の連携が図られた。 引き続き、関係機関との連携を深め相談者の利便性を高める必要があることから、Bとした。【障害福祉課】(B) 令和2年度から「なんでも相談窓口」に名称変更となり、福祉に限らず多様な相談に応じできた。その中でも身体障がい、精神・知的障がい等の相談件数は前年度までと同様が多かった。相談内容に応じて関係機関と連携を図ることで、市民の利便性の向上につながっていると思われるため、Bとした。【生活福祉課】(B)	障がい者の多様な相談に応じられるよう、福祉全般に係る相談をなんでも相談窓口、障がい福祉の個別なサービス等については障害福祉課と連携を図り、相談者の利便性の向上を図ってきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、適切な支援につながるための相談窓口のニーズは高まっていると考えられる。引き続き、障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、窓口相談の充実を促していく。【障害福祉課】 なんでも相談窓口において、障がい者の相談を包括的に受けけることで速やかに関係機関へ案内し、市民の利便性を高めた。 全庁的な相談窓口として、障がい者の総合的な相談内容を整理し、関係機関へ案内する必要がある。関係機関との連携を深め、適切な窓口案内ができるよう努めていく。【生活福祉課】
(1) 相談・情報提供体制の整備	2 相談員の専門性の向上	身近な地域における相談内容の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。	令和2年度の民生委員・児童委員の相談支援件数は、7,141件であり、そのうち障がい者に関する相談支援件数は、286件であった。【福祉総務課】 新型コロナウイルス感染症の影響により、埼玉県開催の研修が中止となったため、障害福祉課で作成している虐待や障害者差別解消法に関する資料や障がい者福祉ガイドを送付し、制度への理解度が深まるよう努めた。【障害福祉課】	福祉総務課 障害福祉課	B	令和2年度の相談支援件数は前年の9,723件から7,141件と減少した。その原因として、新型コロナウイルスの影響により活動を自粛したことがあげられる。しかし、障がい者福祉に関する研修を考える地区もあるなど、委員の意識は高い状態にあると考えられるため、新型コロナウイルスの動向をみながら積極的に障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動していけるよう啓蒙を図っていくきたい。【福祉総務課】(B) 新型コロナウイルス感染症がまん延する環境においても、相談員としての専門性の向上を促進するため様々な資料を送付し、各種制度等への理解度が深まるよう努めた。一方で、本家は埼玉県等との開催する、「障害者相談員」として重要な知識等を対面での講義等で修得する必要があることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動していけるよう啓蒙を促している。【福祉総務課】 埼玉県等による研修や障害福祉課で作成した資料を活用することにより、障害者相談員の専門性の向上に努めた。相談の内容により専門性を求めることも多いため、今後も、研修会の参加案内、また市から最新の情報を提供するなど専門知識の習得を促進していく。【障害福祉課】
(1) 相談・情報提供体制の整備	3 多様なピアカウンセリングの展開	相談支援事業所等におけるピアカウンセリングを促進し、障がい者に身近な相談体制を充実します。また地域自立支援協議会において、各種障がい者相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援の展開を図ります。	越谷市北部及び東部障がい者等相談支援センターにおいてピアカウンセリングを実施した。また、地域自立支援協議会相談支援専門部会を6回開催し、相談支援センター間の連携を図った。 ・越谷市西部障がい者等相談支援センター：7件 ・越谷市西部障がい者等相談支援センター：6件 合計13件【障害福祉課】	障害福祉課 こころの健康支援室	C	ピアカウンセリングの実施件数は、前年度と比較してほぼ横ばいで推移しており、今後も利用者の希望に合わせて、適切な支援に繋げていく必要がある。また、地域自立支援協議会における相談支援事業所間の連携については、専門家を開催することで、各障がいに対応した相談支援の展開を図っていく必要があることから、Cとした。【障害福祉課】(C)	ピアカウンセリングの実施はあったものの、実施件数は目標値に達しなかった。相談体制の充実を図る観点から、事業所間での情報共有や連携を図りながら利用者のニーズに応じて取組を進めていく必要がある。【障害福祉課】
(1) 相談・情報提供体制の整備	4 情報提供の充実	広報紙の福祉情報や市民ガイドブック、越谷市の障害者福祉ガイドなどの内容を充実します。また、ホームページの内容を充実するとともに、音声化や色いなど障がい種別に配慮した情報伝達方法を充実します。	広報こしがや、市民ガイドブック、市のウェブサイト及び障がい者福祉ガイドに障がい者福祉関係情報を掲載した。広報こしがや、障がい者福祉ガイドは、希望者に対して音声版CDを配布した。	障害福祉課 関連各課	B	障がい種別に配慮し、必要な情報をわかりやすく提供することができた。今後、引き続き周知方法の工夫を行い情報提供への取組が必要であることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	障がい種別に配慮し、必要な情報をわかりやすく提供することができた。今後も同課の取組みを行うとともに、より効果的な周知方法等について検討していく。【障害福祉課】
(1) 相談・情報提供体制の整備	5 精神障がい者の地域移行及び地域生活の支援	精神科病院から退院可能な精神障がい者が、早期に退院し地域で自立した生活が送れるように本人、家族、地域の関係者、医療機関等と連携を図り、地域移行及び地域生活の支援に努めます。	精神科病院入院患者の退院促進を図り、地域生活を支援するため、保健所、家族、医療機関、相談支援事業所や施設等と連絡調整をして、退院促進及び地域生活の支援に努めた。【障害福祉課】 精神科病院入院患者の退院促進、地域生活移行を実施するため、入院中から障害福祉課をはじめ、庁内外関係機関と連携して地域生活の支援に努めた。【こころの健康支援室】	障害福祉課 こころの健康支援室	B	退院後の生活に不安がないよう適切なサービスの利用や相談に応じ、退院促進につなげた。今後も引き続き、連絡調整やニーズの把握が必要であるためBとした。【障害福祉課】(B) 昨年度と同様に、精神科病院入院患者に対して、庁内外関係機関と連携して地域生活の支援に努めたことからとした。【こころの健康支援室】(B)	平成28年から令和2年度において、精神科病院入院患者に対し、退院後の生活に不安がないよう適切なサービスの利用や相談に応じ、退院促進につなげた。また、地域生活を支援するため、保健所、家族、医療機関、相談支援事業所や施設等と連絡調整を行い、地域で自立した生活が送れるよう地域生活の支援を行った。 退院後、体調を崩し再入院となる方もいるため、引き続き関係機関との連携を図り、体調把握をはじめとした地域生活を継続できるように包括的な支援に努める。【障害福祉課】 5ヵ年にわたり、精神科病院入院患者に対して、庁内外関係機関と連携して地域生活の支援を行い、本人が早期に退院し地域で自立した生活が送れるように地域移行支援に努めることができた。【こころの健康支援室】

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の絶続
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 相談・情報提供体制の整備	6 発達障がい児(者)への相談支援の充実	埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携を図り、発達障がいのある方の相談支援を充実します。	障害福祉サービスの利用や生活について相談を行った。また、必要に応じて埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携を図った。発達障がいのある方の就労相談窓口を広報紙で市民に周知し、相談支援の充実とともに、必要に応じて連携を図った。 【障害福祉課】 発達障がいの特性が気になる子どもと保護者の方や関係機関へ、埼玉県発達障害者総合支援センター等の講演等の案内を行い、チラシの配架を行った。【子ども福祉課】 発達障がい児及び発達障がい者に対して、本人や家族等からの相談を受け、必要に応じて教育関係機関(小中学校や教育センター)と連携し相談支援に努めた。【こころの健康支援室】	障害福祉課 子ども福祉課 健康づくり推進課 関連各課	B	相談内容に応じて、埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関など適切な関係機関と連携を行い、適切な相談機関へつなげた。埼玉県内4ヶ所ある発達障害者特化した就労支援機関「発達障害者就労支援センター」を広報紙に掲載し、市民に周知した。さらに、ポスター等を掲示し啓発活動に努めた。 【障害福祉課】(B) 今後もし引き続き適切なサービスや相談機関につなげる必要があるためBとした。 発達障がいの特性が気になる子どもの18歳到達に伴い、支援がスムーズに移行できるように関係機関との連絡調整に努めているが、障がい特性に合わせた専門性の高い支援が求められるため、支援の質の向上は必要である。【子ども福祉課】 昨年度と同様、発達障がい児(者)に対して、必要に応じて教育関係機関と連携し相談支援に努めたことと化した。【こころの健康支援室】(B)	5ヵ年にわたり、障害福祉サービスの利用や生活についての相談を行った。埼玉県内の発達障害者支援センターや教育機関など、支援がスムーズに移行できるように関係機関との連絡調整に努めた。また、市民への周知のために「発達障害者就労支援センター」を広報紙に掲載し、ポスター等を掲示するなど啓発活動に努めた。【障害福祉課】 発達障がいの特性が気になる子どもの18歳到達に伴い、支援がスムーズに移行できるように関係機関との連絡調整に努めているが、障がい特性に合わせた専門性の高い支援が求められるため、支援の質の向上は必要である。【子ども福祉課】 5ヵ年にわたり、発達障がい児及び発達障がい者に対して、本人や家族等からの相談を受け、必要に応じて教育関係機関等と連携し相談支援に努めた。発達障がいのある方の相談支援の充実が図れたと考える。【こころの健康支援室】
(1) 相談・情報提供体制の整備	7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実	埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等との連携を図り、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実を図ります。	障害福祉サービスの利用や生活について相談を行った。また、必要に応じて障がい者等相談支援事業委託相談支援事業所等の関係機関と連携を図るとともに、埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等の相談窓口についてのホームページ掲載やパンフレットの配架等を行い、周知に努めた。 【障害福祉課】 精神保健支援室で作製した三折リリーフレット「高次脳機能障害の方を支えるために」を相談時に活用し、必要時埼玉県高次脳機能障害者支援センター等へ相談し支援を実施した。【こころの健康支援室】 疾患に起因する失語症等に対する相談を主とする対応とした。また、高次脳機能障害者に対する支援の情報、相談機関の情報提供に努めた。 【健康づくり推進課】	障害福祉課 こころの健康支援室 健康づくり推進課 関連各課	B	高次脳機能障がいはいは様々な症状から適切な相談機関がわからずに来所される方が多い。本人、家族のニーズを把握し適切な支援や関係機関と連絡調整を行った。窓口では相談窓口のリリーフレットの配架を行った。 今後もし引き続き、市民への周知や適切な相談へつなげる必要があることからBとした。 【障害福祉課】(B) 昨年度と同様、高次脳機能障がい者に対して、作製したリーフレットを活用し、必要時埼玉県高次脳機能障害者支援センター等へ相談し支援に努めたことと化した。 【こころの健康支援室】(B) 高次脳機能障害全般に対する相談の機会にはなかったが、相談者への適切な支援につながる機関の連携などに関する情報の収集を図った。【健康づくり推進課】(B)	5ヵ年にわたり、障害福祉サービスの利用や生活についての相談を行った。埼玉県内の高次脳機能障害者支援センター等の相談窓口について市のホームページ掲載や窓口へのリーフレット配架を行った。今後、高次脳機能障害者について精通し、相談内容に応じた必要なサービスを市民に周知できるように努める。 【障害福祉課】 相談件数は少ないものの、5ヵ年にわたり、高次脳機能障がい者に対して、作製したリーフレットを活用し、必要時埼玉県高次脳機能障害者支援センター等へ相談し支援に努めたため、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実が図れたと考える。 【こころの健康支援室】 相談内容としては失語症等の疾患に起因するものが主としてあげられる。健康相談では直接高次脳機能障害者の内容につながる機会には少なかった。今後、関係機関の情報に精通し、高次脳機能障がいのある方の相談内容に応じた必要なサービスに向けられるよう努めていく。 【健康づくり推進課】
(2) 地域生活支援事業の充実	1 相談支援事業の充実	地域で生活する障がい者とその家族を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害者相談支援事業所の充実を図ります。また、計画相談支援や地域相談支援等を実施する指定相談支援事業所の整備を促進します。	令和元年10月より市内を4地区に分け、全ての障がい児者に対応する「障がい者等相談支援センター」として再編。障害者等及びその家族の地域における生活を支援し、自立及び社会参加の促進を図るための相談や情報提供などを行った。	障害福祉課	B	相談支援事業を再編し、障がいのある方やご家族の方がより身近に相談できる体制の整備が図られ、相談件数も増加している。今後においても、より一層周知していく必要があると考えられることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	相談支援事業の再構築を図ったことで、地域で生活する障がいのある方やそのご家族の方への支援について、よりめきめきに対応することが可能になった。引き続き相談支援体制の充実を図り、障がいのある方の自立と社会参加を促進していく。【障害福祉課】
(2) 地域生活支援事業の充実	2 障害者地域自立支援協議会の充実(1章に前掲)	障がい者等の地域生活を支援するために、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。 障がい者等がそのニーズや生活実態に即して有効な障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携体制を図ります。	◎全体会(開催回数1回) 第1回 令和2年10月16日 (1) 令和2年度越谷市障害者地域自立支援協議会事業計画(案)について (2) 専門部会活動について (3) 第5次越谷市障がい者計画の案について (4) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の案について ◎専門部会(開催回数12回) ・相談支援専門部会6回 ・計画相談支援専門部会1回 ・知的障がい専門部会1回 ・障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会1回 ・精神障がい専門部会2回 ・地域生活支援拠点・基幹相談支援センター設置準備専門部会1回 ・パンフレット作成部会 パンフレットの更新と監修 【障害福祉課】	障害福祉課	B	相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合うことにより関係機関の連携体制の緊密化を図り、障がい者等の支援体制の整備について協議を行った。 今後もし引き続き関係機関との連携を強化し、支援体制のさらなる整備について協議する必要があることからBとした。 【障害福祉課】(B)	5ヵ年にわたり、相談支援事業を効果的に運営し、相互連絡を取り合い、各関係機関の連携体制の緊密化を図ることに努めた。今後障がい者等の支援体制の整備を図るため、各専門部会活動を展開し、障害者地域自立支援協議会を定期的に開催していく。 【障害福祉課】
(2) 地域生活支援事業の充実	3 コミュニケーション支援事業の充実(6章に再掲)	聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の養成・確保に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。	手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより、聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションの円滑化を図った。 手話通訳者派遣時間:1,100時間15分 要約筆記者派遣時間:350時間40分 手話通訳者派遣件数:853件 要約筆記者派遣件数:196件 【障害福祉課】	障害福祉課	B	手話通訳者および要約筆記者の派遣により、支援が必要な方のコミュニケーションの円滑化が図られた。 平成30年3月に「越谷市手話言語条例」を施行し、今後ますます手話やコミュニケーション支援への関心が高まることが予想される。また、高齢に伴う聴覚者の増加が予想され、要約筆記者へのニーズも増加が見込まれることから、手話通訳、要約筆記の担い手の養成及び増加への取組みを効果的に進捗させることが課題となる。併せて、行政関係機関への事業の周知を継続していく必要があることからBとした。【障害福祉課】(B)	専門知識を有する手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化及び聴覚障害者等の社会参加の促進が図られた。平成28年から令和2年までの登録派遣者及び派遣件数は増加傾向である。引き続き、事業の周知を継続し、派遣体制が充実されるよう努めていく。【障害福祉課】
(2) 地域生活支援事業の充実	4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実(6章に再掲)	盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、通訳・介助員の養成・確保に努めます。	◎盲ろう者通訳・介助員派遣事業 埼玉県が業務委託により実施。さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画(事業経費を投分)している。 ・令和2年度 越谷市派遣対象盲ろう者:1名 ・通訳・介助員数(越谷市):3名 ・派遣件数(県全体):1,028件(うち越谷市26件) ◎盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 埼玉県が業務委託により実施。さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画(事業費を投分)している。 ・令和2年度受講状況 受講者数:0名 修了者数:0名 登録者数:0名 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【障害福祉課】	障害福祉課	B	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成研修事業は、埼玉県が業務委託により実施し、さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画(事業経費を投分)する協定を締結している。 派遣事業の利用者は、聴覚障がいと視覚障がいを併せ持つ盲ろう者であり、越谷市の利用者は1名、介助員養成研修は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。 引き続き、手帳交付時等に情報提供を行っていく必要があることからBとした。 【障害福祉課】(B)	越谷市内では、聴覚障がいと視覚障がいを併せ持つ盲ろう者が一定数おり、越谷市からも1名利用し、事業の推進につながっている。引き続き、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、盲ろう者の自立や社会参加が図られるよう努めていく。【障害福祉課】

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(2) 地域生活支援事業の充実	5 日常生活用具給付事業の充実	身体障がい者や難病患者等の日常生活の円滑化を図るため、日常生活用具の給付や修理を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障がい状況・生活状況に応じた必要不可欠な用具の給付ができるよう検討を行います。	給付件数 6,404件 身体障がい者 6,394件 知的障がい者 5件 精神障がい者 0件 【障害福祉課】 給付件数：773件 科目：紙おむつ、頭部保護帽、入浴補助用具、特殊マット等 【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	日常生活用具の給付及び修理を行うことで、障がいのある方の日常生活の円滑化に寄与することができた。 今後も引き続き事業内容の周知や、給付用具の情報提供に努め、また、社会参加の促進を図れるように給付用具の検討を行う必要があることから、Bとした。 【障害福祉課】(B) 在宅の重度障がい児に対し、日常生活をより円滑にできるよう障がいの内容や生活環境等に応じて、日常生活用具の給付を行った。【子ども福祉課】(B)	平成28年度から令和2年度にかけて、給付件数、支給額ともに増加傾向であり、事業の周知や対象者への積極的な案内ができたと考えられる。 今後も継続して事業の周知を図るとともに、時代のニーズや新たな福祉用具への対応について、制度の見直しについても検討をする必要がある。【障害福祉課】 障がいの状況や生活環境等に応じた用具の給付を行い、事業の充実を図った。 【子ども福祉課】
(2) 地域生活支援事業の充実	6 移動支援事業の充実(6章に再掲)	屋外での移動が困難な障がい者に対し、生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。	利用実績 身体障がい者 利用時間数 実利用人数 8540.5 時間 78人 知的障がい者 6202.5 時間 82人 精神障がい者 673 時間 11人 障がい児 0 時間 0人 合計 15416 時間 171人 【障害福祉課】	障害福祉課	B	障がい者福祉ガイドを利用し、手帳交付時等に事業内容の周知を行うとともに利用者に分かりやすい説明を行った。また、相談支援事業所等からの相談に応じ利用促進に努めることで、屋外での移動が困難な障がい者等の外出の機会の確保につながった。 今後も、事業の周知や協定事業者の拡大を図り、適切な制度運営が必要なこと、Bとした。 【障害福祉課】(B)	平成28年から令和2年度において、移動支援事業では障がい者福祉ガイドを利用し、手帳交付時等に事業内容の周知を行うとともに利用者に分かりやすい説明を行った。また、相談支援事業所等からの相談に応じ利用促進に努めることで、屋外での移動が困難な障がい者等の外出の機会の確保につながった。 利用者時間数は令和2年度の目標値を達成することは出来ておらず、制度のさらなる周知や協定事業者の拡大に課題が残った。【障害福祉課】
(2) 地域生活支援事業の充実	7 身体障がい者補助犬の利用促進	身体障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の利用を促進します。 また、補助犬の同伴や使用に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、事業者等に補助犬の受け入れについて普及啓発を図ります。	「越谷市の障がい者福祉ガイド」において、障害福祉課が身体障害者補助犬の給付に係る相談窓口となっている旨周知した。また、市役所内に補助犬に関するポスターを掲示するとともに、障がいに対する理解の促進を図るため作成したリーフレットにおいて、ほじょ犬マークに関することを掲載し、補助犬の同伴について、啓発を行った。なお、補助犬の同伴や使用に関する相談は令和2年度においては実績はなかった。 【障害福祉課】	障害福祉課	B	補助犬に関する普及啓発を行っているが、補助犬の理解の促進については、全国的な課題であり、本市においても、さらなる普及啓発を図っていく必要があることから、Bとした。 【障害福祉課】(B)	盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の利用等について、「越谷市の障がい者福祉ガイド」への掲載や、市役所内へのポスターの掲示等により周知・啓発を行ってきた。 引き続き、同様の取組みを継続し身体障がい者の自立と社会参加の促進を図っていく。 【障害福祉課】
(2) 地域生活支援事業の充実	8 地域活動支援センターの充実	地域で生活する障がい者に、創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう援助を行う場である地域活動支援センターの運営を支援し、機能の充実を図ります。	地域活動支援センターの事業実施に関して補助金を交付した。また、必要に応じて地域活動支援センターと情報を共有することで、利用者が生産活動等に参加できるよう支援を行った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	事業者に補助金を交付することで、利用者に創作活動や生産活動の機会を提供すること推進した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、例年よりも通所による利用者は減少したが、事業者と情報共有を行うことで、コロナ禍における利用者の需要を見極め、感染予防の徹底によるサービス提供の継続を周知することや、電話支援等の在宅での出来る限りの支援を補助金に係る実勢として認めることにより、通知と在宅を合わせた適切な援助が行われたとし、Bとした。【障害福祉課】(B)	平成28年度では、補助金の対象となる施設は10施設であったが、平成29年度に2つの施設で事業が廃止され、3つの施設が障害福祉サービスへと移行したため、施設数は減少した。しかし、令和元年度に1つの施設が新設されたことや、年度毎に利用者が増加している施設もあることから、地域活動支援センターの需要は高いと考えられる。そのため、今後も補助金の交付および情報の共有を行い、利用者の需要を適切に把握し、地域活動支援センターの運営を支援していく。【障害福祉課】

2 生活を支える福祉サービスの充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 訪問系サービスの充実	1 ホームヘルプサービスの充実	在宅で食事等の介護を必要とする障がい者に対し、サービス利用計画等により、在宅生活を維持するために必要となる適切なサービス量を支給します。 また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。	ホームヘルパー派遣時間 計:185,823.25 時間 身体障がい者:146,527.5 時間 知的障がい者: 20,365.0 時間 精神障がい者: 18,161.5 時間 難病患者等: 769.25時間 【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 福祉総務課	A	ホームヘルパーの利用に係る費用について、介護給付費を支給することで、障がい者等の自立した在宅生活に寄与することができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	ホームヘルパーの実利用人数は平成28年度から令和2年度までに130名増加しており、利用ニーズは高まっている。引き続き、サービス事業者のサービス提供が適正なものとなるよう支援を行い、サービス利用計画等を利用して必要となる適切なサービス量を支給することで、障がい者の在宅生活及び自立が図られるよう努めていく。【障害福祉課】
(1) 訪問系サービスの充実	2 入浴サービスの充実	家庭において入浴することが困難な身体障がい者等に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図ります。 また、利用者の希望に合った事業者を選択できるよう、登録事業者の確保に努めます。	入浴サービス利用状況 利用人数 18人 延べ利用回数 1,112回 【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	A	巡回入浴車両の派遣により、自宅において入浴が困難である障がい者の入浴機会が確保され、保健衛生の向上が図られたことからAとした。 【障害福祉課】(A)	平成29年度から延べ利用回数1,000回を超え一定の利用がある。家庭において入浴が困難な身体障がい者等に対し、巡回入浴車両を派遣することにより、保健衛生の向上や入浴による心理的安定が図られている。今後も、利用者が自身の希望に合った事業者を選択することができるよう、登録事業者を確保しつつ、引き続き、障がい者の入浴機会を確保し、保健衛生の向上が図られるよう努めていく。【障害福祉課】

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の絶続
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(2) 介護者サービスの充実	1 ショートステイサービスの充実	家族の急病などにより、家庭における介護が一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス（短期入所）を行う事業所の確保に努めます。 また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。	ショートステイ利用状況（延利用日数） 4,998日 内訳 身体障がい者 1,746日 知的障がい者 3,224日 精神障がい者 28日 【障害福祉課】 ショートステイ利用状況（延利用日数） 短期入所 136件：721日 【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 福祉総務課	B	新型コロナウイルス流行に伴い、各自治体から外出自粛の要請が出た影響により、前年度と比較すると延利用日数は減少している。しかし、利用が必要な対象者に対して、家庭における介護が一時的に困難になった際に本人の生活の場とすることができたとともに、介護者の高齢化に伴う介護負担軽減を図ることができた。 今後は、年度によって利用日数の増減はあるものの、利用希望者は増加傾向にあるため、コロナ取束を見据え、受け入れ施設のさらなる充実が求められていることから、Bとした。 【障害福祉課】（B） 年度によって利用日数の差があるが、介助者の負担軽減を図ることができた。 【子ども福祉課】（B）	コロナ禍に見舞われた令和2年度を除き、平成28年から令和元年度にかけて利用日数は増加している。 今後も利用者のさらなる増加を見据え、受け入れ施設のさらなる充実が努めていく。 【障害福祉課】 保護者の介護負担軽減を目的として、今後もニーズがあると予想される。そのため、障がい状況や家庭環境を含め、適切な支給をしていく必要がある。【子ども福祉課】
(2) 介護者サービスの充実	2 レスパイトサービスの充実	障がい者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、レスパイトサービスとして日中一時支援事業や生活サポート事業を実施するとともに、事業の充実のため登録事業者の確保に努めます。	生活サポート事業 利用登録者数（18歳以上）：323人 利用時間：4,406.5時間 日中一時支援事業 利用登録者数（18歳以上）：139人 利用日数：596日 【障害福祉課】 生活サポート事業： 利用登録者数（18歳未満）：281人 日中一時支援事業： 利用登録者数（18歳未満）：41人 利用日数：745日 【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	対象者に対し、障がい福祉ガイドを用いて事業の周知及び説明を行った。日中一時支援事業が前年度よりも利用日数が減少した理由として、新型コロナウイルス感染症予防のため、登録者が利用を控えたことと、事業者が受け入れを縮小したこと等が考えられる。一方で、生活サポート事業は、「一時預かり」の利用ニーズが高かったことから、利用登録者と利用時間が増加した。 今後、介護者の高齢化に伴う介護負担軽減のため利用ニーズが高まっており、受け入れ施設のさらなる充実が求められていることから、Bとした。【障害福祉課】（B） 利用者は増加しており、介護者の負担軽減を図ることができた。【子ども福祉課】（B）	平成28年から令和2年度にかけて、それぞれの利用登録者数において、概ね増加している状況であり、特に生活サポート事業の利用登録者数は、218人から323人と約1.5倍に増えた。これは、障がい者の増加だけでなく、事業の周知及び説明が十分に行えた結果と考えられる。 今後も継続して事業者の普及を推進するとともに、市内の登録事業所を増やすことで、急なサービス利用の必要なケースにも対応が行えるような支援体制を整えていく必要がある。 【障害福祉課】 利用者（利用時間）は年々増加しており、今後も継続した支援が必要である。 【子ども福祉課】
(2) 介護者サービスの充実	3 介護知識の普及	介護者・家族や民生委員・児童委員を対象とした講座等により、障害福祉サービス等の制度や介護知識の普及を図ります。	特別支援学校の生徒の両親等に対する進路相談に、障がい者等の支援に係る障害福祉サービス等、制度の概要について説明を行った。また、手話専任員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会においても、障害福祉サービスの概要等について説明を行った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	特別支援学校の生徒の両親、介助者等に対して面談や講習会の形式で、障害福祉サービスについて理解を広げることが出来た。 引き続き、障害福祉サービス等の概要、制度の周知や、障がい者の適切な支援に資する知識の普及を図る必要があることからBとした。【障害福祉課】（B）	これまで主として、特別支援学校PTA、介助者や家族等を対象に講座を実施し、障害福祉サービスについて理解を広げてきた。障害福祉サービスを広く活用するための各制度について、複雑で難解なイメージを抱いている介助者や家族等が、障がい者を適切に支援できるような、各種制度についてわかりやすく理解が得られる機会が求められており、引き続き、障害福祉サービス等の概要、制度の周知や、障がい者の適切な支援に資する知識の普及に努める。 【障害福祉課】
(3) 福祉機器等の利用促進	1 情報提供・相談の充実	補装具や日常生活用具を展示するとともに、点字・手話などの活用により、障がい者に配慮した情報提供と相談の充実を図ります。また、各相談員や民生委員・児童委員などに補装具等に関する理解の促進を図ります。	窓口において、障がい者に配慮し、コミュニケーションボードを設置することや、磁気式の筆談具による筆談や、手話通訳を活用し情報提供や相談を行った。また、補装具や日常生活用具について、円滑に手続きが行えるよう、委託相談支援事業所の相談員と連携を図った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	手話通訳の活用などにより、障がい者に配慮した情報提供や相談の充実を図ることができた。 今後も引き続き、補装具等に関する理解の促進を図る必要があることからBとした。 【障害福祉課】（B）	これまで、福祉機器展に参加することによる情報収集や、コミュニケーションボード、磁気式の筆談具、手話通訳の活用等、窓口においても障がい者に配慮した情報提供や相談の充実を図ってきた。引き続き、収集した情報を活用し、障がい者支援の充実や、各相談員等に対する補装具等の理解促進を図ることに努めていく。【障害福祉課】
(3) 福祉機器等の利用促進	2 補装具の利用促進	補装具を必要とする方の利便性の向上やニーズに対応できるよう、補装具費の代理受領事業者の登録拡大に努め、補装具の利用を促進します。窓口相談や訪問調査などを利用して、補装具に関する助言や指導を行うとともに、事業の周知や、情報提供の強化を行います。また、介護保険、労災保険等を利用した場合との適正な調整を図ります。さらに、障がい児については、障がいの早期発見等により補装具の利用が低年齢化しているため、児童の状態に応じた適正な給付に努めます。	身体障がい者補装具支給状況 339件 （購入：200件、修理：139件） 品目：義肢、装具、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、車椅子、補聴器、眼鏡、義眼等 【障害福祉課】 身体障がい児補装具費支給状況： 388件 種目：装具、車椅子、補聴器等 【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	障がい者が必要とする補装具の購入・修理に係る補装具費の支給を行うことで、障がい者の身体的・経済的負担軽減を図ることができ、日常生活の便宜も図ることができた。今後も引き続き障がい者に対して周知や情報提供が必要であることから、Bとした。 【障害福祉課】（B） 障がい児が必要とする補装具の購入・修理に係る補装具の支給を行うことで、障がい児の身体的・経済的負担軽減を図ることができた。【子ども福祉課】（B）	本事業は、支給する補装具の内容によって支出額に大きな差が生じるが、各年度の支給件数について令和2年度目標値を超えており、継続して適切な支給ができたことと考える。 今後も引き続き制度の周知に図り、更生相談所と連携して、身体障がい者等の自立生活が促進されるよう努めていく。【障害福祉課】 児童の状態に応じた適正な支給を行った。また、装具購入費を補助することで、経済的な負担軽減を図ることができた。【子ども福祉課】
(3) 福祉機器等の利用促進	3 福祉機器の貸与の充実	社会福祉協議会の車いすや福祉車両の貸与事業を周知し、利用を促進します。	貸出件数 285件 ふれあい号（ワゴン車）：2件 ※令和2年7月1日で貸与廃止 軽自動車：23件 車椅子：260件 【障害福祉課】	障害福祉課	A	貸与により、障がい者や介護者の負担を軽減することができ、外出等の支援につなげることができたことからAとした。【障害福祉課】（A）	福祉車両等をはじめとする福祉機器の貸与により、障がい者や介護者の負担を軽減し、外出等の支援につなげることができている。引き続き、社会福祉協議会の車椅子や福祉車両の貸与について利用が促進されるよう周知に努めていく。【障害福祉課】
(4) 年金・手当等の情報提供の充実	1 年金・手当等の周知	障害基礎年金の受給に関する情報提供などの支援に努めるとともに、心身障害者扶養共済制度を周知します。また、特別障害者手当や特別児童扶養手当、重度心身障害者手当などの各種制度の周知も図ります。	障害基礎年金について、市ホームページや市民ガイドブック、窓口等で啓発を実施。令和2年度障害基礎年金裁定請求件数：69件 【国保年金課】 市民ガイドブックや市のホームページでの周知のほか、障害者手帳の交付時に障がい者福祉ガイド等を配布し、制度の案内をした。 【障害福祉課】 特別児童扶養手当について、市民ガイドブックや子育てガイドブック、市のホームページでの周知を図り、また、手帳の交付時に制度の案内をした。【子ども福祉課】	国保年金課 障害福祉課 子ども福祉課	A	プライバシーに配慮した障害年金相談スペースを設置し、窓口対応の充実を図った。日本年金機構と協力連携して障害基礎年金の裁定請求に繋げることができた。 【国保年金課】（B） 市のホームページの見直しや、広報への掲載により周知を図った。また、広報への掲載時期等に課題が残ったため、Bとした。【障害福祉課】（B） 制度の周知を図ることができた。【子ども福祉課】（A）	各種媒体での制度周知や窓口での情報提供により障害基礎年金の裁定請求件数は5年間で413件（平成28年度：73件、平成29年度：105件、平成30年度：92件、令和元年度：74件、令和2年度：69件）を数え、年平均約82件の請求があった。今後も日本年金機構と協力連携して障害基礎年金の制度周知等を図り、裁定請求に繋げていきたい。【国保年金課】 障害者手帳の交付時に、障がい者福祉ガイド等を配布して制度の案内を行った。また、各種手当については、ホームページや担当課の配架棚にリーフレットを置くことで窓口以外での周知を行い、各申請件数が増加した。今後も各制度の周知を図り、重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進に努めていく。【障害福祉課】 手帳の交付時等に制度の案内を行い、周知を図った。【子ども福祉課】
(4) 年金・手当等の情報提供の充実	2 各種資金貸付制度の利用促進	障がい者の自立を支援する社会福祉協議会の各種資金貸付制度の周知を行い、利用の促進に努めます。	必要に応じて、社会福祉協議会の各種資金貸付制度について周知を行った。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	A	各種貸付資金制度について、個々の状況に応じて市民ガイドブックや障がい者福祉ガイドを基に案内や説明を行い、利用の促進を図ることができた。【障害福祉課】（A）	生活の立て直しなど障がい者の自立を支援する各種貸付資金制度について、個々の状況に応じて案内や説明を行い、利用の促進を図ることが出来た。 今後も継続して制度の周知を行い、利用の促進を図る。【障害福祉課】

3 日中活動の場の確保

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 日中活動系サービスの充実	1 介護給付の充実	日常生活において介護の必要な方の利用の支援を行うとともに、生活介護事業所の確保に努めます。また、生活介護事業所のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	障害福祉サービスを提供する事業者が、円滑な事業展開を図られるように、介護給付費を支給した。また、新規事業所の開設を検討している事業者に対して、開設への情報提供、運営等についての指導・助言を行った。令和2年度は、生活介護事業所3件の指定を行った。 【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課	B	障害福祉サービス事業所等の新規指定を行うとともに、利用者や事業者に対し必要な情報の提供を行うことができた。しかし、今後も利用者の増加が見込まれ、事業の拡大が求められていることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	事業所数は年々増加しており、利用希望者の選択肢の幅も広がってきている。こうした中で適正なサービス提供、適正な事業所運営となるよう、引き続き指導・助言等を行っていく。【障害福祉課】
(1) 日中活動系サービスの充実	2 訓練等給付の充実	日常生活、社会生活で訓練の必要な方の利用を支援するとともに、就労移行や就労継続支援事業所の確保に努めます。また、就労移行支援事業所等のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	就労継続支援事業、就労定着支援事業、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを提供する事業者が、円滑な事業展開を図れるよう、給付費を支給し、事業者へ新規事業所開設への情報提供や、運営についての指導・助言等を行った。 令和2年度新規指定事業所数 ・就労移行支援事業所1件 ・就労定着支援事業所2件 ・共同生活援助事業所4件 【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課	B	障害福祉サービス事業所等の新規指定を行うとともに、利用者や事業者に対し必要な情報の提供を行うことができた。しかし、今後も利用者の増加が見込まれ、事業の拡大が求められていることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	事業所数は年々増加しており、利用希望者の選択肢の幅も広がってきている。こうした中で適正なサービス提供、適正な事業所運営となるよう、引き続き指導・助言等を行っていく。【障害福祉課】
(2) 活動の場の充実	1 障害者福祉センターの機能の充実	障害者福祉センターこぼと館の各種事業及び専門職員による指導の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。	障害者福祉センターこぼと館では、手話通訳者・要約筆記養成講習会をはじめとする支援者育成事業や生活リハビリ教室をはじめとした自立支援事業、絵画教室などの余暇支援事業などを柱に事業を実施している。事業を行う際は、利用者アンケートでの意見をもとに柔軟に内容を設定した。また、ホームページで貸館の空き状況を確認できるようにすること等により利用促進を図った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	利用の促進については、令和2年度目標に対する実績が下記のとおりとなっており、新型コロナウイルス感染症の影響が主因となり、団体利用者数、個人利用者数及び見学者数のいずれも目標を達成することはできなかったが、利用者のニーズを把握に努め、事業内容の充実を図ることができたため、Bとした。【障害福祉課】(B) (令和2年度の数値目標の達成状況) 団体利用者数：令和2年度目標 14,200人 令和2年度実績 6,587人 個人利用者数：令和2年度目標 6,760人 令和2年度実績 3,417人 見学者数：令和2年度目標 100人 令和2年度実績 50人	越谷市障害者福祉センターこぼと館において、支援者育成事業、自立支援事業、余暇支援事業等の実施のほか、ホームページで貸館の空き状況を確認できるようにすること等により利用促進等を図ってきた。引き続き、同様の取組を継続するとともに、利用者のニーズを把握し、さらなる事業の充実を図っていく。【障害福祉課】
(2) 活動の場の充実	2 地域の活動拠点の整備充実	地域における身近な活動の場として地区センター・公民館の大型館化を計画的に整備します。	保健センターの移転に伴い、移転後の施設を活用し、大沢地区センター・公民館として整備するため、改修工事を行った。また、大袋地区センター・公民館については、地元住民により構成される建設検討委員会との協議を開始した。【市民活動支援課】	市民活動支援課	A	令和2年度より、大沢地区センター・公民館を大型館化するための大規模改修工事に着手し、事業の進捗を図ることができたためAとした。【市民活動支援課】(A)	保健センター移転後の施設を活用し、大沢地区センター・公民館として整備するため、改修工事に着手した。大袋、川柳地区センター・公民館の大型館化についても、計画的に整備を進めている。【市民活動支援課】

4 住まいの場の確保

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 居住系サービスの充実	1 グループホームの充実	地域において自立した生活を望む方の利用の支援を行うとともに、地域における障がい者の生活の場となるグループホームの確保に努め、助成による支援を行います。また、グループホームのサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	事業所の指定相談時において、本市のグループホーム設置状況(定員や設置場所等)を説明するなど、事業法人に対して助言を行った。また、令和2年度においては、4施設のグループホーム(共同生活援助)の指定等を行う他、サービス提供事業者が、円滑な事業展開を図れるように、訓練等給付費を支給した。 グループホーム利用人数 259名 ①身体障がい者グループホーム 市内10名、市外7名 計 17名 ②知的障がい者グループホーム 市内79名、市外83名 計 162名 ③精神障がい者グループホーム 市内30名、市外50名 計 80名 市内新規指定グループホーム 4箇所 【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課	B	グループホームは、障がい者が地域で自立した日常生活を送るための重要なサービスのひとつであり、今後も障がい者の選択肢を広げ、また適正なサービスが提供されるよう指導・助言を行い、さらなる地域移行を進めていく必要があることからBとした。 【障害福祉課】(B)	グループホームは年々増加しており、利用希望者の選択肢の幅も広がってきている。こうした中で適正なサービス提供、適正な事業所運営となるよう、引き続き指導・助言等を行っていく。【障害福祉課】
(1) 居住系サービスの充実	2 生活ホームの充実	自立した生活を望む障がい者に対し、住居を提供するとともに、社会的自立を助長する生活ホームの運営を支援します。また、障がい者の地域生活への円滑な移行を促進するため、暮らしを体験する機会を提供します。	サービス提供事業者が、円滑な事業展開を図れるように、給付費を支給した。 生活ホーム利用人数 市内3名、市外1名 計4名 暮らし体験事業利用人数 0名 【障害福祉課】	障害福祉課	B	生活ホームは一定の利用者があり、住居を提供することができている。 暮らし体験事業は、平成30年度の利用人数が4名であったのに対し、令和元年度は利用人数が6名であり、引き続き周知を行う必要があることからBとした。 【障害福祉課】(B)	生活ホームは一定の利用者があり、住居を提供することができている。引き続き、利用者の居住を確保していく。 暮らし体験事業は、平成28年度に2人、平成30年度に4人の利用があったが、平成29年度、令和元年度、令和2年度に関しては、利用者がいない。引き続き、障がい者の地域生活への円滑な移行を促進するため、暮らしを体験する機会の提供及び周知活動に努めている。【障害福祉課】
(1) 居住系サービスの充実	3 施設入所支援サービスの充実	施設入所支援サービスのほか、ショートステイなど地域生活を支えるサービス拠点としての機能を充実を図ります。また、施設のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	施設入所支援サービスを提供している全施設においてショートステイを実施した。また、令和2年度には、こうした地域生活への移行に向けた取組を補足するものとして、ショートステイ事業を実施する5事業所を指定した。【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課	B	施設入所支援を提供する施設においては、全て短期入所を実施しており、少しずつではあるが、ショートステイ事業の拡大につながっているため、Bとした。 【障害福祉課】(B)	ショートステイの定員拡大など、その機能充実に努めており、対象者の状況やニーズを踏まえ、適切なサービスを利用できるよう引き続き支援に努める。また、事業者のサービス提供の質を向上させるため、引き続き指導・助言等を行っていく。【障害福祉課】

5 地域生活を支える施設サービスの充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 施設機能の充実	1 療育環境の充実	越谷市児童発達支援センターと保育所等や地域と交流を図り、障がいのある子どもが障がいのない子どもと、地域とともに育ち合う環境を整備します。	越谷市児童発達支援センターでは、公立や民間の保育所等と連携をとり、交流の場を設けるなど、地域で共に育ち合う環境を整備した。同時に、市内の幼稚園・保育所等に通う乳幼児に対しても専門職による相談やグループでの療育に取り組み施設機能の充実を図った。	子ども福祉課	A	初回の外来（発達）相談から療育までの一体化が図れ、より充実した支援体制を取ることができた。専門職との連携を取ることで、内容の充実も図れた。さらに、各関係機関と連携しながら、行うことができた。【子ども福祉課】（A）	初回の外来（発達）相談から療育までの一体化が図れ、より充実した支援体制を取ることができた。専門職との連携を取ることで、内容の充実も図れた。今後は、令和3年4月から保育所等訪問支援を実施するなど、地域の中核的な療育支援施設として関係機関と連携しながら、施設機能の充実を図る。【子ども福祉課】
(1) 施設機能の充実	2 重症心身障害児施設の充実	重症心身障害児者の施設入所、ショートステイ、通園事業のほか発達期の外来診療を行う重症心身障害児施設「甲川の療育センター」の施設運営を支援します。 また、在宅の重症心身障害児者の生活を支える家族の負担軽減のため、ショートステイや通園事業の拡充について検討していきます。	重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業補助金 21件 【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	A	H31.4～要綱改正を行い、対象者を「超重症在宅心身障がい児」から「重症在宅心身障がい児」に変更したことにより、利用件数が平成30年度と比べて3倍程度増えており、より多くの介助する家族の精神的、身体的な負担の軽減が図ることができた。【子ども福祉課】（A）	H31.4～要綱改正を行い、対象者を「超重症在宅心身障がい児」から「重症在宅心身障がい児」に変更したことにより、利用件数が平成30年度と比べて3倍程度増えており、より多くの介助する家族の精神的、身体的な負担の軽減が図ることができた。【子ども福祉課】

6 療育の場の確保

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 障害児通所支援事業の充実	1 児童発達支援、放課後等デイサービス等の充実	日常生活に必要な動作及び集団生活に対する適応訓練及び放課後や長期休暇における生活面向上のための訓練など自立促進および放課後の居場所づくりを支援します。	介護給付費支給件数 居宅介護 458件：7,155時間 行動援護 126件：2,260時間 短期入所 136件：721日 (合計 720件) 障害児通所給付費支給件数 児童発達支援 5,352件：38,927日 放課後等デイサービス 14,254件：118,048日 保育所等訪問支援 75件：119日 【子ども福祉課】	子ども福祉課	A	介護給付費（居宅介護・行動援護・短期入所）、障害児通所給付費（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）ともに、令和元年度と比較し、いずれも増加している。介護給付と通所給付を行うことにより、障がい児の自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、介助する家族の精神的、身体的な負担の軽減が図ることができた。【子ども福祉課】（A）	利用者数や利用時間は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。特に障害児通所給付費については今後も相談が増えることが予想されるため、適切な支援を行う必要がある。【子ども福祉課】

第6章 生活環境の整備充実

1 福祉のまちづくりの推進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発	1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発	市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行うとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努め、住みよいまちの整備を図ります。	「越谷市まちの整備に関する条例」を市のホームページに掲載し、普及啓発を図った。 【開発指導課】	開発指導課	A	「越谷市まちの整備に関する条例」を市のホームページに掲載し、住みよいまちの整備の推進を図った。【開発指導課】（A）	「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努めたとともに、住みよいまちの整備を図ることができた。【開発指導課】
(1) 福祉のまちづくりの普及・啓発	2 福祉のまちづくりに関する法律・県条例の普及・啓発	事業者に対し、県と協力して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の普及・啓発に努めます。	建築計画の事前相談時等に「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象である場合は指導し、福祉規定の各項目について相談対応を実施して普及・啓発に努めた。また、条例の届出の審査において、適合させるべき事業者に指導を実施した。【建築住宅課】	建築住宅課 開発指導課	A	事業者に対し、窓口等での相談、届出の指導や審査を通して、福祉のまちづくりの普及啓発に努めた。【建築住宅課】（A）	建築計画の事前相談時等に「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象である場合は指導し、また、条例の届出の審査において、適合させるべき事業者に指導を実施し、十分な普及・啓発を行った。【建築住宅課】
(2) 一体性・連続性のあるバリアフリーのまちづくりの推進	1 土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業を通じて、歩道の段差解消するなど、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進します。	道路・歩道等の段差解消や電柱の歩道外設置、障がい者等が安全に安心して通行できる歩行空間の整備を実施。 西大袋土地区画整理事業地内、街路延長109m 【市街地整備課】	市街地整備課	B	土地区画整理事業の進捗に合わせて整備を進めているので、予定より整備延長は減少したが、安心・安全な歩行空間のさらなる整備が図られたため、Bとした。 【市街地整備課】（B）	平成28年度から令和2年度において、土地区画整理事業を通じて、歩道の段差解消や電柱の歩道外設置を約2,000m行った。土地区画整理事業の進捗に合わせて整備を進めているので、予定より整備延長は減少したが、安心・安全な歩行空間の整備を図ることができた。今後も整備を進め、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進していく。【市街地整備課】
(3) 公共的建築物等の整備	1 公共的建築物等のバリアフリー化の推進	県条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、障がい者の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を推進します。	「埼玉県福祉のまちづくり条例」による届出の中で図面審査及び指導を実施し、建築確認申請の中で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例」の適合確認を実施した。【建築住宅課】	建築住宅課 関連各課	A	埼玉県福祉のまちづくり条例による届出の中で図面審査及び指導を適切に実施した。また、建築確認審査や完了検査の中で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例」の適合を確認した。【建築住宅課】（A）	埼玉県福祉のまちづくり条例による届出が5年間で319件あり、届出の中で図面審査及び指導を適切に実施した。また、庁舎や新緑センターといった公共建築物を中心に、建築確認審査や完了検査の中で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例」の適合を確認した。【建築住宅課】
(3) 公共的建築物等の整備	2 小中学校施設のバリアフリー化の整備	教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、第4次総合振興計画に基づき、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブリック・スロープ・階段手摺りについて計画的に整備を進めます。さらに、トイレの洋式化を図ることも努めてまいります。	バリアフリー化工事 点字タイル（屋内外）・階段手摺 1校 トイレの洋式化改修工事 18校567器【学校管理課】	学校管理課	C	令和元年度末のバリアフリー率は、77.7%となっている。限られた予算の範囲内で対応可能な工事を実施しているため、1校の点字タイル（屋内外）及び階段手摺のみの改修となっており、学校単位でのバリアフリー率はなかなか向上しない状況となっている。以上のことからCとした。 また、トイレの洋式化については、対象便器数が多い中、整備率の向上に努め全30校の小中学校の洋式化を完了した。【学校管理課】（C）	平成28年から令和2年度において、バリアフリー率は68.9%・31校から77.7%・35校まで向上した。限られた予算の範囲内で対応可能な工事を実施しているため、目標達成とはならなかったが、今後も計画的にバリアフリー化を進め、早期の目標達成を目指す。 また、トイレの洋式化については、対象便器数が多い中、整備率の向上に努め全30校の小中学校の洋式化を完了し、中学校においても令和3年度中に整備する。【学校管理課】
(3) 公共的建築物等の整備	3 公園等オープンスペースの整備	市民の憩いの場として、また災害時の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入口の段差の解消や多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。	東越谷第五公園のトイレを多機能トイレに改修した。【公園緑地課】	公園緑地課	B	平成28年度より実施している障がい者へ配慮したトイレの改修について計画通り進捗しているため。【公園緑地課】（B）	平成28年度から令和2年度までに5箇所の更新工事を行い、令和2年度にて都市公園内のFRP製トイレの改修工事が完了した。障がい者にも配慮し、誰もが利用できるトイレが増えたことで利用者への利便性が向上しており、今後も老朽化に伴った改修工事や新規設置工事の際は、多目的トイレの設置を実施し、事業の充実を図っていく。【公園緑地課】

2 道路・交通環境の整備

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 歩行空間の整備	1 歩道の整備	安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保を図ります。	歩道幅員や有効幅員、歩道の段差解消の整備を推進（歩道拡幅L=56.0m 段差解消L=121.0m）【道路建設課】	道路建設課	B	歩行空間の拡幅や段差解消の整備を行い、歩行者等の安全性が確保された。また、改修に伴い通学路の交通環境の改善を図った。【道路建設課】（B）	平成28年度から令和2年度の5ヵ年において、目標値に対し97.5%の歩道整備を達成した。また、課題として用地買収や家屋等の移転について難航した経過があった。今後は、事業用地等の諸手続きを速やかに実施し、目標値達成に向けて進捗を図る。【道路建設課】
(1) 歩行空間の整備	2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。	未実施	道路建設課	—	視覚障がい者ブロックの敷設計画路線の道路整備が未実施のため。【道路建設課】（一）	平成28年度から令和2年度の5ヵ年において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について目標値に対し99.1%達成した。また、課題として用地買収や家屋等の移転について難航した経過があった。今後は、事業用地等の諸手続きを速やかに実施し、目標値達成に向けて進捗を図る。【道路建設課】
(1) 歩行空間の整備	3 電線類の地中化の推進	安全で快適な歩行空間の確保のほか都市防災機能の向上や都市景観の向上を図るため、電線の地中化を推進します。	未実施	道路建設課	—	電線類の地中化計画路線の道路整備が未実施のため。【道路建設課】（一）	平成28年度から令和2年度の5ヵ年において、電線類の地中化について目標値に対し90.4%達成した。また、課題として用地買収や家屋等の移転について難航した経過があった。今後は、事業用地等の諸手続きを速やかに実施し、目標値達成に向けて進捗を図る。【道路建設課】
(1) 歩行空間の整備	4 放置自転車等対策の推進	駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を行い、放置自転車の防止に努めます。	市内各駅に自転車等誘導員を配置し、駅周辺の道路や歩道にある放置自転車の駐輪場利用の指導や整理、及び撤去を実施。【平日：午前7時～午後7時の間 第1～4土曜日：午前9時～午後5時の間 第1・3・5日曜日：午前9時～午後5時の間】 引取りのない放置自転車については、売却や海外への無償譲渡などリサイクルの推進に努め、資源の有効利用を図った。【くらし安心課】	くらし安心課	A	市内の各駅周辺において、年間1,134台の放置自転車等を撤去し、各駅周辺の通行環境の改善を図るとともに景観の保持に努めた。また、放置自転車等の誘導・整理・撤去等を継続的に行ったことで、撤去台数は減少傾向にある。 しかしながら、依然として市内各駅周辺に放置する自転車等が見受けられるため、引き続き自転車利用者への啓発活動や駐車秩序保持のための整理、撤去等を行い、放置自転車等の防止に努める必要がある。【くらし安心課】（A）	市内の各駅周辺において、放置自転車等の誘導、整理、撤去等を継続的に行うことで通行機能の確保及び歩行者の安全保持に努めた。これらの対策の結果、放置自転車等の撤去・移送台数は、減少傾向にあり、令和2年度は、平成28年度と比べ約67%減少した。しかしながら、依然として、駅周辺に放置する自転車等が見受けられるため、引き続き自転車利用者への啓発活動や駐車秩序保持のための整理、撤去等を行い、放置自転車等の防止に努める。【くらし安心課】
(1) 歩行空間の整備	5 公共サインの整備	「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を計画的に推進し、誰にでもわかりやすいものとする。	越谷市内に設置している公共サインの点検を行い、破損箇所や汚れ等を確認し、適正な維持管理に努めた。また、点検により確認した破損箇所等の修繕を行った。【都市計画課】	都市計画課 関連各課	A	（令和2年度 事業内容） 1 公共サイン点検 104箇所 2 公共サイン修繕 大拠点サイン3箇所 中拠点サイン3箇所 小拠点1箇所 計：6箇所 上記の点検・修繕により、公共サインの適正な維持管理が図られた。以上のことからAとした。【都市計画課】（A）	市内全域の公共サインについて、「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、適宜、整備・更新・清掃等を行った。今後は必要ない地図等の更新を行うとともに、計画的に点検・修繕を実施し、景観に配慮したサイン整備に努める。【都市計画課】
(2) 公共交通機関等の利便性の確保	1 鉄道駅のバリアフリー化の促進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障がい者が駅を利用しやすいよう鉄道事業者に対して、案内誘導付き点状ブロックの設置など安全で統一した案内誘導整備の整備を働きかけます。	越谷市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、「新越谷駅」、「越谷駅」及び「浦生駅」におけるホームドア整備事業を実施した東武鉄道株式会社に対し補助金を交付した。【都市計画課】	都市計画課 関連各課	A	令和元年度に引き続き、市内鉄道駅へホームドアの設置が進められており、利用客の安全性や高齢者等の利便性の向上が図られている。令和2年度は、越谷市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、「新越谷駅」、「越谷駅」及び「浦生駅」におけるホームドア整備事業を実施した東武鉄道株式会社に対し補助金を交付し、ホームドア整備促進を図った。以上のことから、Aとした。【都市計画課】（A）	市内全駅においてエレベーター、エスカレーター及び案内誘導付き点状ブロックが設置された。さらにはホームドアの設置が北越谷駅、新越谷駅を始めとして進められており、利用客の安全性や高齢者等の利便性の向上が図られている。今後は「越谷駅」及び「浦生駅」におけるホームドア整備事業を実施した東武鉄道株式会社に対し補助金を交付し、引き続きホームドア整備促進を図ると、鉄道駅のバリアフリー化を推進する。【都市計画課】
(2) 公共交通機関等の利便性の確保	2 バス路線等の整備促進	鉄道駅を中心に運行されているバス路線の充実をはじめ、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に努めます。また、走行環境の改善や運行情報のPRなど側面的支援を行うとともに、国・県との連携のもと、バスの利便性を高める取り組みとして、高齢者や児童、車いすなどの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの導入に際し、バス事業者の購入費用の一部を助成します。	市内のバス停において、バス乗降時の段差改善のため、バス停に接する歩道道縁石ブロックの撤去（環境整備工事）を行った。 また、越谷市地域公共交通網形成計画に「事業2-2関係者との協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（モデル地区）」を位置付けており、令和2年度は、モデル地区に位置付けた新方地区で4回の会議を開催し、新たな公共交通の導入に向けた取組みを進めている。 さらには、公共交通の利用促進を図るため、こしがや公共交通ガイドマップを更新し、市民の皆さまへの配布及び公共施設等での配架を行った。 【都市計画課】	都市計画課 関連各課	A	バス乗降時の段差改善のための環境整備工事を実施した。また、新方地区における新たな公共交通の導入に向けた取組みを進めている。さらには、公共交通の利用促進を図るため、こしがや公共交通ガイドマップを更新し、市民の皆さまへの配布及び公共施設等での配架を行った。ノンステップバスの導入支援については、令和2年度は対象車両がなかった。以上のことから、Aとした。【都市計画課】（A）	高齢者や児童、車いすなどの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの導入に際し、バス事業者の購入費用の一部を助成する取組みを継続実施してきた。 市内のバス停においては、バス乗降時の段差改善に向けた環境整備工事や、バス待ちスポット、まち愛スポットの登録拡大を推進してきた。 また、越谷市地域公共交通網形成計画に「事業2-2関係者との協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（モデル地区）」を位置付けており、モデル地区とした新方地区において新方地区内公共交通導入検討協議会を設置し、新たな公共交通の導入に向けた取組みを進めている。 さらには、公共交通の利用促進を図るため、こしがや公共交通ガイドマップを更新し、市民の皆さまへの配布及び公共施設等での配架を継続実施している。 【都市計画課】

3 外出・移動の充実

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度~令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 外出・移動支援の充実	1 「ふれあい号」の利用促進	社会福祉協議会が行っている、歩行困難な身体障がい者や高齢者のためのリフト付きワゴン車「ふれあい号」の利用の促進を図ります。	貸出件数 285件 ふれあい号(ワゴン車) : 2件 ※令和2年7月1日で貸与廃止 軽自動車 : 23件 車椅子 : 260件 【障害福祉課】	障害福祉課 社会福祉協議会	A	貸与により、障がい者や介護者の負担を軽減することができ、外出等の支援につなげることができたことからAとした。【障害福祉課】(A)	福祉車両をはじめとする福祉機器の貸与により、障がい者や介護者の負担を軽減し、外出等の支援につなげることができている。引き続き、社会福祉協議会の車椅子や福祉車両の貸与について利用が促進されるよう周知に努めていく。【障害福祉課】
(1) 外出・移動支援の充実	2 福祉タクシー利用券・自動車燃費補助券の交付	在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃費補助券を交付し、費用の一部を助成します。対象者に対する周知の徹底とともに、取扱い事業所の拡大をすすめることにより、制度の効果的、効率的な活用を推進します。	登録者数 : 5,705人 交付者数 : 4,484人 利用率 : 36.11% (福祉タクシー利用券) 82.38% (自動車燃費補助券) 【障害福祉課】	障害福祉課	B	8月乗運賃改定に伴い、令和2年4月より福祉タクシー利用券の交付枚数を36枚から48枚へ変更した。(3枚/月から4枚/月) また、新型コロナウイルス感染症対策の特別措置として、令和2年7月から、年度途中での福祉タクシー利用券と自動車燃費補助券の区分変更申請を可能とすることとした。利用券等が使用できる事業者の拡大及び周知について課題が残るためBとした。【障害福祉課】(B)	制度の持続的・安定的な運用を図る必要から、平成30年度より所得制限を導入した。また、移動が困難な障がい者が採択せずに受け取ることができていることを目的として、窓口にて申請者に対して交付する申請方式から、受給資格者に対して、利用券等を郵送する登録方式に制度改正を行った。今後も、利用者の利便性を考え、福祉タクシー利用券・自動車燃費補助券を取り扱う事業所の拡大に努めていく。【障害福祉課】
(1) 外出・移動支援の充実	3 自動車運転免許取得費の助成	障がい者の社会参加及び自立を支援するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	免許取得費用の2/3を助成(限度額12万円) 助成件数 : 6件 【障害福祉課】	障害福祉課	B	障がい者の社会参加の支援につながった。 今後も窓口での相談時や障害者手帳交付時に制度の案内を行い、制度の周知を図る必要があることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	自動車運転免許取得に要する費用を助成することで、障がい者の社会参加及び自立を支援することにつながった。 年度により助成件数の増減があるが、自立を目指す障がい者の増加により相談件数は増えている。今後も継続的に制度の案内を行い、周知を図っていく。【障害福祉課】
(1) 外出・移動支援の充実	4 自動車改造費の助成	重度障がい者の社会参加を支援するため、所有する自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。	手動運転装置等の自動車改造にかかる助成(限度額10万円) 助成件数 : 5件 【障害福祉課】	障害福祉課	B	障がい者の社会参加の支援につながった。 今後も窓口での相談時や障害者手帳交付時に制度の案内を行い、制度の周知を図る必要があることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	自動車改造費を助成することで、障がい者の社会参加及び自立を支援することにつながった。 令和元年度、令和2年度はそれぞれ目標値である5件の助成をしている。今後も継続的に制度の案内を行い、周知を図っていく。【障害福祉課】
(1) 外出・移動支援の充実	5 バリアフリーマップの作成	障がい者などが安心してまちに外出し、また行動範囲を拡大できるよう、障がい者の参加を得て公共施設などのバリアフリー状況をまとめたマップ(おでかけマップ、トイレマップ)を作成しており、掲載情報の充実にも努めます。	バリアフリーマップを市役所や主要公共施設等に配布した。 【障害福祉課】	障害福祉課	B	障がい者や高齢者等が安心して外出できるための情報提供が図られたため、Bとした。【障害福祉課】(B)	平成29年度に既存冊子を増刷し、令和元年度に改訂し、公共施設や関係各課を通じ、広く市民へ配布を行ったことに加え、Web版のバリアフリーマップをすまいるマップへ統合したこと、障がい者等の外出に必要な最新の情報を広く周知することができた。今後も、Web版の随時更新を行い、必要に応じて冊子版も改訂することで、障がい者等の外出支援のための情報を発信していく。【障害福祉課】
(1) 外出・移動支援の充実	6 各種割引制度等の周知	障がい者の外出、積極的な社会参加を促進するため、障がい者や市のウェブサイトに関係情報を掲載した。【障害福祉課】	障害者手帳の交付時に障がい者福祉ガイドにより案内をする他、市民ガイドブック及び市のウェブサイトに関係情報を掲載した。 【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	制度の周知により、障がい者の外出移動の支援が図られ、積極的な社会参加を促進することができた。 一方で、障がい者自身が掲載された関係情報を正確に理解できていないケースもあり、さらにおわりやすく周知を行う必要があることから、Bとした。【障害福祉課】(B)	平成28年から令和2年度において、障害者手帳の交付時に障がい者福祉ガイドにより案内をする他、市民ガイドブック及び市のウェブサイトに関係情報を掲載した。また、航空運賃の割引対象者が拡大されるなど、新たに利用できる制度が増えた際には、障害者手帳交付時等に対象となる障がい者へ丁寧に説明を行った。その結果、その5ヵ年を通して障がい者の社会参加を促進することができた。 一方で、新たに利用可能となった制度の情報把握から周知までに、時間がかかることがあったことが今後の課題となる。【障害福祉課】
(1) 外出・移動支援の充実	7 福祉有償運送の促進	NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。	NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行った。 令和2年度協議会開催(主 吉川市) 3回 【福祉総務課】	福祉総務課 関連各課	A	令和2年度に、新規登録申請により登録団体が2団体増加し、越谷市では現在9団体が運営を行っている。協議会への参加のほか、半年ごとの実績報告や変更届などの指導、登録希望団体への説明などを随時行っている。また、協議会は、事務局を7市1町で持ち回りにより運営しており、令和2年度は、吉川市が事務局を運営した。 【福祉総務課】(A)	NPO法人等が実施する福祉有償運送を促進するとともに、指導・助言を行った。 【福祉総務課】
(2) 移動介護の充実	1 移動支援事業の充実(5章に前掲)	屋外での移動が困難な障がい者に対し、生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。	利用実績 身体障がい者 8540.5 時間 実利用人数 78人 知的障がい者 6202.5 時間 82人 精神障がい者 67.3 時間 1人 障がい児 0 時間 0人 合計 15416 時間 171人 【障害福祉課】	障害福祉課	B	障がい者福祉ガイドを利用し、手帳交付時等に事業内容の周知を行うとともに利用者に分りやすい説明を行った。また、相談支援事業所等からの相談に応じ利用促進に努めることで、屋外での移動が困難な障がい者等の外出の機会の確保につながった。 今後は、事業の周知や協定事業者の拡大を図り、適切な制度運営が必要なことから、Bとした。【障害福祉課】(B)	平成28年から令和2年度において、移動支援事業では障がい者福祉ガイドを利用し、手帳交付時等に事業内容の周知を行うとともに利用者に分りやすい説明を行った。また、相談支援事業所等からの相談に応じ利用促進に努めることで、屋外での移動が困難な障がい者等の外出の機会の確保につながった。 利用者時間数は令和2年度の目標値を達成することは出来ておらず、制度のさらなる周知や協定事業者の拡大に課題が残った。【障害福祉課】
(2) 移動介護の充実	2 視覚障がい者の移動介護の充実	視覚障がい者の社会参加のための外出を支援するため、障害者総合支援法の同行介護サービス事業者の確保を図ります。また、同行介護を補完するガイドヘルパー派遣事業の充実にも努めます。	同行介護に係る介護給付費の支給 利用時間 : 17,232時間 実利用人数 : 91人 延べ人数 : 1,109人 ガイドヘルパーの派遣 派遣時間 : 2,038時間 派遣回数 : 535回 【障害福祉課】	障害福祉課	B	視覚に障がいがあり、屋外での移動が困難な身体障がい者に対し、ヘルパーを派遣することにより、外出の機会を確保し、自立した日常生活及び社会参加の促進に寄与することができた。 今後も引き続き適切な制度運営・継続が必要であることからBとした。【障害福祉課】(B)	同行介護サービス、ガイドヘルパー派遣事業を活用することで、対象者は安心して生活上必要な外出や社会参加を行っている。利用人数や利用時間も増加傾向にあり、引き続きヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図っていく。【障害福祉課】
(2) 移動介護の充実	3 全身性障がい者・重度知的障がい者の移動介護の充実	介護が必要な重度身体障がい者・知的障がい者の社会参加のための外出を支援するため、ホームヘルプサービスや移動支援事業との調整を図りながら、全身性障がい者及び知的障がい者の介護人派遣事業の充実にも努めます。	全身性障がい者介護人派遣事業 派遣時間 5,876時間 知的障がい者介護人派遣事業 派遣時間 3,113時間 【障害福祉課】	障害福祉課	B	新型コロナウイルス流行に伴い、各自体から外出自粛の要請が出た影響により、前年度と比較すると派遣時間は減少している。しかし、利用が必要な対象者に対しては、外出援助等の介護人を派遣することにより、身体障がい者や知的障がい者の生活圏が広がり、社会参加促進が図られた。 今後も引き続き、事業の充実にも努める必要があることからBとした。【障害福祉課】(B)	重度の全身障がい者及び知的障がい者の外出支援や余暇活動の機会提供を行い、活動範囲の拡充が図られた。また、平成28年から令和2年にかけて派遣対象者および介護者の登録者数は増加傾向にある。引き続き、障がい者の社会参加のため、利用の促進及び事業の周知に努める。【障害福祉課】

4 情報のバリアフリー化の推進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度~令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 障がいの状況に応じた支援の充実	1 コミュニケーション支援事業の充実(5章に前掲)	聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者の養成・確保に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。	手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより、聴覚等に障害のある方とない方、双方のコミュニケーションの円滑化を図った。 手話通訳者派遣時間：1:10時間15分 要約筆記者派遣時間：350時間40分 手話通訳者派遣件数：853件 要約筆記者派遣件数：196件 【障害福祉課】	障害福祉課	B	手話通訳者および要約筆記者の派遣により、支援が必要な方のコミュニケーションの円滑化が図られた。 平成30年3月に「越谷市手話言語条例」を施行し、今後ますます手話やコミュニケーション支援への関心が高まることが予想される。また、高齢に伴う聴覚者の増加が予想され、要約筆記者へのニーズも増加が見込まれることから、手話通訳、要約筆記の担い手の養成及び増加への取組みを効果的に運動させることが課題となる。併せて、行政関係機関への事業の周知を継続していく必要があることからBとした。【障害福祉課】(B)	専門知識を有する手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化及び聴覚障害者等の社会参加の促進が図られた。平成28年から令和2年度までの登録派遣者及び派遣件数は増加傾向である。引き続き、事業の周知を継続し、派遣体制が充実されるよう努めていく。【障害福祉課】
(1) 障がいの状況に応じた支援の充実	2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実(5章に前掲)	盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、通訳・介助員の養成・確保に努めます。	◎盲ろう者通訳・介助員派遣事業 埼玉県が業務委託により実施。さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画(事業経費を按分)している。 ・令和2年度 越谷市派遣対象盲ろう者：1名 ・通訳・介助員数(越谷市)：3名 ・派遣件数(県全体)：1,028件(うち越谷市26件) ◎盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 埼玉県が業務委託により実施。さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画(事業費を按分)している。 ・令和2年度受講状況 受講者数：0名 修了者数：0名 登録者数：0名 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【障害福祉課】	障害福祉課	B	盲ろう者通訳・介助員派遣事業及び養成研修事業は、埼玉県が業務委託により実施し、さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画(事業経費を按分)する協定を締結している。 派遣事業の利用者は、聴覚障がいと視覚障がいを併せ持つ盲ろう者であり、越谷市の利用者は1名、介助員養成研修は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。引き続き、手帳交付時等に情報提供を行っていく必要があることからBとした。【障害福祉課】(B)	越谷市内では、聴覚障がいと視覚障がいを併せ持つ盲ろう者が一定数おり、越谷市からも1名利用し、事業の推進につながっている。引き続き、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、盲ろう者の自立や社会参加が図られるよう努めていく。【障害福祉課】
(1) 障がいの状況に応じた支援の充実	3 市民による情報支援活動の促進	聴覚や視覚などの障がいのある人の情報のバリアフリー化のため、点訳、音訳、要約筆記などをを行う市民のボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。	越谷市障害者福祉センターこぼと館において点訳・手話・要約筆記等を行っているボランティア団体に対し活動場所の提供を行った。 また、障害福祉課の窓口において、市広報紙などの点訳・音訳版を配架した。【障害福祉課】	障害福祉課	A	左記の事業実施により、市民による情報支援活動の促進が図れたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	越谷市障害者福祉センターこぼと館において、点訳・手話・要約筆記等を行っているボランティア団体に対し活動場所の提供を行うとともに、障害福祉課の窓口において、市広報紙などの点訳・音訳版を提供してきた。引き続き同様の取組を実施し、聴覚や視覚などの障がいのある人の情報のバリアフリー化を推進していく。【障害福祉課】
(2) 多様な情報媒体の活用推進	1 IT講習会の開催	障がいがパソコンなどを活用してより多くの情報を得られるように、障害者就労訓練施設しらこぼとにおいて、IT(情報通信技術)講習会を開催します。	越谷市障害者就労訓練施設しらこぼとにおいて、パソコン講座を開催した。個々の状況に則し、効率的に学べるように、個別対応の随時開催とした。【障害福祉課】	障害福祉課	A	左記の事業の実施により、障がいが者の多様な情報媒体活用の促進を図ることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	越谷市障害者就労訓練施設しらこぼとにおいて、パソコン講座を利用者ごとの個別対応で随時開催とした。 引き続き、同様の取組を実施し、障がいが者の多様な情報媒体活用の促進が図っていく。【障害福祉課】
(2) 多様な情報媒体の活用推進	2 広域行政事業(公共施設・予約案内システム)の充実	本市を含む近隣の5市1町で構成する「埼玉県東部都市連絡調整会議」において運用している、公共施設の各種情報の案内、空き状況の照会や予約の申し込みをパソコンや携帯電話などから24時間・365日行えるアクセスナビに配慮したシステムの充実を図ります。	パソコンや携帯電話、固定電話、FAXなどを利用して、公共施設の空き状況の照会や予約の申し込みを行うことができる「埼玉県東部地域公共施設予約案内システム(まんまるよやく)」の運用を行った。 併せて、令和2年度において、まんまるよやく関係各課の集まる専門部会にて、システムの利便性向上に向けた意見交換を実施した。 令和2年度末時点 まんまるよやく登録者数(越谷市分)：4,417人 【政策課】	政策課	B	登録者の更新状況等により、年度ごとに多少の増減がある。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により、施設の利用制限を行った状況を踏まえて新規登録者も増えており、おおむね順調に進捗している。【政策課】(B)	まんまるよやく利用者登録はシステム更新時に、新規登録者と登録期限切れの方が発生するため、登録者数について年度ごとに増減があった。増減については大幅なものではないため、多くの方に登録(新規・更新)をしていただいていると認識している。 引き続き、市民にとって利便性の高いシステムの構築・運用の検討を進めていく。【政策課】

5 住環境の整備

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度~令和2年度)の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 住宅改善への支援	1 住宅改善に関する支援制度の充実	重度身体障がい者の居宅改善整備について制度の周知に努めるとともに、制度の充実を図ります。	越谷市重度身体障害者居宅改善整備費補助事業 支給件数：0件 【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	今後も引き続き、住宅改修により障がいが者の身体状況に合わせた設備を整え、本人及び介護者の負担軽減を図る必要があることからBとした。【障害福祉課】(B)	平成28年度から令和2年度までに計15件の利用があり、住宅改修を必要とする重度心身障がいが者の在宅生活における負担軽減につながった。引き続き、重度身体障がいが者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるよう、居宅改善整備について制度の周知に努めるとともに、制度の充実を図る。【障害福祉課】
(1) 住宅改善への支援	2 住宅改善相談・情報提供の充実	埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、住宅改善についての相談を充実します。	越谷市重度身体障害者居宅改善整備費補助事業 支給件数：0件 【障害福祉課】	障害福祉課	B	今後も引き続き関係機関と連携し、利用者の相談に対し専門的知見を得ながら情報提供を行うとともに、支援の充実を図り、障がいが者の自立した在宅生活に寄与する必要があることからBとした。【障害福祉課】(B)	関係機関との連携により、平成28年度から令和2年度までに計15件の利用につなげ、住宅改修を必要とする重度心身障がいが者の在宅生活における負担軽減を図った。引き続き、障がいが者の自立した在宅生活に寄与するため、埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、住宅改善についての相談の充実を図っていく。【障害福祉課】
(2) 障がいが者に配慮した住宅の確保	1 市営住宅のバリアフリー化	市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手摺り装置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。	市営住宅は、平成22年度から埼玉県住宅供給公社で管理代行しており、西大袋中層住宅の緊急通報システムを備えた高齢者・障害者対応住戸30戸の維持管理を実施。【建築住宅課】	建築住宅課	A	市営住宅の維持管理において、住戸の訪問や架電による安否確認を行うなど、埼玉県住宅供給公社と連携し入居者の安全確保に尽力した。【建築住宅課】(A)	西大袋中層住宅は高齢者・障害者対応住戸30戸の維持管理を進め、入居者の状況を考慮した手摺りの設置や段差の解消など、バリアフリー化を実施した。また、住戸の訪問や架電による安否確認を行うなど、埼玉県住宅供給公社と連携し入居者の安全確保に尽力した。【建築住宅課】

6 防犯・防災体制の整備

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 防犯・防火・防災意識の普及・啓発	1 防犯・防火・防災意識の啓発	<p>広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めました。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。</p>	<p>防災マップなどのパンフレットやイツモ防災マニュアルブック等の冊子の配布を行うとともに、出張講座にて防災意識の高揚を図った。 【危機管理室】</p> <p>自主防災活動団体へ貸与する防犯グッズの充実を図り、利用を促すとともに、街頭キャンペーン等での啓発品の配布や、地域の安全や子どもを安全確保のための青色回転灯を装備した車によるパトロールを継続して実施した。【くらし安心課】</p> <p>新型コロナウイルスの感染症の影響でイベント等が中止になったことにより、パンフレット等の配布や住宅用火災警報器の展示を実施できなかったが、令和2年度は、新たに広報こしがや季刊版や市内の地区センターなどにより、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について記事を掲載したほか、越谷市と埼玉東部ヤクルト販売株式会社との包括連携に関する協定に基づき、ヤクルトレディのバイクや自転車、販売用バッグに、住宅用火災警報器の設置促進や維持管理に関するポスターを貼付し広報活動を実施していただくことにより、広く市民に周知を図り普及啓発に努めた。 【消防局予防課】</p>	危機管理室 くらし安心課 消防局予防課	A	<p>市民の防災意識の高まりを受け、防災マップなどのパンフレット類を増刷して住民に対し周知を図った。 また、出張講座などを21回実施して、防災意識の啓発に努めた。 【危機管理室】(A)</p> <p>自主防災活動団体に対する支援や青色回転灯を装備したパトロール等の防犯活動、また、総合警察署と連携を図りながら防犯キャンペーンなどの啓発事業を実施した。昨年一年間の刑法犯認知件数は、一昨年に比し10%以上減少し、人口1,000人あたりの刑法犯罪認知総数を表した指標である犯罪率が、10年前と比べ半分以上下がった。引き続き越谷警察署と連携を図りながら犯罪被害防止対策を推進し、犯罪件数の減少に努める。 【くらし安心課】(A)</p> <p>新たな広報媒体として、広報こしがや季刊版や市内の地区センターなどにより、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理についての記事を掲載したほか、ヤクルトレディのバイクや自転車、販売用バッグに、広報媒体を貼付し広報活動を実施していただくことにより、広く市民に周知を図ることができたため。【消防局予防課】(A)</p>	<p>平成28年度から令和2年度において、防災マップなどのパンフレット類の配布や出張講座などを行い、市民の防災意識の高揚について成果を得られた。 【危機管理室】</p> <p>市民に対する啓発活動や防犯活動への取り組みを継続して実施することにより、刑法犯罪認知件数は、5年間、減少が続いている。しかしながら、自転車盗については、街頭犯罪の中で依然として大きな割合を占めており、引き続き対策を講じていく必要がある。今後、自主防災団体の育成及び支援を行い、警察や関係団体と連携を図りながら啓発活動を行い、地域における防犯意識を高め、更なる犯罪防止に努める。【くらし安心課】</p> <p>各種イベントで聴覚障がい者でも火災の早期発見に繋がる防災機器の展示及び説明を行うてきたほか、様々な広報媒体を活用し、防災機器の有効性について普及啓発を図ることができた。【消防局予防課】</p>
(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実	1 緊急時通報システムの充実	<p>聴覚障がい者や言語に障がいのある方への緊急時の対応を図るため、緊急時に消防署に連絡できるWEB119番・FAX119番通報システムの周知を図ります。</p>	<p>障がい者福祉ガイドへ制度の概要を掲載し、身体障害者手帳交付時に、制度の案内を行うなど、対象者へ制度の周知を行った。【障害福祉課】</p> <p>Net119・FAX119番通報システムの周知を図るためホームページに継続掲載中です。【消防局指令課】</p>	障害福祉課 消防局指令課	B	<p>障がい者福祉ガイドを通じて制度の周知を図り利用につなげることが出来た。今後は、より分かりやすく周知をすることや、周知媒体等、周知の機会や方法等に工夫が必要であることからBとした。【障害福祉課】(B)</p> <p>令和3年3月31日までのNet119の登録者数は69人で、前年度と比較して4人登録者が増加した。Net119の登録方法についてホームページに掲載し、登録への促進を図ることができたが、さらなる周知が必要であることからBとした。【消防局指令課】(B)</p>	<p>聴覚障がい者や言語に障がいのある方は音声による通話が困難であり、特に緊急時での円滑な対応を図ることについてのニーズは高く、引き続き、越谷市手話通訳・要約筆記者派遣事務所とも連携を図りながら、NET119番・FAX119番通報システムの周知に努めていく。【障害福祉課】</p> <p>平成29年3月に、聴覚障がいや言語障がいのある方が緊急時119番通報できるシステムをWEB119番からNet119に更新した。また、令和元年7月1日からは、総務省消防庁が定めた共通電文仕様Net119(2.0)に更新し、利用者がいつでも全国どこからでも緊急通報できる体制を整えた。</p> <p>平成28年度から令和2年度にかけてのシステムの登録者数は、平成29年3月31日時点において46人であったが、令和3年3月31日現在では69人まで増加した。通報件数については、WEB119番及びNet119を合わせて2件で、2件とも医療機関に搬送した。また、FAX119からの通報は3件で、3件とも医療機関に搬送した。聴覚障がいや言語障がいのある方からの119番通報に対応し、医療機関へ搬送できたことから成果は得られた。</p> <p>今後は、Net119、FAX119とともに、ホームページに登録方法や使用方法についての掲載を続けるとともに障害福祉課や関係団体と連携を図り、事業の充実を努める。 【消防局指令課】</p>
(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実	2 救急医療情報キット事業の推進	<p>救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（特病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて保管することで救急隊、病院が迅速に救急搬送活動を行えるようになるためのものです。 高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。</p>	<p>●配布実績（年間） 配布本数：173本 配布人数：237人 【福祉総務課】</p> <p>障がい者福祉ガイド等を利用し、案内を行った。【障害福祉課】</p>	福祉総務課 障害福祉課	B	<p>昨年度の配布本数332本、配布人数489人と比較すると本数・人数ともに減少した。広報やホームページなどを活用し、民生委員などの協力機関と連携して積極的に普及啓発活動を行っていく。 また、救急情報の更新を呼びかけるなど、すでに配布している対象者についてもフォローアップを行っていく。【福祉総務課】(B)</p> <p>障がい者福祉ガイド等を利用し案内を行った。 今後も引き続き、周知方法等、周知に係る工夫が必要であることからBとした。 【障害福祉課】(B)</p>	<p>5年間の配布本数は1,201本、配布人数1,657人となっている。今後は、広報の活用や、民生委員などと連携して、積極的に普及活動を行っていく。【福祉総務課】</p> <p>窓口に実物を設置することにより、申請や相談につながるケースがあり、万一の緊急事態への備えについての関心は高い。引き続き、高齢者や障がい者等が安心した生活が送れるよう、窓口での案内等に努めていく。【障害福祉課】</p>
(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実	3 自主防災組織の育成・強化	<p>災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤とし、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。</p>	<p>自主防災組織に対して、防災資器材や備蓄資器材の購入に伴う補助金や防災訓練等の活動に対する補助金などを交付するとともに、出張講座においては、自助・共助の重要性を講話した。 また、令和2年度では、新規の自主防災組織設立は2組織であり、令和3年3月31日現在、302自治会が結成され、組織率は92.0%である。【危機管理室】</p>	危機管理室	A	<p>自主防災組織に対して、防災資器材等の購入費や防災訓練等の活動費などに対する補助金を146件交付し、自主防災組織の整備拡充に努めた。 また、自主防災組織や自治会などから依頼があった出張講座等では、災害への備えの重要性を詳細に伝えるとともに、自助・共助による防災意識の啓発を行った。 【危機管理室】(A)</p>	<p>平成28年度から令和2年度において、自主防災組織率は毎年度上昇しており、自主防災組織の整備拡充について成果を得られた。 今後は、自主防災組織の向上を目指し、防災資器材の補助対象品目の見直しを図る。 【危機管理室】</p>
(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実	4 地域ぐるみの協力体制の整備	<p>災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会などの連携を図り、災害時要援護者避難支援制度などの地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。</p>	<p>北越谷地区コミュニティ協議会から依頼され出張講座を行うとともに、越谷市災害時要援護者避難支援制度について、出張講座で本制度の周知を図った。【危機管理室】</p>	市民協働部 福祉部 子ども家庭部 関連各部	A	<p>出張講座等において、越谷市災害時要援護者避難支援制度について周知を行った。令和3年1月に予定していた越谷市・越谷谷地区合同総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症により延期としており、令和3年度に実施する。【危機管理室】(A)</p>	<p>平成28年度から令和2年度において、災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員や自治会及び地区コミュニティ推進協議会などからの依頼により出張講座で越谷市災害時要援護者避難支援制度について成果を得られた。 今後は、自治会の賛同率向上を目指し、さらに周知を図る。【危機管理室】</p>
(2) 災害・緊急時連絡支援体制の充実	5 福祉施設での避難者受け入れ体制の確立	<p>災害発生時に、近隣の要配慮者をはじめとした被災者の避難者となるように、社会福祉施設の活用を推進します。</p>	<p>出張講座において、災害時要配慮者の福祉施設での受入れの周知を図った。 また、福祉避難所開設訓練（通信訓練）を実施し、福祉施設との連携強化を図った。【危機管理室】</p>	福祉部 関連各部	A	<p>出張講座などを21回実施して、防災意識の啓発に努めた。 また、福祉避難所開設訓練については、新型コロナウイルス感染症を考慮し、福祉避難所に指定しているすべての社会福祉施設を対象とした通信訓練を実施し、意見交換することで連携強化を図ることができた。【危機管理室】(A)</p>	<p>平成28年度から令和2年度において、出張講座で災害時要配慮者への取り組みについて講話することにより、参加者への周知と理解を得られた。 また、平成29年度、平成30年度及び令和2年度に福祉避難所開設訓練を実施することで、避難所運営に関わる職員及び社会福祉施設職員下の周知と連携強化を図ることができた。 今後は、福祉避難所開設訓練の継続に加え、出張講座によりさらに周知を図る。 【危機管理室】</p>

第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進

1 障がい者理由とする差別の解消の推進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年(平成28年度～令和2年度)の経緯
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 障がい者への理解の向上	1 「障害者週間」の周知(1章に前掲)	「障害者週間(12月3日～9日)」を周知するため、「障害者の日記念事業ふれあいの日」(6月第一日曜日)を開催し、市民が多くのポスターを募集するなどして障がいに対する理解の促進を図り、障がい者をはじめより多くの市民の参加を促進するため、内容の充実を図ります。 また、「人権週間(12月4日～10日)」において、障がいに対する適切な理解を深めるための啓発についても推進します。	障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいへの理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会との共催で「第40回ふれあいの日」の開催に向けた準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 ※中止決定前にポスター原画募集 応募件数36点 【障害福祉課】 ふれあいの日ポスター原画募集 応募件数36点 【障害福祉課】 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していない。【子ども福祉課】 人権週間併せて11月30日から12月10日まで市役所1階ロビーにて人権標語・人権作文等のパネル展示を行ったほか、懸垂幕を掲出した。なお、例年実施している人権擁護委員による特設人権相談所の開設等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。 【人権・男女共同参画推進課】 啓発物品等を配布し、障がい者の人権をはじめあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努めた。【生涯学習課】	障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課	A	開催に向けた準備は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため未実施とした。【障害福祉課】(一) 開催に向けた準備は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため未実施とした。【障害福祉課】(一) 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施【子ども福祉課】(一) 令和2年度の人権週間における啓発活動に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権擁護委員による面での啓発活動や人権相談を中止とせざるを得ず、展示を中心となった。しかしながら、一定程度は来庁者向けの啓発活動が実施できたことから、Bとした。 【人権・男女共同参画推進課】(B) 地区センター・公民館等の地域の公共施設を活用した人権講座・講演会は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となったが、広範囲において啓発の推進に努めることができた。【生涯学習課】(A)	「障害者の日記念事業ふれあいの日」の開催により、障がい者の有無によらず多くの市民が交流するとともに、障がい福祉に対する理解を深める機会を提供することができた。今後も同様の取り組みを継続し、障がい福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図っていく。【障害福祉課】 平成28年から令和2年において、障害者の日記念事業「ふれあいの日」は、「心豊かな福祉のまちづくり」をテーマに、障がい者福祉に対する理解の促進を図り、地域共生社会の実現のため、市民の皆様には福祉への理解と関心を深めていただけるよう、例年市内福祉事業所や各福祉団体が中心となり実行委員会を立ち上げ、毎年「テーマ」を決めて、越谷市中央市民会館を会場に開催してきた。 平成28年から令和元年までは、屋内外において越谷市立中央中学校吹奏楽部の演奏、各福祉団体の発表、弥栄ソランチアーズの演奏、越谷市消防音楽隊の演奏、模擬店等が実施され、多くの人々が来場していたが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催中止となった。 今後とも、障がい者福祉に対する理解の促進できるよう、事業の充実を図る。【子ども福祉課】
(1) 障がい者への理解の向上	2 講演会・フォーラムの開催(1章に前掲)	市民が障がい者問題について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会などを開催します。 また、市民団体などと協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する適切な理解を深める取り組みを行います。	令和3年2月5日に越谷コミュニティセンターで人権・同和問題講演会の開催を予定していたが、緊急事態宣言下であることから中止とした。(越谷市人権教育推進協議会、越谷人権擁護委員協議会越谷部会、越谷市、越谷市教育委員会共催)。【人権・男女共同参画推進課】 市内の公共施設を会場とした人権講座・講演会等が一部中止となったが、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための学習機会の提供の場を設けるよう努めた。【生涯学習課】	このころの健康支援室 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課	A	直前まで開催の準備を進めていたが、緊急事態宣言の解除には至らず、人が多く集まる講演会については中止(未実施)の判断となった。【人権・男女共同参画推進課】(一) 市内の公共施設を会場とした人権講座・講演会が一部中止となったが、障がい者の人権に関する啓発を推進するよう努めたため。【生涯学習課】(A)	市民や企業、学校人権教育関係者、市職員を対象とする同事業については、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができ、人権意識の高揚を図ることができた機会と考えている。今後も関係団体と協力しながら、引き続き実施していきたい。【人権・男女共同参画推進課】 障がいに対する適切な理解を深めるための啓発活動を推進できた。障がい者の人権をはじめあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努める。【生涯学習課】
(1) 障がい者への理解の向上	3 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実	障がい者福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図るため、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。より多くの市民の参加を促進するため、事業内容のさらなる充実と周知を図ります。	障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいへの理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会との共催で「第40回ふれあいの日」の開催に向けた準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。 ※中止決定前にポスター原画募集 応募件数36点 【障害福祉課】 ふれあいの日ポスター原画募集 応募件数36点 【障害福祉課】 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していない。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	—	開催に向けた準備は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため未実施とした。【障害福祉課】(一) 開催に向けた準備は行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施【子ども福祉課】(一) 「ふれあいの日」については、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施【子ども福祉課】(一)	「障害者の日記念事業ふれあいの日」の開催により、障がい者の有無によらず多くの市民が交流するとともに、障がい福祉に対する理解を深める機会を提供することができた。今後も同様の取り組みを継続し、障がい福祉に対する理解の促進と共生社会の実現を図っていく。【障害福祉課】 平成28年から令和2年において、障害者の日記念事業「ふれあいの日」は、「心豊かな福祉のまちづくり」をテーマに、障がい者福祉に対する理解の促進を図り、共に生きる地域社会の実現のため、市民の皆様には福祉への理解と関心を深めていただけるよう、例年市内福祉事業所や各福祉団体が中心となり実行委員会を立ち上げ、毎年「テーマ」を決めて、越谷市中央市民会館を会場に開催してきた。 平成28年から令和元年までは、屋内外において越谷市立中央中学校吹奏楽部の演奏、各福祉団体の発表、弥栄ソランチアーズの演奏、越谷市消防音楽隊の演奏、模擬店等が実施され、多くの人々が来場していたが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催中止となった。 今後は、コロナ禍でもふれあいの日を開催できる方法を検討し、障がい者福祉に対する理解の促進できるよう、事業の充実を図る。【子ども福祉課】
(2) 障がい者の差別解消の推進	1 職員対応要領等の策定	職員対応要領を策定するなど、職員に対する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」についての啓発に努めます。	平成28年4月に策定した「越谷市における障害者理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を、掲示板を通じて再度周知した。また、越谷市職員が障がい者に対して適切に対応するため、新採用職員を対象に研修を実施した(延べ受講者数109人)。【人事課】 障害者差別解消法に基づく職員対応要領について、障害福祉課職員が講師を務め、新採用職員に対して研修を実施した。【障害福祉課】 同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、階層別職員研修等で啓発を行った。 【人権・男女共同参画推進課】	人事課 障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画推進課	B	計画に位置付けられた障がい者に対する適切な対応の促進の取組み等を実施した。【人事課】(B) 職員対応要領に係る啓発活動を図ることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A) 職員研修等で職員に対し、同和問題をはじめとする人権問題(女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等)について、講義を行い、正しい理解と認識を深められたためBとした。 【人権・男女共同参画推進課】(B)	計画に位置付けられた障がい者に対する適切な対応の促進の取組み等を実施した。【人事課】 人事課において策定した「越谷市における障害者理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障害福祉課職員が講師となり、新採用職員などに対し研修を行ってきた。引き続き同様の取組みを継続し、職員に対する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」についての啓発に努めていく。【障害福祉課】 引き続き、実施していきたい。さらに、理解度がより深まるよう努めていきたい。 【人権・男女共同参画推進課】
(2) 障がい者の差別解消の推進	2 相談窓口の設置	障がい者及びその家族、その他関係者からの障がい者理由とする差別に関する相談に対応できるよう相談窓口を設置します。	平成28年4月から障害者差別解消法に基づく相談窓口を設置するとともに、障害福祉課及び子ども福祉課が障害者差別解消法に基づく相談窓口となっていることを市ホームページ上で周知に努めた。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	A	障がい者理由とする差別の解消に係る相談に対応できるよう、相談体制を整備しているため、Aとした。【障害福祉課】(A)	障害福祉課及び子ども福祉課に障害者差別解消法に基づく相談窓口を設置し、市ホームページ上で周知に努めた。 引き続き同様の取組みを継続し、障がい者の差別解消の推進を図っていく。【障害福祉課】
(2) 障がい者の差別解消の推進	3 障害者差別解消支援地域協議会の設置	学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別の解消に努めます。	協議会を開催し、障害者差別解消に係る情報提供を行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1回協議会は中止とし、第2回協議会は書面による開催とした。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	今後も継続して協議会を開催し、情報共有するとともに、障害者差別解消に向けた取り組みを充実させる必要があるためBとした。【障害福祉課】(B)	障害者差別解消に向けた周知のための取り組みや関係法令について情報共有を行ったほか、差別・虐待事例の検討を行った。今後も引き続き、関係機関との情報共有を図るとともに、障害者差別の解消に向けた取り組みを進める。【障害福祉課】
(2) 障がい者の差別解消の推進	4 障がい者の差別解消に係る啓発活動	事業者や地域住民等に対する啓発活動を行い、障がい者差別の解消に努めます。	地域住民等に対し市ホームページにおいて障害者差別解消法に関するコンテンツの掲載を行うとともに、障がい者理解に関するリーフレットの配布等の啓発活動を行った。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	地域住民等に対し差別解消に係る啓発を図るため、作成したリーフレットを用いて周知・啓発活動を実施した。また、差別の解消や障がいに対する正しい理解の促進に係る方策について検討を進めたため、Bとした。【障害福祉課】(B)	市ホームページに障害者差別解消法に関するコンテンツを掲載するとともに、障がい者理解に関するリーフレットの作成・配布等を行い、事業者や市民に対し啓発活動を行ってきた。引き続き、同様の取組を継続するとともに差別の解消や障がいに対する正しい理解を促進する方策について検討していく。【障害福祉課】

2 権利擁護等の推進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の経過
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 成年後見事業等の充実	1 成年後見制度利用支援事業の充実	判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利と財産を守る成年後見制度が、身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応など社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、事業の充実を図ります。	平成28年（2016年）5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（「成年後見制度利用促進法」）が施行されたことに伴い、令和3年4月から5年間を計画期間とする第3次越谷市地域福祉計画と一体的に、「越谷市成年後見制度利用促進計画」を策定した。その中で、成年後見センターに中核機関としての機能の一部を持たせ、地域連携ネットワークの構築と、課題の検討や解決を図る協議会の協議を行うこととした。（中核機関の開始は令和3年10月から） また、コロナ禍のため、集客による広報活動ではなく、動画を作成しオンラインによる講演会の開催を初めを行った。 ・令和2年度の成年後見センターの利用者実績 相談件数：1,077件（内、障がい者に関する相談数：181件） 【障害福祉課】 判断能力の不足な高齢者や障がい者等の権利と財産を守る法律的な支援制度として、成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応を行った。また、法人後見人の受任等を図る成年後見センターの機能の充実を図った。 【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課	A	成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、成年後見センターの機能を充実すると共に、判断能力が低下してから利用できる法定後見制度だけでなく、判断能力があるうちから利用できる任意後見制度についても、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応ができるよう、成年後見センターと連携し、適正利用に向けた取組を行ったことから、Aとした。 【地域包括ケア課】（A）	高齢者及び障がい者の増加に伴い相談数は年々増加しており、平成28年度の相談件数が647件で、令和2年度の相談件数が1,077件となり、5年間で約1.6倍の増加となっている。市長申立件数も毎年増加傾向であり、障害福祉課では5年間で11件の市長申立立てを行った。相談件数と市長申立件数の増加は、制度を必要とする方が増加していることだけでなく、毎年開催している講演会や地域への出前講座など、効果的な制度の周知や利用啓発、個別相談への対応を適切に実施してきた結果であると考えられる。 今後は、専門職と制度の課題や解決策を検討する協議会を活用し、成年後見制度が、より身近なものとして活用されるよう、事業の充実を図っていく。【障害福祉課】 高齢者及び障がい者の増加に伴い、相談件数及び市長申立件数について増加傾向である。地域包括ケア課では、5年間で43件の市長申立立てを行った。 今後も成年後見制度が、より身近なものとして活用されるよう、事業の充実と周知を図っていく。【地域包括ケア課】
(1) 成年後見事業等の推進	2 市民後見人養成事業の推進	地域に住む身近な存在として、地域で見守り支える役割を担う市民後見人候補者の養成を行うなど、社会福祉協議会の「成年後見センターこしがや」と連携し、判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者を地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。	越谷市市民後見人候補者名簿に33人が登録しており、市民後見人として18人が活動している（令和3年3月31日時点） 受任前の市民後見人候補者名簿登録者に対して、市民後見人として活動するにあたり必要な知識、倫理観を深めるために、年4回の継続研修を行った。また、市民後見人として活動している者に対し、専門的な市民後見人研修を年回実施した。【障害福祉課】 市民後見人候補者名簿に登録している者の中から、新たに後見人として選任された。 新規受任者数 高齢者：2人 【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課	B	市民後見人として活動している人が増加した。 今後、長く活動出来る市民後見人候補者の人材確保、市民後見人養成研修の参加者増加が課題となっていることから、Bとした。 【障害福祉課】（B） 市民後見人の受任件数が増えている状況である。今年度は市民後見人の養成研修はなかったが、平成30年度の養成研修で定員に対して申込者数が少なかったため、今年度は周知の方法等について、他市の状況も確認しながら検討をした。今後、養成研修の周知方法等について、更に工夫が必要と思われることから、Bとした。 【地域包括ケア課】（B）	今までに3回（H25年度、H28年度、H30年度）市民後見人養成研修を行っている。研修の参加者数が、1回目29人だったが、2回目は12人で、3回目は8人と毎回減少してしまっている状況である。そのため、参加しやすい市民後見人養成研修とすることや、市民後見人が安心して活動できる環境の整備等を行う必要がある。 一方で、18人の市民後見人が活動している市町村は、埼玉県内では一番（さいたま市が5件、川口市が7件）[令和2年成年後見制度利用状況調査より]である。しかし、現状では市民後見人が受任する場合には、越谷市社会福祉協議会が共同受任者の必要があるため、受任件数に限りがある。今後、専任受任も目指し養成研修を行うとともに、家庭裁判所との連携を図り、専任受任に向けて検討を行っていく必要がある。 【障害福祉課】 障害福祉課とともに、市民後見人養成研修を実施している。 今後も研修の参加者増加を図るため、研修の実施方法や環境整備等を行っていく必要がある。 【地域包括ケア課】
(1) 障がい者への理解の向上	3 成年後見制度利用支援事業の活用	身寄りのない判断能力の低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者が成年後見制度を活用できるよう、市長による審判の請求を行い、福祉の向上に努めます。	判断能力が不足な身寄りのない障がい者に対して、市長申立てを行った。 市長申立て件数 3件 成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対し、報酬助成を行った。 報酬助成の件数 15件 【障害福祉課】 判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は親族が申立てを行えない場合に、市長による審判の請求を行った。 市長申立て件数：12件 成年後見制度報酬助成の件数：14件 【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課	A	判断能力が不足で、身寄りがない対象者に対し、市長が申立てを行い、選任された成年後見人等の報酬を負担する余裕がない者に対して助成を行った。 今後はさらなる制度の活用が必要なることからBとした。【障害福祉課】（B） 身寄りがない場合や、親族の申立てが困難な場合には、成年後見センターから後見人の推薦を受け、十分な審議を図ったうえで、円滑な成年後見制度の活用が出来たことから、Aとした。 【地域包括ケア課】（A）	各年度により件数の増減はあるものの、この5年間については少なくとも毎年3人以上の対象者に対して、市長申立てにより成年後見人を選任することができている。また、報酬助成を行っている件数が増えていることから、成年後見人が必要な方に対しての選任が進んでいることが見て取れる。 今後は引き続き、制度の活用を行っていく。【障害福祉課】
(1) 障がい者への理解の向上	4 福祉サービス利用支援事業の促進	判断能力の不足な高齢者や知的障がい者、精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助など社会福祉協議会の福祉サービス利用支援事業の利用を促進します。	判断能力が不足な知的障がい者、精神障がい者に対して、障がい者福祉ガイドやライフレット等を活用して、福祉サービス利用支援事業の案内を行った。【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課	B	福祉サービス利用支援事業の案内を行い、事業内容の周知をした。 今後も引き続き周知を図り、福祉サービス利用支援事業の利用につなげる必要があることから、Bとした。【障害福祉課】（B）	福祉サービス利用支援事業の利用者は、平成28年度が71人で、令和2年度が41人と減少している。その理由としては、本人の判断能力の減少により、成年後見制度へ頼りだことが増えている。今後、専任受任も目指し養成研修を行うとともに、併せて、成年後見制度の利用も含めて同時に検討を行い、適切な事業の利用に繋げていく。 【障害福祉課】
(2) 投票しやすい環境の整備	1 投票制度の広報・啓発の推進	障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など合法に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。	令和2年度においては選挙の執行がなかったため、選挙執行に併せた障がい者の投票に係る制度周知の機会がなかったが、障がい者福祉ガイドや市民ガイドブックの刊行物やホームページなどにおいて、選挙制度の周知を図った。【選挙管理委員会事務局】	選挙管理委員会事務局	B	市刊行物やホームページなどにおいて選挙制度の周知に努めた。 今後は常時からの取組をはじめ、選挙時にはより一層の周知・指導を図る必要があることからBとした。【選挙管理委員会事務局】（B）	障がい者が投票しやすい環境整備のため、代理投票や点字投票、期日前投票及び不在者投票の制度について広報等で周知を実施したほか、音声版の選挙広報の作成や投票所～点字の候補者氏名一覧を備え付け、記載を補助する滑り止めシートの設置等の対応を行った。 また事務従事者に対しても、選挙事務従事者説明会を開催し、その中で障がい者や高齢者の選挙人への対応についての指導を行い、現場で適切な人的補助等を行うことのできる体制を整えた。 点字投票や代理投票については毎選挙一定数の実績値は出ているが、障がい者を有する選挙人の投票行動につながる施策について、さらに検討していく必要がある。 【選挙管理委員会事務局】
(2) 投票しやすい環境の整備	2 投票所のバリアフリー化の推進	障がい者や高齢者の投票を促進するための投票所の設営の解消については、施設の見直し等具体的な取組につなげていく。 設営の解消ができない投票所については、人的介助が必要な方に対して迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。	次の選挙に供え、スロープが設置できない投票所などについて、設備の見直しや改善策について調査・検討した。【選挙管理委員会事務局】	選挙管理委員会事務局	B	現状バリアフリー化が困難な投票所について、施設の見直し等具体的な取組につなげる事ができなかった。投票区域・地域の施設は変化する可能性があり、引き続き検討していく必要があることからBとした。【選挙管理委員会事務局】（B）	施設の見直し等具体的な取組につなげる事ができなかった。投票区域・地域の施設は変化する可能性があり、引き続き検討していく必要があることからBとした。【選挙管理委員会事務局】（B） 現状バリアフリー化が困難な投票所については、選挙人に対し事務従事者による適切な人的補助を行い、選挙人が円滑に投票を行うことができる体制を整えた。 現状バリアフリー化が困難な投票所については、人的補助に対応しているが、投票区内に他の適した施設がないかどうかについて、引き続き検討していく必要がある。 【選挙管理委員会事務局】
(3) 障がい者虐待防止の推進	1 障害者虐待防止法等の周知	虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法等の周知を図ります。	市ホームページにおいて、障がい者の虐待防止について周知を図った。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	虐待に関する通報等については減少していないため、引き続き周知を図る必要があることから、Bとした。【障害福祉課】（B）	虐待を未然に防止するため、市ホームページにおいて、障害者虐待防止法や相談窓口について周知してきた。 引き続き、同様に周知を図り、障がい者虐待防止を推進していく。【障害福祉課】
(3) 障がい者虐待防止の推進	2 養護者の負担軽減	障がい者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。	手帳交付時や各種相談の際に、障害福祉サービスの案内を行った。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	B	障害福祉サービス等の案内を行うことで、必要なサービス利用につながった。 今後も引き続き、委託相談支援事業所の相談員等とも連携を図り、障害福祉サービスの周知を図り、障害福祉サービスの利用を通じて、障がい者のみならず、介護者の負担軽減に努める必要があることから、Bとした。【障害福祉課】（B）	障がい者からの多様な相談は、その件数について増加の傾向にあり、障害福祉サービス等の案内を行うことで必要なサービス利用につながっている。引き続き、障がい者の状況やニーズに応じたサービスや支援につなげ、障害者のみならず、介護者についても、孤立防止や負担軽減が図られるよう努めていく。【障害福祉課】
(3) 障がい者虐待防止の推進	3 障害者施設等による協力体制の充実	虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障害者施設等との協力体制の充実を図ります。	市内の障がい者施設と協定を結び緊急一時保護について、協力体制を整備している。【障害福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課	A	障がい者虐待の対応の際、方が緊急一時保護を要する場合においても対応するための協力体制の整備が図られているため、Aとした。【障害福祉課】（A）	虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、市内の障がい者施設と協定を結び緊急一時保護について、協力体制を整備してきた。 引き続き、対応の即時性を向上させる等の体制充実を図るとともに、虐待を未然に防止するため、レスパイトサービス等による養護者の介護負担の軽減策を検討していく。 【障害福祉課】

第8章 生涯学習環境の整備・充実

1 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 学級・講座等への障がい者の参加促進	1 情報提供の充実	生涯学習情報誌「TRY」を市ホームページに掲載するとともに、ボランティア団体によるデジター図書館の生涯学習情報誌「TRY」を発行し、情報提供の充実を図ります。	生涯学習情報誌「TRY」の視覚障がい者への音声による情報提供を行うとともに、市のホームページに掲載し情報提供に努めた。【生涯学習課】	生涯学習課	A	新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア団体によるデジター図書館のTRYについて一部発行が出来なかったが、市のホームページに掲載するなど、きめ細やかな生涯学習の情報提供に努めたため。【生涯学習課】(A)	視覚障がい者を含め、広く市民に生涯学習情報を提供できるよう努めた。今後も充実した生涯学習情報を提供できるよう努める。【生涯学習課】
(1) 学級・講座等への障がい者の参加促進	2 参加しやすい生涯学習の環境づくり	障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講座等に参加しやすい環境づくりを進めます。	新型コロナウイルス感染症の影響により講座は中止となったが、障がい者が学級・講座へ参加しやすいように、手話通訳者や介助者が同席できるように、受け入れ態勢の環境整備に努めた。【生涯学習課】	生涯学習課	A	各種学級・講座等において、開催は中止となったが、他機関に対する手話通訳者の派遣依頼や、車椅子使用者が参加できるよう会場整理等環境整備に努めたため。【生涯学習課】(A)	会場となる施設との調整や参加希望者への周知など、障がい者の受け入れ態勢を整備し、参加しやすい環境づくりに努めた。引き続き、多様化するニーズに応えられるような環境づくりに努める。【生涯学習課】
(1) 学級・講座等への障がい者の参加促進	3 スポーツ・レクリエーション教室・講座等の開設	障がい者の内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。	平成23年度から埼玉県障害者交流センターの地域支援事業を活用し、障害福祉課、越谷市社会福祉協議会、埼玉県障害者交流センターとの連携により「障がい者スポーツ教室」を開催している。 平成25年度をもって、埼玉県障害者交流センターの地域支援事業が終了し、平成26年度からは、単独事業で実施し、障害福祉課と連携を図り行った。 「障がい者スポーツ教室」 ①令和2年(2020年)5月9日、5月23日、6月6日 全3回(身体障がい者) 種目：卓球、バドミントン、スポーツのエルネスタ、卓球パレー等 ※緊急事態宣言発令のため中止。 ②令和2年10月6日、10月13日、10月20日 全3回(知的障がい者) 種目：ボッチャ、サーキット、卓球パレー等 参加者：9名 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により参加者が集まらなかったため、10月6日、13日については中止 【スポーツ振興課】 障害者福祉センターこぼと館において、スポーツ講習会を開催し、卓球パレーやスポーツ吹き矢を体験する機会を提供した。【障害福祉課】	スポーツ振興課 障害福祉課	A	参加者の方から好評をいただいている一方、参加者数が伸び悩んでいる。今後は周知方法等を見直し、新規参加者を増やすよう努め、より多くの方に参加いただけるよう尽力する。 【スポーツ振興課】(B) 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年本市でも周知や参加者の取りまとめをしていた、埼玉県主催「彩の国ふれあいピック」が中止となったが、こぼと館のスポーツ講習会事業の実施により、障がいのある人々が日常的にスポーツに取り組み健康的で豊かな生活を送ることに資することができ、スポーツ活動への参加機会の提供を図ることができたことから、Aとした。 【障害福祉課】(A)	平成28年から令和2年度において、参加者から好評をいただいている一方、参加者数の増加に課題が残った。 今後は、障害福祉課と連携し、参加者数の増加に努めるとともに、参加者のニーズに合わせた種目を実施するなど、より充実した教室の開催を図る。【スポーツ振興課】 障害者福祉センターこぼと館において、スポーツ講習会を開催し、卓球パレーやスポーツ吹き矢を体験する機会を提供してきた。 引き続き同事業を実施し、身の状況に応じ誰もが参加できるようなレクリエーション。スポーツ教室等の充実を図る。【障害福祉課】
(2) 読書活動への支援	1 図書サービスの充実	障がい者の学習意欲に応えるため、録音図書制作や音訳の講習会などによりボランティア活動を支援し、録音図書や対面朗読の充実を図るとともに、拡大読書器の利用促進と、点字図書・拡大写本等の収集に努めます。 また、外出することが困難な方に対し、自宅などに図書等を配達するサービスを提供するとともに、音訳による新刊図書の案内などを行い、図書館利用の促進に努めます。	図書館の障害者サービスにおいては、社会福祉協議会に登録のボランティアサークル、こども文庫の皆様にご協力いただき、令和2年度は、14タイトルのデジター録音図書(CD)を制作いただいた。 また、貸出は、点字で1タイトル(1巻)、カセットテープで3タイトル(24巻)、デジター録音図書(CD)で1,096タイトル(点字、カセット、デジター録音図書、共にしらこぼとメールでの貸出数を含む)。なお令和2年度は視聴覚資料の貸出はなし。)、対面朗読は延べ利用者数22人、延べ朗読者数84人だった。資料配達サービス(しらこぼとメール)の令和2年度の利用は、延べ38人(図書96冊)だった。 【図書館】	図書館	B	視聴覚障害者情報提供ネットワークシステム「ナビエ」の登録が増え、録音図書がパソコンでダウンロードして聴く方が増加している中、毎年貸出数を維持しているのは、とても魅力的で質の高い録音図書を自館で作製しているからである。今後は、質の高い録音図書を作製し、視覚に障がいのある方をはじめ、通常の読書に障がいのある方など、幅広い市民の読書活動を推進していく。以上のことから、評価をBとした。【図書館】(B)	平成28年度から令和2年度にかけて、第3次(平成23年度から平成27年度)同様の録音図書貸出数を維持している。令和2年度はコロナ禍の影響があったものの、録音図書の貸出数が大幅に減ることはなかった。 読書ボランティア法(正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」)が公布、施行され、通常の読書に障害がある方へのサービスに対する要望が、今後高まるなど推測される。音訳者講習会を開催し、ボランティア活動を支援することで、録音図書の質を維持するとともに、電子書籍などのアクセシブルな書籍の収集及び利用促進に努めていくことが大切といえる。【図書館】
(3) 生涯学習・スポーツ活動への支援	1 生涯学習・スポーツ指導者の養成・確保	生涯学習に関する指導者や講師を紹介する「生涯学習リーダーバンク」については、登録の際に、障がい者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、多くの方からの要望に応えられるよう指導者の確保に努めます。 また、「生涯学習リーダーバンク」登録者等を対象に、「生涯学習リーダー・ボランティア養成講座」を開催し、市民の多様化・高度化する、生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの確保を図ります。 障がい者スポーツの指導者については、「障害者スポーツ指導員養成講習会」で資格を取得した障害者スポーツ指導員による障がい者スポーツ教室等の運営・指導を通じ指導者のスキルアップを図ります。 また、市民からの多様な要望にも対応できるよう「障害者スポーツ指導員」の有資格者をスポーツリーダーバンクへ登録するとともに、講習会等の情報提供を行い指導員の確保に努めます。	生涯学習に関する指導者や講師を紹介する冊子「越谷市生涯学習リーダーバンク」を2年に1度発行しており、最新版は令和元年度に作成し、越谷市のホームページにも公開している。新規登録申請を随時受け付け、ホームページを更新した。登録の際は登録申請書において、障がい者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、障がい者を含めた多くの方からの要望に応えられるよう指導者の確保に努めた。 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により「生涯学習リーダー・ボランティア養成講座」は中止とした。【生涯学習課】 令和2年度(2020年度)スポーツ・レクリエーション指導者研修会において、「パラリンピック」をテーマとして講演、実技を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした。 令和3年3月6日(土) 越谷市立西体育館 【スポーツ振興課】	生涯学習課 スポーツ振興課	C	「生涯学習リーダーバンク」の周知を行い、多様なニーズに応じた指導者の確保に努めた。一方で、生涯学習リーダー・ボランティア養成講座を新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止としたため。【生涯学習課】(C) 令和2年度(2020年度)はスポーツ・レクリエーション指導者研修会のテーマを、パラリンピックに関する内容予定であった。参加者確保のための周知方法等の見直しを行う。また、指導員の資格取得機会の紹介等を継続して行う。【スポーツ振興課】(B)	「生涯学習リーダーバンク」の発行、周知により多様なニーズに応じた指導者の確保に努めた。また、「生涯学習リーダー・ボランティア養成講座」を開催し、市民の多様化・高度化する生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの確保に努めた。【生涯学習課】 平成28年から令和2年度の「スポーツリーダーバンク」において、障がい者支援協会へ指導者を派遣するなど、利用者のニーズに合わせて派遣することができた。 一方、登録者において、「障がい者スポーツ指導員」の有資格者を増加させることが課題である。 今後は、スポーツリーダーバンクの登録者へ、資格取得のきっかけづくりや、よりよい指導者の育成のために、スポーツ・レクリエーション指導者研修会等で、指導者の養成・確保に努める。【スポーツ振興課】
(3) 生涯学習・スポーツ活動への支援	2 障がい者のスポーツ交流の促進	関係団体や機関との連携を図り、障がい者が参加しやすいようなスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催される、スポーツ大会等への障がい者の参加を促進します。	埼玉県が主催している「彩の国ふれあいピック」の参加を募集していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 令和2年度彩の国ふれあいピック春季大会 中止 令和2年度彩の国ふれあいピック秋季大会 中止 【障害福祉課】 埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会の協力のもと、第1回越谷市ふれあい卓球大会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした。 【スポーツ振興課】	障害福祉課 スポーツ振興課	B	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「彩の国ふれあいピック」は中止となったが、今後も引き続き、障がいのある人々のより身近なスポーツ活動への参加機会拡大を図ることが必要ことからBとした。 【障害福祉課】(B) 近隣市町から参加し広く交流を図ることができる。運営スタッフも参加している障がい者団体の指導者が実行委員会形式で連携している。今後はボランティアの協力者の増加に努める。【スポーツ振興課】(B)	ふれあいピックの周知をすることで、障がいのある人々が日常的にスポーツに取り組み、健康的で豊かな生活を送ることに資することができた。引き続き、スポーツを通じた障がい者の交流や障がい者スポーツの理解の普及のために、事業の周知および参加の促進に努めていく。 【障害福祉課】 平成28年から令和2年度において、近隣市町から参加し広く交流を図ることができている。 一方、参加者を増加させることが今後の課題である。 今後は、近隣市町村の施設への周知方法等を見直し、参加者のさらなる増加を図る。 【スポーツ振興課】

2 多様な社会参加の促進

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 障がい者間交流の促進	1 障がい者団体の育成	障がい者団体の活動拠点である障害者福祉センターこぼと館で、障がい者の活動母体である障がい者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進を図れるよう支援します。	障害者福祉センターこぼと館に登録している障がい者団体に対して、社会適応訓練室等を貸出して、活動場所の提供を行った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	数値目標を定めている障害者福祉センターこぼと館団体利用者数について、令和2年度数値目標14,200人に対し、新型コロナウイルスの感染症の影響により、実績が6,587人であり数値目標に届かなかったため、Bとした。【障害福祉課】(B)	障害者福祉センターこぼと館に登録している障がい者団体に対して、社会適応訓練室等の貸出により、活動場所の提供を行ってきた。今後も、同様の取組みを継続していく。【障害福祉課】
(1) 障がい者間交流の促進	2 趣味グループの育成	多様な特技や趣味活動を介した社会参加を促進するため、障害者福祉センターこぼと館の団体室や社会適応訓練室等の無料貸出を実施し、趣味グループの育成を支援します。	障害者福祉センターこぼと館において、趣味グループの育成のために社会適応訓練室等を無料貸出するなどの支援を行った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	数値目標を定めている障害者福祉センターこぼと館の利用サークル数について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度数値目標20サークルに対し、実績は16サークルであり数値目標に届かなかった。しかし、さをり織り、オカリナ演奏などサークルの活動内容も多岐にわたっており、障がい者の社会参加の促進を図られたため、Bとした。【障害福祉課】(B)	障害者福祉センターこぼと館において、趣味グループの育成のために社会適応訓練室等を無料貸出するなどの支援を行ってきた。今後も、同様の取組みを継続していく。【障害福祉課】
(1) 障がい者間交流の促進	3 障がい者間交流の促進	障がい者間の交流を促進し、共通に取り組める問題の解決や相互理解が図られるよう支援します。	障害者福祉センターこぼと館において、あいあい茶ろんや遊友などの事業を通して、障がい者間の交流の場の提供を図った。【障害福祉課】	障害福祉課	A	左記事業の実施により、障がい者の相互理解を図ることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	障害者福祉センターこぼと館の各種事業を通して、障がい者間の交流の場の提供を図ってきた。今後は、同様の取組みを継続していく。【障害福祉課】
(2) 障がい者のボランティア活動の促進	1 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実	障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるようボランティアセンターの機能の充実が図られるとともに、障害者福祉センターこぼと館における福祉ボランティアの育成事業の中で、ボランティアセンターとの連携を図ります。	ボランティアセンターからの資料に基づき、こぼと館において「ボランティア講座」を実施した。また、当該講座の修了者にボランティアセンターへの登録を案内した。【障害福祉課】	障害福祉課	A	こぼと館において、ボランティア講座を実施するにあたり、ボランティアセンターと連携を図ることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	障害者福祉センターこぼと館での「ボランティア講座」の実施にあたり、ボランティアセンターからの資料提供や講師を依頼するなど連携を図ってきた。引き続き、同内容の取組みを継続していく。【障害福祉課】
(2) 障がい者のボランティア活動の促進	2 障がい者団体等からの活動ニーズの発掘	障がい者が自らボランティア活動に参加し、社会的貢献や役割が果たせるよう、障害者福祉センターこぼと館と館連絡調整会議の構成団体に対し、活動ニーズの把握を行うとともに、その活動ができる体制づくりを推進します。	障害者福祉センターこぼと館連絡調整会議の構成団体に対し、活動ニーズの把握と情報提供を実施した。また、障害者福祉センターこぼと館の参加者等が、自主サークル活動等を行うことへの支援を実施した。【障害福祉課】	障害福祉課	C	活動ニーズの把握と情報提供については、構成団体に対して一定の取組みを図ることができたが、障がい者が自らボランティア活動を行えるような体制の整備については、その推進方法を調査研究している段階にあるため、Cとした。【障害福祉課】(C)	障害者福祉センターこぼと館連絡調整会議の構成団体である障害者団体や自主サークルに対し、こぼと館がアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めてきた。今後は、同内容の取組みとともに、ボランティアの育成と体制の整備等について検討していく。【障害福祉課】

計画の推進に向けて

施策	事業の内容	計画書本文	令和2年度の事業実施状況	担当課	令和2年度の事業実施状況に対する担当課の評価		5ヵ年（平成28年度～令和2年度）の総括
					令和2年度進捗状況	評価の理由	
(1) 人材の養成・確保	1 職員研修等の充実	障がい者の各種相談の窓口として、また多様化する障がい者のニーズに的確に対応するために、保健福祉を担当する専門職員の確保や職員の資質の向上を図る必要がります。 現在取り組んでいる職員の手話研修や、福祉業務体験研修などの職員研修事業を推進し、担当職員のみならず、福祉行政に対し市全体として、職員の資質の向上に努めます。 また、障がい者の文化、スポーツ・レクリエーション活動や学習活動への参加、さらには就業支援を促進していくために、市民や民間団体及び大学などの専門機関との連携の下に人材育成に努めます。	新採用職員を対象に障がい者及び高齢者福祉に係る研修において、外部の障がい者福祉施設から講師を招くとともに、高齢者疑似体験等を実施（受講者数56人）。 すべての差別の解消に向けて「人材・同和問題研修」等を実施（延べ受講者数405人）。【人事課】	人事課	B	新型コロナウイルスの影響により、一部中止とした研修はあるが、各種研修の取組み等を実施した。【人事課】(B)	新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は一部中止とした研修はあるが、平成28年度から令和元年度までは、計画に位置付けられた各種研修の取組み等を着実に実施した。【人事課】
(2) 適正なサービス提供の確保	1 障害福祉サービス事業所の指定・指導監査等の実施	障害福祉サービス事業所の設置に係る相談から事業所の指定、さらには定期的な指導監査までを市が一括して実施することにより、サービスの提供が適正なものとなるよう支援します。	障害福祉サービス事業所の指定実績は27事業所であり、指導監査を行うにあたり担当課と連携し、提供されるサービスが適正となるよう努めた。【障害福祉課】 本市指定障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、実地指導（書面検査を含む。）を実施した。なお、例年開催している集団指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一所に多くの人が集まることを避け、ホームページに資料を掲載することにより、事業所に対し指導内容等の周知を図った。 ◎実地指導（書面検査を含む。）：90事業 ※内訳：障害福祉サービス及び計画相談（者・児）は51事業 障害児通所支援は39事業 ※1事業所で複数の事業実施あり。 【福祉総務課】	障害福祉課 福祉総務課	A	指定障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所について、例年開催している集団指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団指導は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ホームページに資料を掲載することにより、事業所に対し指導内容等の周知を図った。 また、実地指導は3年（障害者支援施設については2年）に1度のサイクルで実施することとしており、令和2年度は279事業のうち90事業（うち障害福祉サービス及び計画相談は51事業）について、サイクル通り実施した。【福祉総務課】(B)	一連の業務を一括して市が行うことができているため、適正なサービス提供が図られるよう、丁寧かつ迅速な対応が可能となっている。引き続き、適正なサービス提供が図られるようきめ細やかに対応を進めていく。【障害福祉課】 平成28年度から令和2年度まで、集団指導を毎年開催し、各年度とも90%以上の出席率（令和2年度はホームページ掲載のみ）を保持することができた。これにより、障害福祉サービス事業者が事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取扱い、請求に関する事項等）を伝達することができた。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大状況等に配慮し、人数を制限した実施やオンライン実施など、新たな形式を取り入れた効果的な集団指導の在り方を検討する。 また、実地指導については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業所（緊急事態宣言期間中や事業者の感染状況への配慮）において書面検査を取り入れた。5ヵ年を通して事業所の総数が毎年増加しているものの、各種サービスの実地指導（書面検査を含む）を3年（障害者支援施設は2年）に1度のサイクルで計画的に実施することができた。今後は、さらなる実地指導数の増加が見込まれるが、より多くの事業所等の実地指導を行えるよう、実地指導の効率化・標準化等を図るとともに、職員体制の拡充（人員要員や職員のスキルアップ）等について検討する。 【福祉総務課】
(2) 適正なサービス提供の確保	2 オンプズパーソン制度の推進	本市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供者事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に解決する福祉保健オンプズパーソン制度を導入している。	福祉保健に関する、市やサービス提供者事業者への苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に解決するため、越谷市福祉保健オンプズパーソンを導入している。 令和2年度 苦情申立：0件、苦情相談：3件 【福祉総務課】	福祉総務課	B	オンプズパーソン制度は、福祉保健サービス利用者の権利擁護の仕組みである。毎年度、広報ししが及び市ホームページにおいて、運用状況の公表を行っている。平成18年度以降、申立てがない状況である。現在、苦情相談に対する同様の仕組みが整備されてきており、制度の周知が課題である。【福祉総務課】(B)	オンプズパーソン制度は、福祉保健サービス利用者の権利擁護の仕組みである。毎年度、広報ししが及び市ホームページにおいて、運用状況の公表を行っている。平成18年度以降、申立てがない状況である。【福祉総務課】
(2) 適正なサービス提供の確保	3 社会福祉施設等における苦情解決制度の推進	本市の施設福祉サービスについて、利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するため、苦情解決制度を推進します。	福祉部所管の施設は、越谷市社会福祉施設等における苦情解決制度運営要綱の対象施設となっていない。【福祉総務課】	福祉部 子ども家庭部	—	福祉部所管の施設は、越谷市社会福祉施設等における苦情解決制度運営要綱の対象施設となっていないため未実施【福祉総務課】(—)	これまで苦情解決制度運営要綱の対象施設となっていないため未実施であるが、引き続き利用者の権利を擁護し、施設運営の公正を確保するため、苦情解決制度を実施していく。【福祉総務課】
(2) 適正なサービス提供の確保	4 第三者評価システムの推進	第三者による公正・中立な立場から福祉サービスなどに対する評価を受けることにより、事業者自らがサービスに関する具体的な課題点や課題などを把握し、質の向上を図っていくとともに、利用者がサービス選択時の目安として利用できるよう、第三者評価システムを推進します。	事業所指定の相談時において、第三者評価の実施について説明を行うとともに、各事業所に対する集団指導においても第三者評価の必要性について説明を行うなどの取組みを進めた。【障害福祉課】	障害福祉課	C	提供するサービスの質の向上等に必要システムであることから、各事業所等に対し実施の推奨を行っているものの、第三者評価システムを実施している法人が少ない状況であることから、Cとした。【障害福祉課】(C)	第三者評価システムの推進を図るべく、実施に向けた動議を行ったが、実施状況は思われない。サービスの質の向上等を図る観点から、引き続き制度の推進を図っていく。【障害福祉課】
(3) 障がい者の参画	1 意見交換の機会づくりの検討	障がい者のニーズを聞き、的確に迅速な対応ができるよう、障がい者や障がい者関係団体などの意見交換の機会づくりに努めます。	第5次越谷市障がい者計画及び第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の策定にあたり、障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会等から意見を聴取した。【障害福祉課】	障害福祉課	A	市民等と意見聴取・交換を行いながら、第5次越谷市障がい者計画及び第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の策定を進めることができたため、Aとした。【障害福祉課】(A)	手話言語条例の制定や障がい者計画及び障がい福祉計画の策定にあたり、障がい者団体や社会福祉協議会障害者福祉専門分科会から意見を聴取した。 引き続き、障がい者や障がい者関係団体などと意見交換を行いながら障がい福祉施策を推進していく。【障害福祉課】
(4) 推進体制の充実	1 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の設置	本計画を推進するためには、保健・福祉・医療のみならず、教育・都市計画・産業など全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠です。 そのため、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において計画の進捗及び評価などを行い、施策の推進を図ります。 なお、本協議会は、社会福祉法に基づき条例設置されたものであり、本市の障がい者施策を推進するにあたり、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するとともに、さまざまな立場、見地から意見を聴取する場として、継続して事業運営を実施します。	障害者福祉専門分科会を児童福祉専門分科会と合同により3回開催し、新たな計画となる第5次越谷市障がい者計画及び第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の策定に向け意見を聴取した。【障害福祉課】	障害福祉課	A	第4次越谷市障がい者計画等の進捗状況について報告を行うとともに、新たな障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画について、障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の委員から意見を聴取しながら策定することができたため、Aとした。【障害福祉課】	障がい者計画については、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第4次越谷市障がい福祉計画の進捗状況や令和3年度を始期とする第5次越谷市障がい者計画の策定に向けた協議を行ってきた。また、障がい福祉計画については、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第5期越谷市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況や令和3年度を始期とする第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に向け児童福祉専門分科会との合意で協議を行ってきた。 今後は策定した計画の進捗状況や新たな計画の策定等について同審議会から意見を聴取し、本市の障がい福祉施策の計画的な推進を図っていく。【障害福祉課】
(5) 広域的連携体制の整備	1 大学・教育研究機関との連携	市内の大学のほか、保健・福祉・医療を専門的に研究する機関との積極的な連携を図り、幅広く高度なサービスに対応できる人材の養成に努めます。また、福祉を学ぶ学生との連携を強め、学生の現場体験と福祉ボランティアとしての相互協力体制づくりを図ります。	福祉事務所として、市内の大学に通う4名を実習生として受け入れ、人材の養成を図った。実習のカリキュラムとして、市役所障害福祉課の職員による「障がい福祉の概要」等について講義を行った。 なお、例年実施している越谷市障害者就労訓練施設しらこばとの実習については、新型コロナウイルスの影響により中止とした。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課	A	左記の事業実施により、大学・教育研究機関との連携を図り、広域的な連携体制の整備が取れているため、Aとした。【障害福祉課】(A)	市内の大学に通う学生を実習生として受け入れる一環としてしらこばとで実施している相談支援や就労継続支援の現場体験を行った。また、指定障害福祉サービス事業所しらこばとので歯科検診において、学生ボランティアにも参加を求めると協力体制づくりを図ってきた。 引き続き同様の取組みを実施していく。【障害福祉課】
(5) 広域的連携体制の整備	2 広域的な行政連携の強化	障がい者のニーズに即して必要なサービスを確保できるよう、障がい者の生活行動圏を踏まえ、事業内容などに応じて、県や近隣自治体との連携の強化を図ります。	必要に応じて県や近隣自治体との情報交換を行い連携強化を図るとともに、施設との利用調整を行い、サービスの確保を行った。【障害福祉課】	障害福祉課	B	県や近隣自治体との情報交換を行うことで、障がい者のニーズの傾向の把握や連携が図られた。今後も引き続き、ニーズに適切に対応するために、ニーズの把握や広域での連携体制の強化が必要なことからBとした。【障害福祉課】(B)	県や近隣自治体との情報交換の場を活用し、障がい者のニーズの傾向の把握や連携を図ってきた。引き続き、障がい者のニーズに即して必要なサービスを確保できるよう、県や近隣自治体との連携の強化に努めている。【障害福祉課】